

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

富山国際大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	33
基準 4. 教員・職員	49
基準 5. 経営・管理と財務	57
基準 6. 内部質保証	65
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	72
基準 A. 地域社会への貢献	72
V. 特記事項	78
VI. 法令等の遵守状況一覧	79
VII. エビデンス集一覧	91
エビデンス集（データ編）一覧	91
エビデンス集（資料編）一覧	91

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 学園の建学の精神

学校法人富山国際学園の前身である学校法人富山女子短期大学は、昭和 38(1963)年に設立され、同年 4 月に「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」を備えた女性の育成を目的として富山女子短期大学を開学した。地元教育界・産業界・官界をはじめ富山県民あがての支援と期待の中で、富山の子女を主な対象とした県内初の私学による高等教育を開始した。その後、同法人は、富山女子短期大学の学科増設により教育の充実を図りながら、附属高等学校と附属幼稚園を併置し、地元富山の明日を担う人材育成に取り組んできた。これらの教育実績を基盤に、平成 2(1990)年に富山国際大学(以下、「本学」という。)を開学し、学校法人富山国際学園(以下、「富山国際学園」という。)に名称変更した。

富山国際学園は、本学、富山短期大学(平成 12(2000)年に富山女子短期大学から名称変更・男女共学に移行)、富山国際大学附属高等学校(平成 4(1992)年に富山女子短期大学附属高等学校から名称変更・男女共学に移行)、富山短期大学附属みどり野幼稚園(平成 12(2000)年に富山女子短期大学附属みどり野幼稚園から名称変更)の 4 教育機関に加え、平成 16(2004)年に設立された社会福祉法人富山国際学園福祉会にながわ保育園、同西田地方保育園とも連携し、幼児期から青年期まで地域の教育・保育を担う県内随一の私立総合学園となっている。

富山国際学園の建学の精神は、前身の富山女子短期大学の「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」を踏襲し、学園が求め育むべき人間像を掲げ、人材育成の根底に据えている。「知性」は、物事を考え、理解し、判断する能力を表し、人間と他の動物とを区別する最も重要な属性である。「教養」は、人間が持つべき知識・常識と自然や文化への幅広い造詣を表し、社会で活躍するための知的基盤となる。「個性」は、他の人とは違う、その個人にしかない性格・性質を表し、個人の社会的自立を支える。その意味で、「高い知性」「広い教養」「健全で豊かな個性」は、人間が人間らしさを発揮し、社会の中で生きていくために備えるべき重要な属性である。

また、富山女子短期大学の開学式典(昭和 39(1964)年)に合わせて制定された校歌には、「清らなる知性」や「誠あるところ」を謳い、今日に至るまで学園の教育機関共通の校歌となっている。

2. 大学の基本理念、使命・目的、教育理念・目標

本学の設立準備過程において、「地球規模で考え、地域に根ざして行動すべき時代にあって、世界のいかなる人々とも友好関係を結びうる人間を育てる」ことが必要であるとして、「世界の国々の違ったものが違ったままで共存できる原理」や「人間・自然環境などが共生する社会の原理」を探求し、学ぶ場の創造が掲げられた。そして、立山連峰を眼前に望む富山市東南部の丘陵地に、世界の国々との共存や自然との共生にふさわしい学びの空間として、自然と建物が一体となった低層・分棟の建築様式のキャンパス(現「東黒牧キャンパス」)が構想された。

こうした構想の下、国際社会と地域社会への貢献を目指して、時代の潮流に対応できる人材を育成し、世界や地域に開かれた大学として、人文学部(国際文化学科(100人)、社会学科(100人)の2学科構成)を有する本学が平成 2(1990)年に開学した。

平成 12(2000)年には、人文学部を人文社会学部に改組するとともに、新たに地域学部を設置し、2 学部体制に移行した。さらに、平成 16(2004)年には、人文社会学部を国際教養学部へ改組した。しかしながら、少子化に伴う入学者の減少により、収容定員の充足率が 100%を割る状態が続き、平成 19(2007)年度には 2 学部を合わせて 59%にまで落ち込んだ。

こうした状況を受け、平成 20(2008)年には、時代の要請や社会のニーズに対応して、実学をより重視した教育への転換を図るため、両学部を統合・再編し現代社会学部として再構築した。同時に、「少子高齢化」時代における地域課題の解決に取り組む人材の育成を通じ地域社会に貢献することを目的として、新たに子ども育成学部の設置を計画し、平成 20(2008)年 10 月に設置認可を受けた。これにより、地域学部と国際教養学部は平成 20(2008)年 4 月に募集を停止し、平成 21(2009)年 4 月から現代社会学部（120 人「東黒牧キャンパス」）と子ども育成学部（80 人「呉羽キャンパス」）の 2 学部体制に移行した。

このように、本学は、開学以来、大学をめぐる状況や社会のニーズの変化に応じて学部の改組・改編を行ってきた。この間、「時代の潮流を見据えて、国際社会及び地域社会に寄与する」ことを主な理念としてきたが、平成 22(2010)年に開学 20 周年を迎えるにあたり、「共存・共生の精神」を基本理念の中核に据えることを確認した。「共存・共生の精神」は、21 世紀社会においてグローバル化が進み自然環境との調和が求められる中で生き方や人材育成を追求する点からも、今日的な意味を持っている。

以上のように、本学の基本理念は「共存・共生の精神と知性を磨く教育を基本に、時代の潮流に対応できる、健全にして個性豊かな人材を育成して、国際社会及び地域社会の発展に寄与する」ことであり、富山国際学園の建学の精神や本学開学の経緯を踏まえた理念となっている。

本学の使命は、基本理念に示されるように、「国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生といった時代の潮流を受けとめた教育研究や人材育成により、国際社会及び地域社会の発展に貢献すること」にある。そのため、富山国際大学学則第 1 条に、大学の目的を「教育基本法及び学校教育法にのっとり深く専門の学術を研究し、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成すること」と定めている。

また、本学の教育理念・目標は、上記の基本理念に沿って、「共存・共生の精神と知性を磨き、健全にして個性豊かな人格を形成することを基本的な教育理念として、国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生の時代において、国際社会及び地域社会の発展に貢献できる人間を育成する」こととしている。

3. 大学の個性・特色

本学は、現代社会学部が置かれている東黒牧キャンパスと子ども育成学部が置かれている呉羽キャンパスの 2 キャンパスから成る。

開学時から本学の本部がある東黒牧キャンパスは、富山市中心部の東南約 12 kmに位置し、立山連峰を眼前に眺望できる広大な丘陵地に、都市型大学には見られない自然をそのまま生かした約 13 万 m²の広大な敷地を持つ。可能な限り手を加えずに自然を残しながら、校舎は全て 2 階建ての赤煉瓦屋根で統一し、低層・分棟方式による建築様式となっており、自然と建物の一体感を有するキャンパスの中で人格的ふれあいができるよう配慮している。

呉羽キャンパスは、富山県の中央に連なる呉羽丘陵の麓の富山市呉羽地区に位置し、富山国際学園の本部機能と学園の教育機関である富山短期大学、富山国際大学附属高等学校、富山短期大学附属みどり幼稚園を併設しており、子ども育成学部の教育実現にふさわしい教育環境になっている。

こうした環境を生かし、本学では以下の特色ある教育を行っている。

a) 実学・実務重視型教育の推進

教養ある人間育成をベースに、実学・実務重視型教育を推進している。1・2年次におけるゼミ形式の「教養演習」とゼミ担当教員制度を両学部で導入し、現代社会学部では「地域づくり実習」「国際交流実習」「観光実習」「環境デザイン実習」「経営情報実習」、子ども育成学部では「生活文化演習」「地域社会参加活動」「幼稚園教育実習」「保育所実習」「教育実習」「相談援助実習」等、実習・演習科目を充実させている。さらに、実践的な語学教育に加えて最先端のIT教育を行うなど、実践的能力の育成・向上と学修意欲の高揚・増進を図っている。

b) 国際交流・地域連携事業の推進

活発な国際交流・地域連携事業を推進して、グローバルなマインド、知識、スキルを備えた人材の育成に努めている。国際交流センターでは、留学生への学習・生活指導、海外協定校との連携による海外研修・留学プログラムや国内協定校との国内交換留学制度などを設けてきた。

平成30(2018)年度より、現代社会学部では、加速度的に進む地域のグローバル化に即時対応できる人材育成プログラムとして、英語力の強化により育まれる能力を活用して、国内外で活躍できるキャリア人材の育成を目標とした教育課程を編成し、既存の3専攻(観光・環境デザイン・経営情報)に加えて、新たに英語国際キャリア専攻を開設した。

さらに、平成27(2015)年度文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」において、「地域課題探求型学習を核としたとやま地域創生人材育成プログラム」(令和元(2019)年度までの5年間)が採択されたのを契機に、現在も継続して「未来の地域リーダー育成」に取り組み、本プログラムの修了学生には修了認定証を授与している。

c) 「TUINS キャリア・サポートプログラム」の実施

キャリア支援センターが中心となり、令和4(2022)年度より「TUINS キャリア・サポートプログラム」を新設し、学生の社会的・職業的自立に必要な能力の育成をはじめ、学生一人ひとりの「なりたい自分」への探求、実現への取り組みや支援活動を展開している。具体的には、「プログラムの7つの柱」(基準項目2-3で記載)により、明確で計画的なキャリア支援活動を実践している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学及び富山国際学園の沿革

年度	沿革
昭和 38(1963)年 2 月 4 月	学校法人富山女子短期大学 設立 富山女子短期大学 開学(教養科 入学定員 100 人)
昭和 39(1964)年 4 月	富山女子短期大学附属高等学校 開学
昭和 42(1967)年 4 月	富山女子短期大学 食物栄養科(入学定員 80 人)、保育科(入学定員 50 人)の増設
昭和 45(1970)年 4 月	富山女子短期大学 保育科を幼児教育科に名称変更し入学定員を 80 人に増員
昭和 46(1971)年 4 月	富山女子短期大学 教養科を再編成し、家政学科(入学定員 80 人)、文学科(英文専攻 入学定員 40 人、国文専攻 入学定員 40 人)を設置 食物栄養科を食物栄養学科に、幼児教育科を幼児教育学科に名称変更
昭和 48(1973)年 3 月	富山女子短期大学 教養科廃止
昭和 52(1977)年 4 月	富山女子短期大学附属みどり野幼稚園 開園
昭和 57(1982)年 4 月	富山女子短期大学 商経学科(入学定員 80 人)の増設
平成 2(1990)年 4 月	学校法人名を学校法人富山国際学園に改称 富山国際大学 開学(人文学部国際文化学科 入学定員 100 人、社会学科 入学定員 100 人) 初代学長 佐々学就任
平成 4(1992)年 4 月	富山女子短期大学附属高等学校を「富山国際大学附属高等学校」に名称変更(男女共学に移行)
平成 6(1994)年 4 月	富山国際大学 2 代学長 石坂誠一就任 富山女子短期大学 家政学科を生活科学科に名称変更
平成 8(1996)年 4 月	富山女子短期大学 福祉学科(入学定員 80 人)の増設
平成 11(1999)年 4 月	富山女子短期大学 商経学科を経営情報学科に名称変更
平成 12(2000)年 4 月	富山国際大学 開学 10 周年 人文学部を人文社会学部人文社会学科(入学定員 200 人)に改組 地域学部地域システム学科(入学定員 200 人)の増設 富山女子短期大学を「富山短期大学」に名称変更(男女共学に移行) 富山女子短期大学附属みどり野幼稚園を「富山短期大学附属みどり野幼稚園」に名称変更
平成 13(2001)年 3 月 7 月	富山短期大学 文学科(英文専攻・国文専攻)、生活科学科の廃止 富山国際大学 3 代学長 金岡祐一就任
平成 16(2004)年 4 月	富山国際大学 人文社会学部を国際教養学部国際コミュニケーション学科(入学定員 130 人)に改組 地域学部地域システム学科を地域学部環境情報ビジネス学科に名称変更し、入学定員を 120 人に変更
平成 17(2005)年 4 月	富山短期大学 専攻科 食物栄養専攻(入学定員 15 人)の設置
平成 18(2006)年 4 月 9 月	富山国際大学 富山第一銀行と包括連携協定を締結 県内大学では初となる富山商工会議所会員に認定

富山国際大学

平成 19(2007)年 4 月	富山国際大学 富山短期大学・富山市との連携協定を締結
5 月	現代社会学部現代社会学科(入学定員 120 人)の設置認可(届出)
7 月	4 代学長 田中忠治就任
12 月	文部科学省へ国際教養学部国際コミュニケーション学科と地域学部環境情報ビジネス学科の平成 20(2008)年 4 月学生募集停止届を提出
平成 20(2008)年 3 月	富山国際大学 富山信用金庫コラボ産学官富山支部会員に認定
4 月	現代社会学部現代社会学科開設(入学定員 120 人、東黒牧キャンパス)
10 月	観光専攻、環境デザイン専攻、経営情報専攻の 3 専攻を設置 子ども育成学部子ども育成学科(入学定員 80 人)の設置認可
平成 21(2009)年 3 月	富山国際大学 子ども育成学部棟(呉羽キャンパス E 館)竣工
4 月	子ども育成学部子ども育成学科開設(呉羽キャンパス) 富山国際学園 サテライト・オフィスを富山駅前 CiC ビル 3 階に開設
平成 21(2009)年 4 月	富山短期大学 経営情報学科の入学定員を 100 人に、福祉学科の入学定員を 70 人に変更
平成 21(2009)年 7 月	富山国際大学 文部科学省「大学教育・学生支援推進プログラム」に選定
平成 22(2010)年 7 月	富山国際大学 開学 20 周年 5 代学長 中島恭一就任
10 月	文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に選定
平成 23(2011)年 3 月	富山国際大学 (財)日本高等教育評価機構による平成 22 年度大学機関別認証評価において、「適格」認定
8 月	第 1 回教員免許状更新講習実施
平成 24(2012)年 10 月	富山国際大学 文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に選定
平成 25(2013)年 10 月	富山国際学園 創立 50 周年記念式典・記念講演会 富山国際大学 文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」支援対象校に選定 (~平成 28 年度まで継続して選定)
平成 26(2014)年 4 月	富山国際大学 「第 1 期アクションプラン (2014~2017 年度)」を策定
平成 27(2015)年 4 月	富山国際大学 開学 25 周年
7 月	子ども育成学部 射水市教育委員会と教育に関する連携協定を締結
10 月	文部科学省「地(知)の拠点大学」(COC+)に認定 文部科学省「私立大学等経営強化集中支援事業」に採択(~28 年度まで継続して選定)
11 月	富山国際学園 南砺市との包括連携協定を締結
平成 28(2016)年 3 月	富山国際大学 大邱大学校(韓国)内に大邱大学校校一富山国際大学協力センターを開設
4 月	富山短期大学 経営情報学科の入学定員を 110 人に、福祉学科の入学定員を 60 人に変更
6 月	富山国際大学 南通大学杏林学院(中国)内に富山国際大学・南通大学杏林学院事務所を開設
11 月	富山国際学園 高岡市との包括連携協定を締結
平成 29(2017)年 1 月	富山国際学園 「南砺サテライト」を南砺市地域包括ケアセンター内に開設
10 月	富山国際大学 文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等改革総合支援事業」の「教育の質的転換」「地域発展」「グローバル化」の 3 タイプに選定

富山国際大学

平成 30(2018)年 3 月 4 月	富山国際大学 (公財)日本高等教育評価機構による平成 29 年度大学機関別認証評価において、「適格」認定 子ども育成学部子ども育成学科の入学定員を 90 名に変更 現代社会学部現代社会学科に英語国際キャリア専攻を増設 「第 2 期アクションプラン (2018~2022 年度)」を策定
令和元(2019)年 4 月 7 月 11 月	富山国際学園 株式会社インテックとの間で包括連携協定を締結 富山短期大学 福祉学科を健康福祉学科に名称変更し入学定員を 40 人に変更 富山短期大学附属みどり野幼稚園 幼稚園型認定こども園に移行 富山国際大学 6 代学長 高木利久就任 文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等改革総合支援事業」の「特色ある教育の展開」の 1 タイプに選定
令和 2(2020)年 4 月	富山国際大学 開学 30 周年
令和 4(2022)年 4 月 8 月	富山国際大学 教育研究・事務組織の再編 文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル)」と「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (応用基礎レベル)」に認定
令和 5(2023)年 4 月	富山国際大学 「第 3 期アクションプラン (2023~2025 年度)」を策定
令和 6(2024)年 1 月	富山国際大学 福井大学大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職 開発研究科に関する構成大学間協定の締結・調印 学校法人富山国際学園 富山国際大学・富山短期大学ガバナンス・コード制定

2. 本学の現況（令和6(2024)年5月1日現在）

- ・大学名 学校法人富山国際学園 富山国際大学
- ・所在地

【東黒牧キャンパス】〈現代社会学部〉 〒930-1292 富山市東黒牧 65 番地 1

【呉羽キャンパス】 〈子ども育成学部〉 〒930-0196 富山市願海寺水口 444 番地

学校法人富山国際学園 各機関の名称と所在地

〈学園本部〉 〒930-0193 富山市願海寺水口 444 番地

〈各機関〉 富山短期大学 〒930-0193 富山市願海寺水口 444 番地

富山国際大学附属高等学校 〒930-0175 富山市願海寺水口 444 番地

富山短期大学附属みどり野幼稚園 〒930-0193 富山市願海寺水口 444 番地

- ・学部構成

学部名	学科名	専攻名
現代社会学部	現代社会学科	観光専攻、環境デザイン専攻、 経営情報専攻、英語国際キャリア専攻
子ども育成学部	子ども育成学科	

- ・学生数（令和6(2024)年5月1日現在 単位：人）

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生総数	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次
現代社会	現代社会	120	5	490	447	99	113	122	113
子ども育成	子ども育成	90	5	370	380	90	93	95	102

- ・教員数（令和6(2024)年5月1日現在 単位：人）

学部	学科	専任教員（本務者）					助手	兼務者 （兼任教員）	備考
		教授	准教授	講師	助教	計			
現代社会	現代社会	10	10	2	0	22	0	14	
子ども育成	子ども育成	9	5	6	0	20	0	18	

※兼務者は、学外からの兼任教員(非常勤)者数を示す。

※学長は除く。

- ・職員数（令和6(2024)年5月1日現在 単位：人）

種別	人数	備考
正職員	19	内 医療系職員 1 人、技術系職員 1 人含む
嘱託	(2)	常勤嘱託職員 2 人（上記正職員の内数【再掲】）
パート	15	産業医 1 人、カウンセラー 1 人、部活コーチ 2 人、参事 1 人、保健師 2 人 キャリア就職アドバイザー 1 人、留学生支援担当 1 人、 事務 4 人(キャリア支援 2 人、国際交流 1 人、図書館 1 人)、宿直 2 人
派遣	4	図書館 1 人、情報センター 1 人、呉羽事務室 1 人、総務課 1 人
計	38	

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

富山国際大学（以下、「本学」という。）の使命は、富山国際学園（以下、「学園」という。）の「建学の精神」や本学の「基本理念」を踏まえ、「国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生といった時代の潮流を受けとめた教育研究や人材育成により、国際社会及び地域社会の発展に貢献すること」にある。このため、本学の目的を学則第 1 条に「富山国際大学は、教育基本法及び学校教育法に則り深く専門の学術を研究し、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成すること」と定めている。

また、この目的を実現するため、本学の教育理念・目標を「共存・共生の精神と知性を磨き、健全にして個性豊かな人格を形成することを基本的な教育理念として、国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生の時代において、国際社会及び地域社会の発展に貢献できる人間を育成する」として具体的かつ明確に掲げている。

さらに、本学の目的を達成するために、以下のとおり、学部の目的を定めている。

現代社会学部では、「観光、環境デザイン、経営情報及び英語国際キャリアの 4 分野において、地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目的とし、地域から世界を見る視点と世界から地域を見る視点の双方向から、地域社会の発展に関する基礎的・専門的・実学的教育研究を行う」（学則第 1 条の 2(1)）とし、具体的かつ明確に定めて明示している。

子ども育成学部では、「心身ともに健やかな子どもの育成を通して地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目的とし、保育・教育など子ども育成とその環境に関する基礎的・専門的・実践的教育研究を行う」（学則第 1 条の 2(2)）とし、具体的かつ明確に定めて明示している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的、教育理念・目標、学部の目的等は、学園の「建学の精神」や本学の「基本理念」を踏まえ、前述のとおりいずれも簡潔かつ明瞭に記述している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、「世界の国々の違ったものが違ったままで共存できる原理」や「人間・自然環境などが共生する社会の原理」を探求し、学ぶ場を創造するという構想の下、国際的視野に立脚した人間形成を基本に時代の潮流に対応できる人材を育成して、国際社会と地域社会

へ貢献することを目指し、設立された。

本学の使命・目的、教育理念・目標において明示している「共存・共生の精神」や「時代の潮流を受けとめた教育研究や人材育成により、国際社会及び地域社会の発展に貢献すること」といった記述は、こうした大学設立の趣旨すなわち本学の個性・特色を反映したものである。

また、教育理念に掲げる「健全にして個性豊かな人格を形成すること」も、学園としての「建学の精神」である「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」を踏まえた内容となっており、本学の個性・特色を端的に明示している。

1-1-④ 変化への対応

学園の「建学の精神」と本学の「基本理念」を堅持しつつも、時代の潮流や社会の変化に対応して教育内容の見直しや教育目標等の改正が必要となった場合は、教授会と運営会議の審議を経て変更することができる。

平成30(2018)年度には、加速的に進む地域のグローバル化に即応できる人材育成のため、現代社会学部において、既存の3専攻（観光・環境デザイン・経営情報）に加え新たに英語国際キャリア専攻を開設し、現代社会学部の目的に同専攻の記述を追加する改正を行った。

また、令和5(2023)年度には、使命・目的等の設定に係る創設時の経緯を踏まえた上で、本学の使命・目的の表現を再検討するワーキングチームを立ち上げた。学生や社会に対して分かりやすく、2つの学部それぞれの特徴にも考慮した表現を目指して、令和6(2024)年度以降、全体的な見直しを行う方針とした。

このように、社会情勢の変化や本学を取り巻く環境などに対応しながら、必要に応じて、使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的、教育理念・目標、学部の目的等は、学園の「建学の精神」や本学の「基本理念」を踏まえ、具体的かつ簡潔・明確に定めるとともに、適時改正を行ってきたところである。今後とも、地域社会のニーズ等に応じられるよう、学部・学科の再編やカリキュラム改編の検討などと合わせて、使命・目的等の継続的な見直しを行っていく。

●エビデンス集（資料編）

【資料 1-1-1】 富山国際大学学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 1-1-2】 令和6(2024)年度入学生用学生便覧（【資料 F-5】と同じ）

【資料 1-1-3】 富山国際大学開学30周年記念誌（p11～12）

【資料 1-1-4】 20240226「使命・目的等見直しワーキングチーム協議記録」

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

現在の本学の「基本理念」、使命・目的、教育理念・目標、学部の目的等は、平成 22(2010)年に大学開学 20 周年を迎えるにあたり、大幅な見直し提案を行ったものがベースとなっている。当時、教授会と運営会議での審議を経て、改正に至っている。

令和 5(2023)年度には、基準項目 1-1-④でも述べたとおり、この経緯とともに表現を再確認する教職協働のワーキングチームを立ち上げて議論を行い、内部質保証委員会へ今後の方針についての提案を行った。その結果は教授会を通して教職員にも報告している。

また、学園の中期事業計画にも反映する（基準項目 1-2-③参照）ことで、改めて役員の理解を得ている。

このように、本学の使命・目的及び教育目的は、役員や教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

学園の「建学の精神」、本学の「基本理念」、使命・目的、教育理念・目標、学部の目的等は、学生便覧や本学ウェブサイトに掲載するとともに、パネルを作製し各教室等に掲示して、教職員（非常勤講師含む）及び学生に対し周知している。

新規採用教職員に対しては、採用時に行う研修会でも説明している。

新入生に対しては、学生便覧を用いた新入生オリエンテーション、各学部の初年次教育の中の「自校教育」においても説明している。自校教育を促進するため、毎年 4 月、新入生を対象に、現代社会学部では「現代社会概論」、子ども育成学部では「教養演習 I a」で各 1 回、学長が学園の「建学の精神」と本学の「基本理念」を紹介・説明している。

学外への周知については、本学ウェブサイトで公開するとともに、特に高校生や父母等向けに、大学案内、学生募集要項などで明示しているほか、オープンキャンパス、キャンパス見学、高校教員対象入試説明会、高校訪問等においても説明している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

学園の中期事業計画においては、沿革部分で学園や本学の設立経緯に立ち返り、学園の「建学の精神」と本学の「基本理念」を確認している。また、将来構想においては、「建学の精神」を堅持し、社会経済の変化と時代の要請に対応しつつ、社会的使命を遂行するためにも、魅力的で特色ある教育研究体制の再構築が必要であるとの見解を示すとともに、学園を取り巻く環境動向も踏まえた上で、次のような「学園の特色の柱と今後強化すべき方向性」を掲げている。

- (1) 情報教育 情報分野でリーダーシップを発揮できる人材を育成できるように教育研究体制を再構築する。
- (2) 国際化推進 国際的な視野を持って活躍できるグローバル人材を育成できるように教育研究体制を強化する。
- (3) 専門職人材養成教育 地域の教育・保育・福祉等を担う専門職人材のさらなる質の向上が図れるように教育研究体制を強化する。
- (4) 地域共生 地域貢献活動を活発に行い、地域社会に欠かせない教育研究組織だと認識される学園を目指す。

このように、学園の中期事業計画は、本学の使命・目的、教育理念・目標と整合する内容となっている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育理念・目標は、大学全体の3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。また、これをもとに、それぞれの理念を考慮した学部ごとのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めており、これらは本学ウェブサイトや学生便覧等に掲載し、広く社会にも公表している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織として、現代社会学部現代社会学科と子ども育成学部子ども育成学科の2学部2学科を設置している。

現代社会学部現代社会学科においては、「観光、環境デザイン、経営情報、英語国際キャリアの4分野において、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を目的とし、地域から世界を見る視点と世界から地域を見る視点の双方向から、基礎的・専門的・実学的教育研究を行っている（学則第1条の2(1)）。

子ども育成学部子ども育成学科においては、「心身ともに健やかな子どもの育成を通して地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を目的とし、教育・保育・福祉など子ども育成とその環境に関する基礎的・専門的・実践的教育研究を行っている（学則第1条の2(2)）。

これらは、本学の使命と目的との整合性を考慮した学部学科構成となっている。

なお、令和4(2022)年4月1日には、学長のリーダーシップの下、教育の質保証と学生サービスのさらなる向上、各部局の業務効率化と意思決定から実行までの時間短縮に向け、大幅な組織改革を行った（基準4、基準6で記述）。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

学園の「建学の精神」や本学の「基本理念」、使命・目的、教育理念・目標等に対して、学内外から理解を得られるよう説明の仕方を改善する。特に学生に対しては、「自校教育」を含めて体系的な教育を行うことで愛学精神や志気を高めるとともに、キャリア教育において学生自身が就職活動を含む対外的活動で説明できるようにすることで、大学ブランディングの確立・推進に繋がられるよう工夫する。

●エビデンス集（資料編）

- 【資料 1-2-1】 平成 21(2009)年度運営会議議事録
- 【資料 1-2-2】 令和 5(2023)年度第 3 回内部質保証委員会議事録
- 【資料 1-2-3】 令和 5(2023)年度第 11 回教授会及び第 13 回運営会議議事録
- 【資料 1-2-4】 新規採用教職員研修会資料
- 【資料 1-2-5】 非常勤講師への配布資料（大学の使命関連）
- 【資料 1-2-6】 令和 7(2025)年度大学案内（【資料 F-2】と同じ）
- 【資料 1-2-7】 大学ウェブサイト（大学の使命・目的及び教育目的）
- 【資料 1-2-8】 シラバス（「現代社会概論」、「教養演習 I a」）
- 【資料 1-2-9】 令和 6(2024)年度入学生用学生便覧（【資料 F-5】と同じ）
- 【資料 1-2-10】 令和 6(2024)年度学生募集要項（【資料 F-4】と同じ）
- 【資料 1-2-11】 学校法人富山国際学園中期事業計画（令和 6(2024)~10(2028)年度）
- 【資料 1-2-12】 組織図

【基準 1 の自己評価】

本学の目的や学部の教育目的は、学則等に明確に定めており、学園の「建学の精神」や本学の「基本理念」も、使命・目的、教育理念・目標等と合わせ学生便覧や本学ウェブサイトにも明記し、学生、教職員をはじめ本学の関係者への周知を行っている。これらは、学園の中期事業計画及び本学の 3 つのポリシーにも反映している。

また、令和 4(2022)年 4 月には、学長のリーダーシップの下で教育の質保証・向上のための体制整備と学生サービスの充実等を図るべく大幅な組織改革を実施し、本学の使命・目的、教育理念・目標の実現に真摯に取り組んでいる。

以上のことから、「基準 1. 使命・目的等」はその基準を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーは、教育理念・目標を踏まえて全学及び学部ごとに策定し、本学ウェブサイトや大学案内、学生募集要項に明記して周知を図っている。学生募集の一環として実施する進学説明会、オープンキャンパス、高校教員対象入試説明会、教職員による高校訪問においても、アドミッション・ポリシーとそれに基づく入学者選抜方式や評価方法について具体的に説明している。

<大学のアドミッション・ポリシー>

(1) 教育理念・目標

富山国際大学では、「共存・共生の精神と知性を磨き、健全にして個性豊かな人格を形成することを基本的な教育理念として、国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生の時代において、国際社会及び地域社会の発展に貢献できる人間を育成する」ことを教育目標としています。

(2) 求める人物像

- ① 大学教育を受けるにふさわしい基礎学力を有し、学ぶ意欲及び目的意識を持つ人
- ② 知性、教養を身に付け、個性豊かな人間をめざし、自己を高める努力をする人
- ③ 国際社会や地域社会の発展に貢献できるよう、専門的・実践的な知識や技術の取得に意欲を持つ人

<現代社会学部のアドミッション・ポリシー>

(1) 教育目標

これからの 21 世紀を支える、国際的センスを持った、地域に精通し、かつ常に時代の潮流に対応できる実践的な人材、現代社会が抱えている問題を自ら発見・解決し、未来の創造に積極的に参加しようとする人材の育成を目標としています。

(2) 求める人物像

- ① 人と環境に配慮した観光政策・観光産業による地域社会の持続的発展に、高い関心を持つ人
- ② 環境に対する専門的知識と行動力を養い、地域や企業で豊かな環境を創造することに、高い関心を持つ人
- ③ 地域社会や組織の持続的発展のために、情報通信技術を活用し企業等の経営を創造・革新することに、高い関心を持つ人
- ④ 多文化共生の重要性を理解し、国際教養と英語力を駆使して地域社会の国際化に貢献することに、高い関心を持つ人

<子ども育成学部のアドミッション・ポリシー>

(1) 教育目標

教育と福祉の協働・融合の視点に立ち、確かな資質能力と学びの精神をもって教育・保育・福祉の専門職として、心身共に健やかな子どもの育成を通して、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目標としています。

(2) 求める人物像

- ①子どもの生活と遊び、発達と学習に高い関心を持ち、生きる力を育てる教育・保育・福祉の専門家をめざす人
- ②心身ともに健やかな子どもを育てる家庭や地域づくりに、高い関心を持つ人
- ③地域に愛着と誇りを持ち、地域の教育・保育・福祉の実践活動に、高い関心を持つ人

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

a) 入学者選抜の基本方針及び選抜試験の種別

<入学者選抜の基本方針>

多様な入試方法を通じ、求める学生像に沿った入学生を迎え入れるために、個別学力検査・調査書・面接・小論文等により、能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜を行う。

<入学者選抜の種別>

一般選抜（一般選抜、大学入学共通テスト利用型選抜）、学校推薦型選抜（指定校推薦、一般型、諸活動型等）、総合型選抜を実施している。また、特別選抜として社会人入試（両学部）、帰国子女入試・外国人留学生入試（現代社会学部）、3年次編入学試験一般公募制（両学部）、海外協定校(2+2)・秋季入試 海外協定校(2+2)・国内協定校（現代社会学部）を設け、アドミッション・ポリシーに沿った入学生を受け入れる体制を整えている。全ての試験の詳細は、学生募集要項や入学者選抜実施大綱に明記して学内外に周知している。

<現代社会学部の入学者選抜の種別>

(1) 一般選抜（前期・後期）

個別学力検査の成績と調査書の内容を総合して評価

(2) 大学入学共通テスト利用型選抜（前期・後期）

大学入学共通テストの成績（外国語（英語）（必須）と2教科2科目（選択））と調査書の内容を総合して評価

(3) 学校推薦型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）

小論文、面接、調査書、志望理由書、活動実績書の内容を総合して評価

(4) 総合型選抜

小論文、面談（プレゼンテーションを含む）、調査書、エントリー・カード（志望理由他）、活動実績書の内容を総合して評価

(5) 特別選抜（社会人、帰国子女、外国人留学生）（Ⅰ期・Ⅱ期）

小論文、面接、志望理由書、活動実績書の内容を総合して評価

<子ども育成学部の入学者選抜の種別>

- (1) 一般選抜（前期・後期）
個別学力検査の成績と調査書の内容を総合して評価
- (2) 大学入学共通テスト利用型選抜（前期・後期）
大学入学共通テストの成績（外国語（英語）・国語（必須）と1教科1科目（選択））と調査書の内容を総合して評価
- (3) 学校推薦型選抜
小論文、面接、調査書、志望理由書、活動実績書の内容を総合して評価
- (4) 総合型選抜
小論文、面談（プレゼンテーションを含む）、調査書、エントリー・カード（志望理由他）、活動実績書の内容を総合して評価
- (5) 特別選抜（社会人）
小論文、面接、志望理由書、活動実績書の内容を総合して評価

両学部ともアドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜を実施している。一般選抜の個別学力検査では、記述式を主体とした試験を実施し、基礎的な知識・技能のみならず、大学教育を受けるにふさわしい思考力や文章表現力等を有しているかどうかを評価している。小論文では、本学や学部のアドミッション・ポリシーに関連付けた出題を心がけ、思考力、判断力、文章表現力、基礎的な知識等を評価している。面接及び面談では、アドミッション・ポリシーに沿った質問や志望動機、大学で学びたいこと、卒業後の希望進路等について多角的に質問し、思考力・判断力・口頭での表現力や主体性の有無等を評価している。また、全ての入学者選抜で調査書に記載された評定平均値や出席状況、特別活動、部活動、ボランティア活動、資格取得状況等を本学独自の基準に基づき点数化し、高校生活での取組みを多面的・公正的に評価している。

b) 学生募集及び入学者選抜の実施体制

学生募集及び入学者選抜を組織的に運営するために入試センターを置き、学務課（入試担当）が入学者選抜試験の運営に関する業務（出願書類受付確認業務、入学者選抜実施業務、合否関係業務）を行っている。入試センターには、入試センター長及び次長（教員が兼務）、学務課（入試担当）の参事・アドミッションオフィサー2人、専任職員2人を配置している。

学生募集及び入学者選抜試験の計画・実施等について審議する会議体としては、「入試対策会議」及び「入試対策拡大会議」を設置している。入試対策会議は、「富山国際大学入試対策会議に関する規程」に基づき、入試センター長（議長）、入試センター次長、学長が指名する学部の委員各3人、入試センター長が指名する職員により構成され、学生募集に係る広報活動や入学試験の計画立案・実施・運営等について審議している。

入試対策拡大会議は、「富山国際大学入試対策会議に関する規程」第4条及び第5条に基づき、学長（議長）、学部長、総合学務センター長、事務部長及び入試対策会議のメンバーにより構成され、各年度の「学生募集・入学者選抜実施大綱」を策定している。また、入学者選抜にあたっては学部教授会の合否判定案について審議して最終合格者を決定している。合否判定にあたっては、定員確保に留意しつつも、入試種別ごとの過去のボーダーライン、下位合格者の入学後の成績や休退学状況と比較し、入学後の学力担保が明らかに

困難と判断された低得点者は不合格とする方針を貫いている。

入学者選抜試験は、学長を総括責任者として教職協働による全学体制で適正かつ公正に実施している。試験種別ごとに、当日の試験実施方法やタイムスケジュール、人員配置と業務分担内容、不正行為や人的ミスの防止及びその対応、障がいがある受験生への合理的配慮、災害発生時や公共交通機関遅延時の対応等を詳細に記載した実施要項を作成し、試験運営に係る事前説明会を全学で開催して担当教職員に周知徹底を図っている。

一般選抜の個別学力検査及び小論文の試験問題は、いずれも出題内容に関する専門知識を有する本学の教職員により、本学で独自に作問している。入試問題作成委員は学長が委嘱している。委員は各科目 3～4 人で構成され、試験問題の作成及び答案の採点を行う。試験問題は出題ミスを防止するため、入試センターの教職員、入試問題作成委員複数名により二重、三重のチェックを行っている。また、入学者選抜実施後には、得点分布や平均点、個々の問題の正解率等を検証し、次年度の作問や配点等の改善に役立てている。

c) 入学者選抜と入学後の学修状況との関連性に関する検証

大学及び学部のアドミッション・ポリシーを最も強く意識した入学者選抜方式として、総合型選抜が挙げられる。総合型選抜は現代社会学部では学部創設時から実施してきたが、必ずしもアドミッション・ポリシーを理解した学生が確保できず、退学率が他の選抜方式に比べて高い、卒業時の GPA (Grade Point Average) が 1 年次を下回るといった問題点を抱えていた。このため平成 30(2018)年度入学者選抜以降は、従来の小論文、面談、書類審査に加え、高校での各種取組みや志望動機、大学で取り組みたいことを説明するプレゼンテーション（紙資料のみでの説明も可とする）を必須化して、アドミッション・ポリシーを理解している受験生の取り込みを図った。

総合型選抜にプレゼンテーションを導入した結果、導入前と比較して、1 年次 GPA は平均 2 点台の上昇、退学者は進路変更 1 人を除き存在しなかったことが、検証の結果、明らかになった。

現代社会学部でプレゼンテーション導入による学力向上効果がみられたことから、令和 5(2023)年度以降は子ども育成学部でも総合型選抜を導入した。また、令和 7(2025)年度は現代社会学部において PowerPoint を用いたプレゼンテーションを必須化して、情報化社会への適応力がより高い受験生の取り込みを図るとともに、両学部の総合型選抜の募集定員を拡充することとした。

このほか、IR(Institutional Research)センターや教務担当と連携して、入試区分ごとに、選抜方式と入学時及び卒業時における GPA、休退学率等のデータを分析して、入学者選抜方式や学生募集・広報活動等が適正かを検証し、改善に役立てる取組みを進めている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

ウェブサイトや SNS による情報発信を行うとともに、進学説明会（春の進学説明会、6 月進学説明会、学校推薦型選抜直前説明会、一般選抜直前説明会）、高校教員向け説明会、オープンキャンパス（7 月下旬、8 月中下旬の 2 回）、大学祭開催時の進学相談会を対面で開催している（令和 2(2020)・3(2021)年度は新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて一部中止）。また、高校での模擬授業や校内説明会、大学見学の要望には可能な限り対応し

ており、模擬授業は要望に合致する専攻・分野の教員が担当している。

入試センターでは、他大学の広報の動向や模試における志願動向の把握と経年比較を行っている。これらに基づいて高等学校長経験がある参事 2 人や入試担当職員が富山県内及び近隣県の高校を定期的に訪問して、入学者選抜や各学部の教育の特色に関する情報提供、本学説明会等の PR、当該高校出身者の近況報告を行うとともに、高校側の意見・要望や志願状況を聴取し、学生確保に取り組んでいる。

過去 5 年間の入学定員充足率の平均は、現代社会学部で 94%、子ども育成学部で 105% となっている。また、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は、現代社会学部で 91%、子ども育成学部で 103%となっている(詳細は「共通基礎データ(様式 2)」を参照)。

しかし、令和 6(2024)年度入学者選抜では、大学全体の入学定員 210 人に対し入学者数が 186 人(入学定員充足率 88.6%)にとどまった。学部別では、現代社会学部が入学定員 120 人に対し入学者数が 97 人(入学定員充足率 80.8%)、子ども育成学部が入学定員 90 人に対し入学者数が 89 人(入学定員充足率 98.9%)で両学部とも入学定員を充足できなかった。特に、現代社会学部では学校推薦型選抜での入学者が前年度の 77 人から 52 人に、子ども育成学部では一般選抜(大学入学共通テスト利用型選抜を含む)での入学者がピークであった令和 3(2021)年度の 66 人から 38 人まで減少した。

一方、総合型選抜による入学者は現代社会学部が前年度 4 人から 9 人に、子ども育成学部が 1 人から 5 人に増加した。令和 3(2021)年度から一般選抜の成績上位者に年間 30 万円を給付する特別奨学生制度を設けたが、令和 6(2024)年度の入学者選抜からは、対象を大学入学共通テスト利用型選抜にも拡大した。この結果、令和 3(2021)~5(2023)年度の 3 年間で両学部合わせて 4 人であった特別奨学生制度の適用入学者が、令和 6(2024)年度には両学部合わせて 5 人となり、対象拡大策が一定の成果を上げた。

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

前年度の結果を踏まえて、令和 7(2025)年度入学者選抜以降は、総合型選抜の入学定員拡充を図るとともに特別奨学生制度の適用範囲の拡充を検討する。

さらに、県内高校への模擬授業等の出講を含め高大接続を強化し、本学への理解と信頼を向上させるとともに、比較的 18 歳人口が多い北陸新幹線沿線都市部での学生募集活動に加えて、ウェブサイトや SNS を用いた学生募集広報のさらなる拡充に努め、北陸地方以外での知名度向上を促進して新マーケットの開拓を図っていく。

●エビデンス集(データ編)

【共通基礎】認証評価共通基礎データ(様式 2)

●エビデンス集(資料編)

【資料 2-1-1】令和 6(2024)年度学生募集要項(【資料 F-4】と同じ)

【資料 2-1-2】令和 6(2024)年度学生募集・入学者選抜実施大綱(学外秘データを除く)
(【資料 F-4】と同じ)

【資料 2-1-3】総合型選抜及び入学後の状況(現代社会学部)

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援については、教育研究部に属する総合学務センター、キャリア支援センター、国際交流センター、図書館が業務を担っている。

総合学務センターは、総合学務センター長(教員)及び総合学務センター次長(教員)の統括の下、学務課(教務担当・学生支援担当)、呉羽事務室が教育課程・学籍・教職課程・教養教育・厚生補導・諸活動・奨学制度・賞罰などに関する業務を行っている。

国際交流センターは、国際交流センター長(教員)の統括の下、学務課(学生支援担当)が海外諸機関との学術交流、学内の外国語・国際教育、海外提携校との連携・拡大、外国人留学生の奨学金・生活支援、本学学生の海外留学・留学支援などに関する業務を行っている。

図書館は、図書館長(教員)の統括の下、図書館委員と図書館事務が協働で館の運営・整備、資料の選定、学生の利用促進、紀要発行などの業務を行っている。

キャリア支援センターについては基準項目 2-3 で後述する。

各センター及び図書館には、教員と職員から構成される委員会を設置し、各業務についての方針や計画を立て、学生の学修支援や授業支援を行っている。

<オリエンテーション>

入学時のオリエンテーションをはじめとし、各学年の前期、後期の授業期間開始前にオリエンテーションを実施している。各学部の教員と学務課・呉羽事務室が連携し、学年に応じた履修説明・指導、学生生活上の諸注意などをきめ細かく行っている。

<ゼミ担当教員による相談対応・指導>

両学部とも全学年において、ゼミ担当教員が学生の直面する修学面や生活面の様々な問題について相談に乗りながらアドバイスを与えている。また、教員間で学生の出欠状況の把握や要配慮学生の修学状況など、定期的な情報交換を行いながら、個別指導を実施している。

<ウェブ環境を活用した学習支援>

ウェブ環境を活用し、教務システムによる履修状況や成績の管理、Web シラバスシステムによる授業計画の把握、LMS (Learning Management System) を活用した教材や課題の提示及びレポート提出やアンケート実施など、学生の学修を支援している。

<学生用特設サイト>

学修支援の一環として、学生用特設サイトを運用している。特設サイトでは、学年暦や時間割、休講や授業日程の変更案内、欠席届等の様式など、学生が学修する上で必要な情報を取りまとめて公開し、学生・教職員が常時閲覧できるようにしている。

<成績表・コメント及び父母等懇談会>

両学部とも、学部長が期ごとの学部全体の活動を総括し、コメント及び今後の学修のポイントを示すとともに、学修状況を知る手だてとして学生たちの学内外での活動の成果をまとめ、成績表と併せて学生・父母等に送付している。

成績表の送付後、父母等懇談会を前期と後期の年2回開催しており、学生の学修及び大学生生活を支援する一助としている。

<自主学習の支援>

両キャンパスにおいて、学生が自主学習を行えるスペース（図書館、メディアコーナー、学習サロンなど）を確保しているほか、eラーニング教材を導入し、自宅での学習を支援している。なお、東黒牧キャンパスでは、英語を母語とする教員と気軽に英会話が楽しめるグローバルカフェを定期的にかけている。

これらに加えて、本学のアクションプラン(基準項目 6-3 で記述)に学修支援に関する目標を4つ掲げ、学修支援体制の強化に取り組んでいる。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

<SA やチューターによる学生支援>

本学は大学院を併設していないため、TA(Teaching Assistant)や RA(Research Assistant)の制度は設けていないが、両学部において、学生を SA(Student Assistant)として雇用し、授業準備や運営などの教育補助業務に従事してもらい、学修支援の充実に取り組んでいる。

また、国際交流センターではチューターを活用し、外国人留学生と日本人学生の修学面や生活面の相互支援を図っている。チューターは学内公募で採用している。

<オフィスアワー>

授業やゼミでの指導以外に、学生に対して学修支援や学生生活上の相談対応を行うために、両学部でオフィスアワーを設けている。オフィスアワーの時間帯は、本学ウェブサイト(学部教員紹介ページ)やシラバスで学生に周知するとともに、オフィスアワー以外の時間帯でも、随時、学生が自由に教員と相談できるようにしている。

<障がいのある学生への配慮・対応>

「富山国際大学障がい学生支援規程」を定め、本学ウェブサイトでも公表しているとおり、障がいのある学生の相談窓口及び支援を行う障がい学生支援室(現代社会学部学生支援チーム、子ども育成学部適応支援チーム)を設けている。授業や学生生活の支援に関す

る相談を受け付け、ゼミ担当教員や関係部署と連携を取りながら必要な支援をコーディネートしている。また、「支援の対象と内容」や「支援の流れ」を整理し、学生へ周知している。

＜中途退学や休学等への対応策＞

令和 5(2023)年度の退学者数(令和 6(2024)年 3 月 31 日現在)は、現代社会学部 9 人(退学率 1.9%)、子ども育成学部 2 人(退学率 0.5%)となっている。

入学から卒業までの退学率については、全国の私立大学の平均値と比べ大きく下回っている(詳細は基準項目 6-2 で記載)。

両学部とも、講義担当者とゼミ担当教員が連携して、学生指導にあたっている。特に欠席が多い学生に関しては、父母等の協力も得ながら指導をする体制をとっている。

また退学、停学、休学学生の状況は、対象学生を担当する教員から教授会で報告され、教職員間で情報共有している。

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

これまでも各学生へのきめ細かな支援を行ってきたが、令和 6(2024)年度には、学生一人一人が自分の成績、自己評価シート、能力特性評価テストを常時確認できるウェブシステムを導入し、学生が自分の活動を振り返りながら大学生活の目標を随時変更し行動できるようにする。

●エビデンス集(データ編)

【表 2-3】学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去 3 年間)

●エビデンス集(資料編)

【資料 2-2-1】学校法人富山国際学園事務組織規程

【資料 2-2-2】富山国際大学総合学務センター委員会規程

【資料 2-2-3】富山国際大学国際化推進・交流センター委員会規程

【資料 2-2-4】富山国際大学図書館委員会規程

【資料 2-2-5】総合学務センター委員会、国際化推進・交流センター委員会、
図書館委員会議事録

【資料 2-2-6】令和 6(2024)年度オリエンテーション資料

【資料 2-2-7】令和 6(2024)年度 Web シラバス(【資料 F-12】と同じ)

【資料 2-2-8】学生用特設サイト(メニュー)

【資料 2-2-9】父母等懇談会関連資料

【資料 2-2-10】TUINS e ラーニング(ベーシックコース、ステップアップコース)

【資料 2-2-11】富山国際大学第 3 期アクションプラン(2023~2025 年度)

【資料 2-2-12】令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p83(「チューターによる学生支援」)

【資料 2-2-13】大学ウェブサイト(教員紹介(オフィスアワー))

【資料 2-2-14】富山国際大学障がい学生支援規程

【資料 2-2-15】大学ウェブサイト(障がい学生支援)

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

地域社会に貢献できる人材の育成を目指す本学の理念に沿って、学生のキャリア形成支援や就職・進学支援を大学の重要な責務と位置づけ、対策を強化するために、キャリア支援センターを設置している。

キャリア支援センターでは、令和 4(2022)年度より「TUINS キャリア・サポートプログラム」と名付け、以下の「7つの柱」を中心に就職支援活動を実行している。

【TUINS キャリア・サポートプログラム 7つの柱】

1. キャリア関連授業の体系化
2. 手厚いサポート支援
3. センター主催のイベント運営
4. センターの目標設定
5. 最新の情報把握と配信
6. 就活体験事例のプロファイルと情報発信
7. 就活困難学生への就活支援

1. キャリア関連授業の体系化

<現代社会学部>

令和 3(2021)年度より 2 年次必修科目として「キャリア育成講座」を開講し、企業研究に特化した授業を展開している。これにより、1 年次（「キャリアデザイン講座」）から 3 年次（「キャリア支援講座」）にかけてキャリア系科目が体系化された。また、学年横断的に単位制インターンシップ制度を授業に取り入れている。

<子ども育成学部>

1 年次に「キャリア入門講座」（後期：必修科目）、2 年次に「キャリア支援講座Ⅰ」（通年：選択科目）、3 年次に「キャリア支援講座Ⅱ」（通年：選択科目）、教員採用試験 3 年次受験に伴い 3・4 年次に「キャリア支援講座Ⅲ」（通年：選択科目）をそれぞれ正課科目として開講している。また、正課科目以外に、2・3 年次生を対象に公務員・教員採用試験対策講座を設けるとともに 3・4 年次生を対象に分野ごとに模擬試験を実施している。

2. 手厚いサポート支援

<現代社会学部>

毎日（月曜日～金曜日）学生の相談・質問を受け付け対応している。また、毎月第 1・第 3 火曜日にハローワークから職員を派遣してもらい、学生に対する各種の就職指導を行

っている。

令和元(2019)年度から学校法人大原学園と連携した WEB による公務員対策講座を実施しており、毎年公務員試験の合格者を出している。

<子ども育成学部>

呉羽事務室において求人に関する様々な情報を学生に提供しているほか、キャリア支援担当参事(週2日の非常勤)を配置し、学生の相談に対応している。

教育課程を履修する中で資格を取得できるシステムにしている。学部の教育課程には、「小学校教諭(一種免許状)養成課程」、「幼稚園教諭(一種免許状)養成課程」、「保育士養成課程の履修に必要な科目」、「社会福祉士国家試験受験資格指定科目」、「スクールソーシャルワーク教育課程科目」、「社会福祉主事任用資格科目」が組み込まれている。

3. センター主催のイベント運営

<学内向け>

3年次生を対象として、地元企業に協力を仰ぎ8・12・2月に学内企業研究会を開催している。

また、令和4(2022)年度から大学祭期間中に家族向けの就職支援活動説明会を行っている。同説明会においては、リアルな就職活動体験談を4年次生から直接聴く場を設けており、家族からも好評を博している。

これらに加えて、子ども育成学部では、毎年3分野(小学校教育分野、保育・幼児教育分野、社会福祉分野)に関連する団体・事業所等に集ってもらい、望まれる人材や大学での教育の在り方などについて意見交換を行っている。

<学外向け>

例年11月に、県内企業の人事担当者を対象として、本学の取組みを理解してもらうための企業・事業所・大学講演会を学外で開催し、大学と企業との繋がりを強化する努力を重ねている。

4. センターの目標設定

就職を希望した学生の就職内定率を100%とすることを基本的な目標としている。

今後、現代社会学部においては、学生に人気の業種や企業・団体を調査しながら、それら企業との接点を図り、採用に繋げていく。子ども育成学部においては、教員採用試験や公立保育士試験、社会福祉士国家試験などを受験する学生の合格率の向上を目指す。

5. 最新の情報把握と配信

就職に必要な様々な求人情報やイベント情報を学生に提供している。学内での掲示のみならずメールでも随時配信し、令和4(2022)年度からは月ごとにイベント一覧表を作成して最新の情報を配信している。

6. 就活体験事例のプロファイルと情報発信

学生からの申告・報告及びゼミ担当教員からの報告により就職活動の取組状況を把握して「学生の就職活動一覧表」を作成し、キャリア支援センター委員会及び教授会で進捗状

況を報告している。

これまで就職活動の体験事例を収集し学内報に掲載してきたが、令和 4(2022)年度からはより体系的に収集し、体験談の発表を行っている。令和 5(2023)年度は、これらの情報を大学案内や本学ウェブサイトにも掲載している。

7. 就活困難学生への就活支援

両学部ともに特別な支援を要する学生がいた際に、学外機関と協力体制を築き支援にあたっている。具体的には、富山新卒応援「ハローワーク」や「ヤングジョブとやま」の協力の下、対象学生の特性に適した仕事を体験させ、個別に適切な職場を学生と共に見つけていくことを行ってきた。今後は、対応業務フローのシステム化に取り組む予定である。

これらの取組みを通して、両学部とも 9 年間就職内定率 100%を達成しているほか、資格取得に関しても、例えば社会福祉士国家試験の合格率（既卒者含む）が 84.6%と全国の私立大学では第 4 位、北陸 3 県の私立大学では過去 12 年連続で第 1 位を維持している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き高い就職率を維持するとともに、より学生の希望に沿った就職が実現できるように、「TUINS キャリア・サポートプログラム」の 7 つの柱をもとに、継続してキャリア支援と就職支援を強化する。

●エビデンス集（データ編）

【表 2-4】就職相談室等の状況

●エビデンス集（資料編）

【資料 2-3-1】富山国際大学キャリア支援センター委員会規程

【資料 2-3-2】学内企業研究会開催概要

【資料 2-3-3】企業・事業所・大学講演会開催概要

【資料 2-3-4】進路状況冊子

【資料 2-3-5】資格・免許取得状況（令和 3(2021)～5(2023)年度）

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定や課外活動の支援等、学生サービスの業務は、総合学務センターをはじめ、キャリア支援センター、国際交流センター、図書館、健康管理センター（カウンセリ

ング室含む)及び学務課(学生支援担当)で行っている。それぞれの組織の下には、専任教員と事務職員からなる委員会を設置し、委員会で審議・検討した上で、適切に実施・運営している。組織横断的な事項に関しては、教授会・運営会議で共有・調整・決定し実行に移すことで、学生サービスの向上を図っている。

<クラブ活動支援>

東黒牧キャンパス及び呉羽キャンパスには、令和6(2024)年4月1日現在、6部(体育系4、文化系2)、30サークル(体育系8、文化系22)があり、自分の能力や趣味、環境に応じて自由に加入できる。

各団体の活動に対しては、施設・設備面での支援や、経済的支援、人的支援を行っている。特に、硬式野球部、ボート部、陸上競技部の3部は強化指定クラブに指定し、専門指導員を配置して技術・競技力のアップを図るとともに、新規備品購入や劣化、故障した設備等の修繕を行うなどの支援を行っている。諸活動において全国大会で優勝するなど、特に優秀な成果を収めた学生・団体には、学位記授与式において「学長賞」「学長功労賞」を授与している。令和5(2023)年度には、「学長賞」を4団体及び1人に、「学長功労賞」を1団体及び1人に授与した。

<ボランティア活動への支援>

各自治体や団体からの参加要請や募集を受け、本学の各サークルへの情報提供や参加呼び掛けなど、学生が自主的に参加できるよう支援を行っている。

<大学祭への活動支援>

東黒牧キャンパスと呉羽キャンパスにおいて、学生が自主的に「大学祭実行委員会」を組織し、例年10月に大学祭を開催している。準備段階における学内調整や地域住民、関係機関等への連絡・調整等に関しては、学務課(学生支援担当)及び呉羽事務室の職員、並びに多くの教員が協力するなど、本学としても支援体制を整えている。

<「夢への架け橋」助成事業>

平成16(2004)年度から、学生による研究・活動事業に対する助成・支援プロジェクトとして、「夢への架け橋」助成事業を行っている。「本学学生の活力を生かすとともに、地域との連携をさらに深め地域に貢献することにより、本学の活性化に資すること」を目的として、学生から研究・活動等の事業計画を募集し、採択された場合、事業の実施に対して本学より助成・支援している。令和5(2023)年度は、現代社会学部3件・子ども育成学部5件の申請があり、7件が採択・助成され、事業活動が行われた。

<健康管理センター・カウンセリング室>

健康管理センターでは、健康相談・定期健康診断等を通し、学生の病気の予防や早期発見に繋げている。新入生に対しては、入学前に健康調査票を配布し、既往歴や健康に関する不安事項の把握を図っている。学内での疾病や外傷に対しては応急の処置を行い、必要に応じて専門医も紹介している。健康診断で異常が認められた学生については、適切なア

ドバイスをするとともに経過観察し、必要があれば精密検査等を受けるよう勧めている。

これらに加え、両キャンパスにおいて、健康管理センターのカウンセリング室（いずれも保健室とは別室）で、学生が大学生活を送る中で出会う様々な事柄（学業、クラブ、友人関係、家族関係、性格、就職、進路など）に関する悩みや相談にも応じている。

令和 5(2023)年度の健康管理センター利用者（学生）は延べ 1,022 人（東黒牧キャンパスは 364 人、呉羽キャンパスは 658 人）であった。カウンセリングを受けた学生は延べ 271 人（東黒牧キャンパス 140 人、呉羽キャンパスは 131 人）であった。

<ハラスメントに対する取組み>

ハラスメントの防止及び対策等を適切に実施するため、「富山国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」に基づいて、学長を委員長とするハラスメント防止対策委員会を設置し、教職員向けの研修を企画・実施するとともに、案件が発生した場合に適切な解決・救済を行うための体制を整えている。相談窓口としては、健康管理センター（カウンセリング室含む）のほか、学部長、ゼミ担当教員、学務課（学生支援担当）など複数の窓口を設けており、この窓口については、各ハラスメントの定義や留意点、被害にあったときに取るべき対応などの情報と共に本学ウェブサイトで公開しているほか、学期初めに配布する学生便覧においても掲載し、学生への周知に努めている。令和 6(2024)年度前期のオリエンテーションでは、啓発と窓口の紹介を行うリーフレットを新たに配布した。

<奨学金制度>

経済的に困難な状況にある学生の修学継続を支援するため、文部科学省の修学支援制度を利用しており、日本学生支援機構奨学金の手続きに関する説明会を実施している。近年、本制度を利用する学生が増加するとともに手続きに関する相談も増えており、個別対応を丁寧に行っている。また、本学独自の奨学金として、学資負担者の死亡や災害等による家計の急変などで学費等の納付が困難である者、海外留学者（半期）、外国人留学生、諸活動特待生を対象にした制度を設けている。日本学生支援機構奨学金、地方公共団体・財団等の奨学金についても、学生及び父母等からの相談に応じ、適切な助言、受給に向けた対応にあたっている。

<海外派遣学生・受入れ留学生に対するサービス>

国際交流センターでは、海外派遣学生・受入れ留学生に対して学修・生活に関する支援を行っている。「富山国際大学国際化推進・交流センター委員会規程」に基づき委員会を設け、支援体制や業務の改善を図っている。

海外留学にあっては、留学希望者に適した留学先の選定、事前準備（危機管理講習含む）、留学中の連絡・相談及び学習進捗のチェック、協定校等留学先との連絡などの支援業務を行っている。受入れ留学生に関しては、基準項目 2-2 で述べたチューター制度のほか、以下で述べる指導や支援を行っている。

<外国人留学生（交換留学生を含む）に対する住宅支援>

外国人留学生の住宅確保については、本学が民間アパートを必要部屋数分借り上げて提

供している。来日時の不慣れな生活を支援するため、アパートには生活必需品を備え、光熱費込みの家賃で貸し出しているほか、留学生支援員を配置し日本での生活習慣指導や入居・退去作業の対応を行うなど、留学生生活を支援している。

<アルバイトの紹介>

学務課（学生支援担当）と呉羽事務室では、学業に支障をきたさない範囲で、学生にふさわしいアルバイトを紹介している。特に、海外からの留学生は労働時間等に制限があるので、学務課（学生支援担当）及び国際交流センターで留学生のアルバイト実態を把握し、適宜指導している。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

コロナ禍において中止となっていた各種活動を再開することにより、学生が活発に活動・交流できるように支援していく。

●エビデンス集（データ編）

【表 2-7】 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）

【表 2-8】 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

【表 2-9】 学生相談室、保健室等の状況

●エビデンス集（資料編）

【資料 2-4-1】 富山国際大学クラブ規程

【資料 2-4-2】 富山国際大学強化指定クラブ内規

【資料 2-4-3】 大学祭パンフレット（両キャンパス）

【資料 2-4-4】 夢への架け橋助成事業実施要領及び実績

【資料 2-4-5】 富山国際大学健康管理センター委員会規程

【資料 2-4-6】 健康管理センター、カウンセリング室利用実績（令和 5(2023)年度）

【資料 2-4-7】 富山国際大学ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 2-4-8】 令和 7(2025)年度大学案内（保護者向けガイド）

【資料 2-4-9】 奨学金・奨励者制度の概要と選考基準

【資料 2-4-10】 留学生奨学金受給状況、留学生生活指導、宿舎別入居状況

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

東黒牧キャンパスは、富山市中心部からバスで南へ約 40 分、東黒牧の台地に位置する。本学の母体である学校法人富山女子短期大学（現・学校法人富山国際学園）が、国有地の払い下げを受け、平成 2(1990)年に同地において本学が開学した。現在は、現代社会学部の校舎を配置している。

呉羽キャンパスは、富山市中心部からバスで西へ約 30 分、呉羽丘陵の麓に位置し、平成 21(2009)年 4 月に、本学子ども育成学部を開設した。キャンパス内には富山短期大学・富山国際大学附属高等学校・富山短期大学附属みどり野幼稚園を併設し、その一面に子ども育成学部と富山短期大学との共用校舎を配置している。

「共通基礎データ（様式 1）」に示すとおり、両学部とも大学設置基準を満たしており、教育研究活動の目的達成のための諸施設を適切に整備している。

< 体育施設 >

東黒牧キャンパスでは、グラウンド、体育館、テニスコート 2 面、硬式野球部雨天練習場を備え、授業及び課外活動で使用している。

呉羽キャンパスでは、グラウンド、テニスコート、体育館等を備え、併設する短大・高校との調整を図りながら授業及び課外活動で使用している。

< 福利厚生施設 >

東黒牧キャンパスでは、厚生棟に食堂・ラウンジを設けている。食堂横のスペースでは、主に学生が運営に携わるキャッシュレス決済に対応した売店が営業されている。安価な商品の仕入れ・販売に工夫を凝らし、学生や教職員の人気を集めている。このほか課外活動の場として大学会館を配置している。

呉羽キャンパスでは、学生ホール（兼食堂）やコンビニエンスストアを備えている。E 館（子ども育成棟）においては、1・4・6・7 階にラウンジを設け憩いの場を提供している。

< 駐車場 >

両キャンパスともバスでの通学で富山市中心部から約 30～40 分の郊外にあることから、学生の自家用車による通学を認めており、無料で使用できる駐車場も用意している。

< その他施設の安全性（耐震性）等 >

東黒牧キャンパスは、全棟平成元(1989)年以降に建設しており、昭和 56(1981)年に施行された新耐震基準により設計、施工されている。呉羽キャンパス E 館（子ども育成棟）は、平成 21(2009)年時点の耐震基準で建設されている。

施設設備の維持管理は、東黒牧キャンパスでは主として総務課が、また呉羽キャンパスでは主として呉羽事務室が担っている。定期的に法定点検（消防設備点検、電気設備点検等）を業者委託により実施し、不具合等が発見された場合は、修繕や更新を行うなど、安全の確保に努めている。

「富山国際大学防火管理規程」及び「富山国際大学危機管理規程」を整備しており、両

規程に基づき、火災・地震等の不測の事態に備えている。また、防災意識を高め、学生・教職員の生命と安全を保護することを目的として、通報連絡や初期消火、避難誘導を行う訓練を消防署員立会いの下、原則年 1 回実施している。令和 6(2024)年 1 月に発生した能登半島地震においては、基準項目 5-1 で後述するとおり、本学と富山短期大学の「合同危機対策会議」を緊急組織し対応を行った。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

<実習施設>

社会福祉法人富山国際学園福祉会の 2 つの幼保連携型認定こども園（にながわ保育園・西田地方保育園）と交流・連携を行っており（「V. 特記事項」にも記載）、子ども育成学部の保育・幼児教育分野の学生の実習先にもなっている。

呉羽キャンパスには、富山短期大学附属みどり野幼稚園が併設されており、子ども育成学部の学びの場の一つとなっている。

<図書館>

東黒牧キャンパスには、図書館棟を整備し、主に現代社会学部が活用している。呉羽キャンパスには、富山短期大学附属図書館が整備されており、子ども育成学部が共同利用している。

東黒牧キャンパス図書館（図書館棟）は、1 階にインターネット環境を整備したメディアコーナーがあり、学生がいつでも情報検索に利用できる 6 台のパソコンを設置している。2 階には、一般雑誌や全国紙・地方紙・外国紙が閲覧できるブラウジングコーナー、閲覧室（席数 194 席）、開架書架、電動式閉架書架、専門雑誌コーナー、メディアコーナーを整備している。館内は、無線 LAN アクセスポイントを設置し、学生所有のノートパソコンもインターネット接続が可能である。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、約 11 万 9,000 冊・点の図書・視聴覚資料等を所蔵している。

共同利用している呉羽キャンパスの富山短期大学附属図書館は、東黒牧キャンパスと同様の環境を整備しており、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、閲覧席数 110 席、約 10 万 1,000 冊・点（大学関係分約 5,300 冊・点）の図書・視聴覚資料等を配架し、学生・教職員の教育研究活動をサポートしている。

東黒牧キャンパス図書館の開館時間は、学期期間中 8:45～18:00、夏季・冬季休業期間中 8:45～17:00、呉羽キャンパス附属図書館の開館時間は、学期期間中 8:30～19:00、夏季・冬季休業期間中 8:30～17:00 となっており、教育研究活動にかかる利便性向上に配慮している。

学生への図書館利用教育を実施しており、学生便覧に「図書館利用案内」を掲載するとともに、入学時の新入生のオリエンテーション時に図書館の利用方法についてガイダンスを行っている。

富山県立図書館が提供するオンライン蔵書目録を利用した「富山県内図書館 OPAC 横断検索ネットワークシステム」で、富山県内の高等教育機関の図書館や公立図書館の全蔵書を検索することができ、県内図書館の相互利用にも供している。

平成 12(2000)年 6 月から地域に根差した大学を目指す取組みの一環として、地域住民に

図書館を一般開放しているが、コロナ禍においては利用を規制していた。

<情報サービス施設>

教育研究のための情報ネットワークや情報処理教育支援等のサービスを提供する学内組織として大学情報センターがある。センターは情報関連に精通した職員を常時配置し、学内における情報教育研究の推進と学生・教職員へのサポートを行っている。

令和 3(2021)年度から 4 年計画で富山国際学園情報教育研究センター（後述）と大学情報センターが連携して情報ネットワークの刷新事業を進め、令和 5(2023)年度に外部接続回線とキャンパス間回線、並びに主要な学内基幹ネットワークの 10Gbps 化を完了した。

ソフトウェア面では、両キャンパスで Microsoft 社と包括ライセンス契約を締結しており、学生・教職員全員が同社の基本的なアプリケーションソフトウェアを活用できる。情報のセキュリティ強化を図る上でウイルス対策ソフトウェアの年間契約も行い安全性を確保している。

両キャンパスのほとんどの教室にプロジェクタ・大型ディスプレイが設置されており、多くの教員は PowerPoint 投影や動画を表示させる形で授業を行っている。学生向けには令和 3(2021)年度からは Microsoft Teams を、令和 5 (2023) 年度からは LMS (Learning Management System 学習管理システム) として WebClass システムを導入して学生の修学支援を行っている。コロナ蔓延と同時に遠隔授業環境の充実も図り、大雪などの悪天候の場合には Zoom を標準アプリとして緊急的遠隔授業にも対応可能となっている。

令和元(2019)年に富山国際学園情報教育研究センター（以下、「学園情報教育研究センター」という。）が設立され、本学を含む法人全体の情報化強化と仕組みの統一化、学生及び教職員のキャンパスライフの高品質化を目的として、「スマートキャンパス構想」を計画し推進している。大学情報センターは、学園情報教育研究センターと協働して本学におけるスマートキャンパスの構築と環境改善を推進している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

東黒牧キャンパスでは、車いす利用学生等のため、専用駐車場を確保しているほか、学生利用率の高い 4 号館と大学会館に車いす用の階段昇降機を、また、1・3・4 号館、大講義棟 I、厚生棟に多目的トイレを設置している。呉羽キャンパスにおいても、子ども育成学部の開設当初より、エレベーターやスロープ、多目的トイレ（3・6 階を除く各階）を備え、専用駐車場を確保するなどバリアフリー対応を行っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、1 学年定員が現代社会学部 120 人、子ども育成学部 90 人で、最大受講者数となる必修科目でも学生数は定員前後で収まり、授業実施に支障はない。

現代社会学部では、2 年次より 4 専攻に分かれ学生が分散するが、各専攻の専門科目はさらに少人数で実施している。

子ども育成学部では、取得を目指す免許・資格に応じて 3 分野の履修科目に学生が分散しており、少人数で教育効果の高い授業を展開している。

各学部の 1 年次の必修科目「英語 I」「英語 II」は、教育効果を上げるため、英語の語学

カレベルに応じて 20 人程度の少人数クラスに分けて実施しているほか、実習科目や演習科目では、複数クラスや少人数グループに分けて実施するなど工夫をしている。

また、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」や「体育実技」では、非常勤講師を増員することによりクラス数を増やし、適切な人数で授業を行えるよう配慮している。

コロナ禍においては感染拡大防止のため、教室の収容率を 50%と設定し、履修者数に応じて教室割り振りをを行い対応した。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学修環境の整備や快適な大学生活を送れるキャンパスづくりをさらに進めるため、アクションプランに基づき、学生の提案・要望等も汲み入れ両キャンパスの今後の整備計画を立案し実行に移すとともに、学園情報教育研究センターの主導により、情報分野の教育研究体制や情報基盤の整備等を学園内の各機関と一体となって効果的に推進していく。

●エビデンス集（データ編）

【共通基礎】認証評価共通基礎データ（様式 1）

【表 2-12】情報センター等の概況

●エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-1】各キャンパス校舎概要

【資料 2-5-2】富山国際大学防火管理規程

【資料 2-5-3】富山国際大学危機管理規程

【資料 2-5-4】令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p39～40、75～76（図書館利用案内）

【資料 2-5-5】スマートキャンパス構想

【資料 2-5-6】子ども育成学部実習施設一覧

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生による授業アンケートを、年 2 回、前期・後期の最終週に行い、授業に対する学生の意見を汲み上げている。

授業内容や方法・運営等に関する質問項目は、現代社会学部は 5 段階、子ども育成学部は 4 段階で評価してもらい、各項目に設けている自由記述欄にコメントを記述してもらっ

ている。

科目別の集計結果は、学生に公表するとともに、各担当教員にも渡し、それを受けて各教員は科目別の「授業アンケートコメント（改善レポート）」を提出している。全体の集計結果は、教授会、運営会議等で報告している。

学生の修学状況・資格取得状況の調査を実施しており、それぞれの学年のゼミ担当教員が、学生と個人面談を行い、学生の成績と聞き取りに基づいて履修指導と今後の学修に関するアドバイスをを行っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活アンケート調査では、学修支援に関する項目だけでなく、アルバイトの状況、食堂や売店の利用状況・要望事項、通学の実態、課外活動や大学祭等への参加状況等の項目についても調査し、学生サービス改善のための参考としている。

例として、食堂のメニューや価格の要望については、食堂委託業者と交渉し、安価な提供価格を維持しながらラインナップの調整を図っている。令和 5(2023)年度からは月に 1 回程度、県産食材を活用したランチを販売するキッチンカーの受入れを行うなど、サービスの改善に繋げている。

入学時に提出された健康調査票等で得た修学上の配慮が必要な学生の情報については、本人の希望を確認した上で、授業やゼミの担当教員とも共有し、配慮・支援に繋げている。また、新入生に対しては CLAS(College Life Anxiety Scale 学生生活に焦点をあてた不安検査)も実施しており、カウンセラーから結果の配布と助言を行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

両学部では、学長と各学部の「学友会」との懇談会を設け、学生からの率直な意見などを聞き取り、その内容を学部学務センター委員会等において学内で共有し、改善に取り組んでいる。また、学生要望に対する本学の対応状況については、学生用特設サイトにおいて学部ごとに掲載し、学友会を通じて学生へのフィードバックも行っている。

後援会においては、総会の開催案内時に、父母等から大学に関する意見・要望などを募っている。寄せられた意見等については、総会当日に役員から言及のあった内容等と合わせ、教授会等に報告して汲み上げている。

このほか、両キャンパスに「意見箱」を設置して、学生からの意見や要望等を広く聴取している。

学生要望を踏まえた近年の改善事例としては、自動販売機の増設、洋式トイレのウォッシュレット付き便座の設置、洗面台の自動水栓化、急な悪天候に利用できる貸傘の設置などが挙げられる。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業アンケートや学生生活アンケート、学友会と学長との懇談会を今後も継続実施し、学生の意見や要望に、本学としてより迅速かつ適切に対応していく。

●エビデンス集（資料編）

【資料 2-6-1】 授業アンケート（令和 3(2021)～令和 5(2023)年度）

【資料 2-6-2】 学生生活アンケート（令和 3(2021)～令和 5(2023)年度）

【資料 2-6-3】 学友会と学長との懇談会議事録

【資料 2-6-4】 学生用特設サイト（学長との懇談会での意見・回答・対応について）

【基準 2 の自己評価】

本学の教育目標を踏まえ、大学及び各学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め公表している。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを促進するために、大学及び各学部での入学者選抜の基本方針や種別を定め公表している。

入学者選抜試験の実施にあたっては、学長を総括責任者として、責任体制の明確化と教職協働による全学体制により、適正かつ公正な実施と運営を行うとともに、毎年度、全入学試験終了後には客観的データに基づき入試総括を行い、次年度の入学試験の実施方法や学生募集の計画立案に活用することで、適切な学生受入れの体制維持に努めている。

学修支援や授業支援では、授業改善や個別指導・学修支援を教職協働により実施し、実施状況を検証しながら改善に努めている。

キャリア形成のための支援体制では、「TUINS キャリア・サポートプログラム」を軸に、キャリア教育、資格取得支援、就職活動支援などを実施し、就職状況も大変良好である。

学生生活安定のための支援では、学生に対する経済支援、課外活動への支援、健康面や生活面の相談、ハラスメント防止への取組み、配慮を必要とする学生への組織的対応など、多様化する学生ニーズに対応するべく教職協働により適切に実施している。

校舎、設備、実習施設、図書館などの教育環境においては、施設設備の整備と運営・管理を適切に行うとともに、情報サービス施設、体育施設、福利厚生施設の充実・維持を図り、施設設備の利便性・安全性の確保にも配慮している。

さらに、学生生活アンケート、授業アンケートや学生と学長との懇談会等などを活用して、学修の達成状況を評価し、教育改善に役立てるとともに、学生からの要望を聴き、学生サービスの向上や教育環境整備にも学生の声を反映させている。

以上のことから、「基準 2. 学生」はその基準を満たしていると自己評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学及び各学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）を次のように定め、本学ウェブサイトで公表し、学生便覧で周知している。

<大学のディプロマ・ポリシー>

本学は、「共存・共生の精神と知性を磨く教育を基本に、時代の潮流に対応できる、健全にして個性豊かな人材を育成して、国際社会及び地域社会の発展に寄与する」ことを、基本理念に掲げている。

このような基本理念を踏まえて、所属学部の教育課程所定の単位を修得した上で、以下のような資質・能力を身につけることを目標とする。

各学部の卒業認定・学位授与の方針は、この全学の方針を踏まえて定める。

1. 人間性の向上（DP1）

共存・共生の精神のもと時代の潮流に対応できるよう、人間として必要な知識や教養、思考力・表現力、倫理観を身につける。

2. 専門性の向上（DP2）

各学部のそれぞれの教育目標に基づき、講義、演習、実習を通して、専門分野に関わる基本的知識・技能や知的学識を習得し、専門的素養を身につける。

3. 社会性の向上（DP3）

大学内外での学修を通じて、人々と協力して課題などを解決できる、社会性を持ち自立した人間になったと実感できる力を身につける。

<現代社会学部のディプロマ・ポリシー>

「これからの 21 世紀を支える、国際的センスを持つとともに地域に精通し、かつ常に時代の潮流に対応できる実践的な人材を育成すること」を、理念・目標に掲げる。この理念・目標を踏まえて、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけたと認められる学生に、卒業を認定する。

1. 人間性の向上（DP1）

国際化・情報化が進む現代社会に必要な教養や基礎的能力を身につけ、自分の力で考えて行動することができる。

2. 専門性の向上（DP2）

2-1. 国際人としての能力（DP2-1）

外国語の学習や国内外におけるフィールドワーク・ボランティア活動・留学等で語学力や国際感覚を高め、その能力を国内外の交流で発揮することができる。

2-2. スペシャリストとしての能力（DP2-2）

観光・環境デザイン・経営情報・英語国際キャリアの各専攻で修得した専門的知識や技能・資格を活用し、国際社会や地域社会の様々な現代的課題の解決に自分から進んで取り組むことができる。

3. 社会性の向上 (DP3)

地域社会や企業等の発展に貢献するために、他の人々と協調しながら目標の実現に向けて自分から進んで行動することができる。

<子ども育成学部のディプロマ・ポリシー>

「次代を担う心身ともに健やかな子どもの育成を通して、地域社会の発展に貢献できる教育・保育・福祉の人材を養成すること」を、理念・目標に掲げる。このような理念・目標を踏まえて、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけたと認められる学生に、卒業を認定する。

1. 人間性の向上 (DP1)

現代社会を生きる主体的な生活者として、また子ども育成を担う専門的職業人として必要な幅広い知識と教養を身につける。

2. 専門性の向上 (DP2)

2-1. 教育・保育・福祉の専門職としての資質・能力 (DP2-1)

子どもの生活・発達の連続性と家庭・地域・社会環境との関係性について理解し、子ども育成の理念と専門的知識・技術、実践力を身につける。

2-2. 地域に生きる専門職としての資質・能力 (DP2-2)

地域の特色ある教育・保育・福祉の実践に学び、地域に愛着と誇りをもち、地域に根づいた教育・保育・福祉の実践力を身につける。

3. 社会性の向上 (DP3)

国や地域を越えた広い視野、人間信頼と共同連帯の精神をもち、生涯にわたって自己を高める努力を続けようとする意欲と態度を身につける。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーをもとに単位の認定と進級及び卒業の要件を定め、学生便覧に掲載し学生に周知している。

単位の認定は、両学部とも講義及び演習については15時間の授業をもって1単位とし、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位としている(学則第22条第1項参照)。各授業科目のシラバスにおいて評価方法(評価項目とパーセンテージ)を明示し、これに基づき各教員が成績評価を行っている。他大学等において修得した授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位として認めることができることとしている(学則第25条第2項参照)。学修の達成度と成績評価の可視化を目的に「卒業論文ルーブリック」の運用を令和4(2022)年度に試験的に開始し、令和5(2023)年度から本格運用を始めた。令和5(2023)年度はさらに、「レポートルーブリック」「プレゼンテーションルーブリック」も策定し、試験的運用を開始した。

進級要件は、両学部とも3年次進級のための要件を授業科目の履修に関する規程に定めている。現代社会学部では、総単位数62単位(内、必修科目40単位以上)、子ども育成学部では、原則として必修科目43単位以上が進級要件となっている。

卒業要件は、両学部とも卒業に必要な単位数を124単位以上としている(学則第28条第1項参照)。4年次後期の成績が確定した後、卒業要件を満たしているかを確認し、卒業判定教授会の議を経て、学長が卒業認定・学位認定を決定する。

各学部の進級要件と卒業要件は、学生便覧にも記載し、学生に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定は、各科目の開講学期末に実施している。科目担当者がシラバスに記載している学修の到達目標、評価方法により成績評価を行っている。各授業の1回目に授業内容の説明と同時に成績評価について説明している。シラバスには、「平常点」「小テスト」「期末テスト」等の各評価項目の比率配分も記述している。全ての授業科目について前期、後期とも15回（一部の科目は8回）の授業回数を確保するとともに、自主的な学習活動を促すためにシラバスに授業外の学習についても記載している。

成績評価は、両学部とも、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、P（単位認定）、F（59点以下）、欠（試験欠席者等）の評価を行い、S、A、B、C、Pを合格、F及び欠を不合格としている。

また、S、A、B、C、F・欠にそれぞれ4.0、3.0、2.0、1.0、0.0のGP（Grade Point）を割り当て、下記の方法によりGPAを算出している。PはGPA算出には含まない。

【GPAの算出方法】

$$\frac{S \text{ の修得単位数} \times 4.0 + A \text{ の修得単位数} \times 3.0 + B \text{ の修得単位数} \times 2.0 + C \text{ の修得単位数} \times 1.0}{\text{総履修登録単位数（「F・欠」の単位数を含む。）}}$$

GPAは、学修指導、実習指導、奨学金給付条件及び退学勧告等に活用している。具体的な活用方法については学生便覧に明記し、学生に周知している。成績表にはGPAも記載し、父母等にも送付するとともに、父母等から希望があればゼミ担当教員と面談を行う機会を提供している。学部・学年別のGPA分布を本学ウェブサイト上に公開し、学生が自分の学修成果を確認するのに役立てている。

■各学部共通 成績評価表

区分	評価基準	評価	Grade Point
合格 (単位修得)	科目の到達目標を十分に達成しており、授業内容について深く理解していて、特に優秀な成績と認められる。	S (100～90点)	4.0
	科目の到達目標を達成しており、授業内容について理解していて、優秀な成績と認められる。	A (89～80点)	3.0
	科目の到達目標を概ね達成しており、授業内容について概ね理解していて、良好な成績と認められる。	B (79～70点)	2.0
	科目の到達目標を最低限達成しており、授業内容についてある程度理解していて、合格の最低基準を満たした成績と認められる。	C (69～60点)	1.0
不合格	科目の到達目標を達成しておらず、授業内容について理解が不十分である。	F (59点以下)	0.0
	試験欠席者 授業放棄者 受験無資格者	欠	0.0
認定	単位認定	P	—

成績評価について、学生からの疑義の申出と不服申立てに対する学内対応を、学部別の授業科目の履修に関する規程で明確化し、平成 29(2017)年度から運用を開始している。

進級及び卒業の判定は各学部の総合学務センター委員会を経て教授会で審議し、学長が決定している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準を明確にし、厳正に適用している。今後は、FD（Faculty Development）研修会、専攻・分野ごとの情報共有や各ルーブリックの活用を通し、科目ごとの成績評価の公正性をさらに高める努力をする。

●エビデンス集（資料編）

- 【資料 3-1-1】 令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p2（ディプロマ・ポリシー）、p20 裏面「Ⅱ.現代社会学部」、p42 裏面「Ⅲ.子ども育成学部」
- 【資料 3-1-2】 令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p21～23、p46（進級要件・卒業要件）
- 【資料 3-1-3】 富山国際大学現代社会学部授業科目の履修に関する規程
- 【資料 3-1-4】 富山国際大学子ども育成学部授業科目の履修に関する規程
- 【資料 3-1-5】 卒業論文ルーブリック、レポートルーブリック、プレゼンテーションルーブリック
- 【資料 3-1-6】 令和 5(2023)年度卒業判定教授会議事録
- 【資料 3-1-7】 令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p17～19（GPA）
- 【資料 3-1-8】 大学ウェブサイト（GPA 分布）

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学及び各学部の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を次のように定め、本学ウェブサイトで公表し、学生便覧で周知している。

＜大学の教育課程編成・実施の方針＞

卒業認定・学位授与の方針に基づき、教養科目、専門科目を体系的に編成して、講義、演習、実習科目等を適切に配置し、効果的な授業の実施を図る。

- (1) 教養科目に、共存・共生の時代において時代の潮流に対応できる人材の育成を図るために、「人間理解」「社会理解」「国際化・情報化対応」「キャリア系」「教養演習」等の科目群を設ける。
- (2) 各学部の専門科目を、学部や専攻の専門分野の修得に適した科目群に分け、体系的に授業科目を配置する。
- (3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うために、教養科目の中に「キャリア科目群」を設ける。

また、重点的に育成する全学共通の基礎的・汎用的能力として、コミュニケーション能力、協働力、課題解決力を設定し、これらの能力の向上を図るため、各授業科目でどの能力を伸ばすかをシラバスで明示する。

各学部の教育課程編成・実施の方針は、この全学の教育課程編成・実施の方針及び各学部の卒業認定・学位授与の方針に基づき、定めることとし、各授業科目が卒業認定・学位授与の方針に定められたどの能力・素養の向上に寄与するかをシラバスで明示する。

授業の実施にあたっては、対話型授業、演習・反復型授業、グループ学習、地域フィールドワーク、授業外学習指導や自主学習等、多様な教育方法による効果的学びを採り入れることとし、各授業科目でどのような教育方法を採用するかをシラバスで明示する。

＜現代社会学部の教育課程編成・実施の方針＞

＜教育内容＞

現代社会学部の教育課程編成・実施の方針は、在学中に基礎的・専門的な能力の向上を図るため教育課程を教養教育と専門教育により構成し、各教育課程には教育目標を達成するための科目を設定する。各授業科目が卒業認定・学位授与の方針に定められたどの能力・素養の向上に寄与するかはシラバスで明示する。

- (1) 教養科目（「教養科目」、「教養科目（基盤）」）および「専門科目」は、それぞれのカテゴリーで必要な必修科目、選択科目の単位数を指定する。
 - ①教養科目：大学生として必要な教養を身につけるために、教養科目を置く。教養科目は「人間理解科目」「社会理解科目」「自然理解科目」「領域を超えて学ぶ科目」「外国語科目」「日本語科目」「情報基礎科目」「キャリア・実務科目」及び「教養演習科目」で構成される。
 - ②教養科目（基盤）：現代社会に関する基本的な知識を学ぶために教養科目（基盤）を置く。教養科目（基盤）は、「現代社会基礎科目」「地域づくり科目」「国際交流科目」「情報科目」から構成される。
 - ③専門科目：各専攻の専門分野で活躍できる能力を身につけるため、各専攻の教育目標に応じて専門科目を置く。専門科目は、「観光専攻科目」「環境デザイン専攻科目」「経営情報専攻科目」「英語国際キャリア専攻科目」から構成される。
- (2) 就職に必要なコミュニケーション能力ならびに社会で活躍できる能力を身につけるための科目として、「キャリア・実務科目」を置く。
- (3) 各専攻に開講する科目のうち課題解決能力と実践力を育成するための科目として専門演習科目を置き、特に専攻の総合的能力を高める「専攻実習Ⅰ」（英語国際キャリア専攻は除く）「専門演習Ⅰa、Ⅰb」「専門演習Ⅱ（卒業研究を含む）」を必修とする。
- (4) 専攻分野だけでなく、関連分野における幅広い知識も身につけるため、各学生が選んだ専攻以外の専攻科目も、「概論」をはじめとする一部の科目を必修とする。
- (5) 国際社会で活躍できる、外国語コミュニケーション能力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（グローバル人材育成プログラム）を置く。
- (6) 地域社会で活躍できるリーダーとなり得る、課題解決力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（地域創生人材育成プログラム）を置く。

＜教育方法＞

現代社会学部では、各授業科目において、確実な理解を図り学習成果を上げるための教育方法として、一

一般的な知識教授型の授業方法以外に、以下の5つの中で各授業科目において可能な方法を積極的に実践する。

- (1) 対話型授業 教員が学生に一方向的に講義するのではなく、学生も参加し、学生と教員が双方向的に対話や問答をしながら、理解を深める。
- (2) 演習・反復型授業 演習課題、具体的な事例についての考察、重要な事項について反復学習をすることにより、確実な理解を図る。
- (3) グループ学習 学生同士が複数のグループに分かれ、設定した課題についてグループの構成員が共同で解決に当たる。
- (4) 地域フィールドワーク 地域の施設・企業などの現場や実習場所に出向き、実践活動を行いながら、理解を深める。
- (5) 授業外学習指導や自主学習 授業外で教員が個別に学習指導したり、学習課題や調査課題などを与えたり、学生の自主的な学習を促す。

<子ども育成学部の教育課程編成・実施の方針>

<教育課程>

子ども育成学部の教育課程編成・実施の方針は、在学中に子ども育成に関する基礎的・専門的な能力の向上を図るため、教育課程を教養教育と専門教育により構成し、各教育課程には、教育目標を達成するための科目を設定している。さらに、教養教育と専門教育がより人格の形成や資質向上に資するように、特に関連性が高く、総合的な理解が求められる科目の内、本学に学ぶどの学生も習得すべき内容や技能が含まれる科目を基盤科目として設定している。各授業科目が卒業認定・学位授与の方針に定められたどの能力・素養の向上に寄与するかをシラバスで明示する。

(1) 教養科目

- ①人間・社会・自然について理解を深め、現代社会を生き抜くための資質・能力を身につけるため、「人間理解」「社会理解」「自然理解」の科目を置く。
- ②国際化・ICT活用(※)など情報化の急速な進展に対応し、現代の課題と未来を考えるための資質・能力を身につけるため、「国際化対応」「情報化対応」の科目を置く。
- ③子ども育成の専門職として必要な目的意識を明確にし、その実現に向けて学びを深めるため、「キャリア教育」の科目を置く。④主体的な探究活動を通して、生涯学び続け、自己研鑽に努める資質・能力の基礎を養うため、「演習」の科目を置く。

(2) 基盤科目【教養科目(基盤)・専門科目(基盤)】

国際化・情報化に関する教養科目(基盤)と、教育・保育・福祉の総合的理解を図るための子ども育成の理論・内容・方法・技術に関する専門科目(基盤)を設置し、それらに関連的・横断的に学ぶことによって専門的な内容をさらに理解・修得できるようにする。

(3) 専門科目

- ①子どもの生活・発達・教育に関する理論を学び専門知識を身につけるため、「子ども育成の理論」の科目を置く。
- ②子ども育成の内容・方法・技術を学び、実践への基礎的な資質・能力を身につけるため、「子ども育成の内容・方法・技術」の科目を置く。
- ③現場での体験を通して、実践的な資質・能力を身につけるため、「子ども育成の実習」の科目を置く。
- ④子どもの心身の発達や社会環境に関する理解を深めるため、「子どもの発達と環境」の科目を置く。
- ⑤子どもに対する理解を深め、相談・援助に関する知識・技能を身につけるため、「子ども育成の相談・援助」の科目を置く。
- ⑥子どもと家庭、地域社会の福祉に関する理解を深め子どもの自立を支援するため、「子どもと家庭・地域の自立支援」の科目を置く。
- ⑦富山の特色ある教育・保育・福祉の取り組みへの参加や体験を通して、地域の実践を学び、地域連携の重要性を理解するため、「富山の子ども育成」の科目を置く。
- ⑧子ども育成の学びの集大成として、論文の作成・発表を通して、生涯学び続ける研究態度と自己研鑽の姿勢を身につけるため、「子ども育成の研究」の科目を置く。

(4) 副専攻プログラム

国際社会で活躍できる、外国語コミュニケーション能力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（グローバル人材育成プログラム）を置く。

地域社会で活躍できるリーダーとなり得る、課題解決力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（地域創生人材育成プログラム）を置く。

<教育方法（授業方法）>

(1) 対話型授業 教員が学生に一方向的に講義するのではなく、学生も参加し、学生と教員が双方向的に対話や問答をしながら、理解を深める。

(2) 演習・反復型授業 演習課題、具体的な事例についての考察、重要な事項について反復学習をすることにより、確実な理解を図る。

(3) グループ学習 学生同士が複数のグループに分かれ、設定した課題について、グループの構成員が共同で解決に当たる。

(4) 地域フィールドワーク 地域の教育・保育・福祉施設等の現場や実習場所に出向き、実践活動を行いながら、理解を深める。

(5) 授業外学習指導や自主学習 授業外で教員が個別に学習指導したり、学習課題や調査課題などを与え、学生の自主的な学習を促す。

(※) ICT(情報通信技術)活用

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学及び学部の教育課程編成・実施の方針は、大学及び学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との一貫性・整合性を確保し策定している。卒業認定・学位授与の方針では、卒業までの学修成果として「人間性の向上」「専門性の向上」「社会性の向上」を基本に、それぞれで身につけるべき資質・能力を学部別に明記している。これを踏まえて、教育課程編成・実施の方針では教育内容を体系的に編成している。また、各授業科目のシラバス（講義要綱）において、各学部の卒業認定・学位授与方針に定められたどの資質・能力の向上に寄与するかを明示することにより、両方針の一貫性・整合性を担保している。

3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

両学部とも、教育課程を体系的に編成している。授業科目には、「必修科目」と「選択科目」があり、加えて子ども育成学部では、卒業要件に算入しない「自由科目」も設け、所定の「開講年次」と「開講時期」（前期・後期・通年）に授業を開講する。

非常勤講師を含む全教員に「シラバス作成要領」を配布し、これに従い Web シラバスに、各授業科目の授業の概要、キーワード、到達目標、関連の深いディプロマ・ポリシー、関連の深いカリキュラム・ポリシー、重視するキー・コンピテンシー、採用する教授方法、授業計画、評価方法、使用資料、授業外学修等、授業外質問方法、オフィスアワーを記載して公開している。作成されたシラバスは、ピアチェック（授業担当者以外の教員による点検）を行っている。

両学部の授業科目の履修に関する規程で学期あたりの履修登録上限単位数は、原則 22 単位（年間では 44 単位）と定めている。なお、成績優秀者への特例措置として、翌学期の履修上限単位数を 26 単位に増やすなど、意欲ある学生の学修を妨げない工夫もしている。

<現代社会学部の教育課程の体系的編成>

教育課程編成・実施の方針に基づき、現代社会学部の教育課程は「教養科目」「教養科目（基盤）」及び「専門科目」に分類される。

教養科目は「人間理解」「社会理解」「自然理解」「領域を超えて学ぶ」「外国語」「日本語」「情報基礎」「キャリア・実務」及び「教養演習」の科目で構成される。

教養科目（基盤）は、「現代社会基礎」「地域づくり」「国際交流」「情報」の科目で構成される。

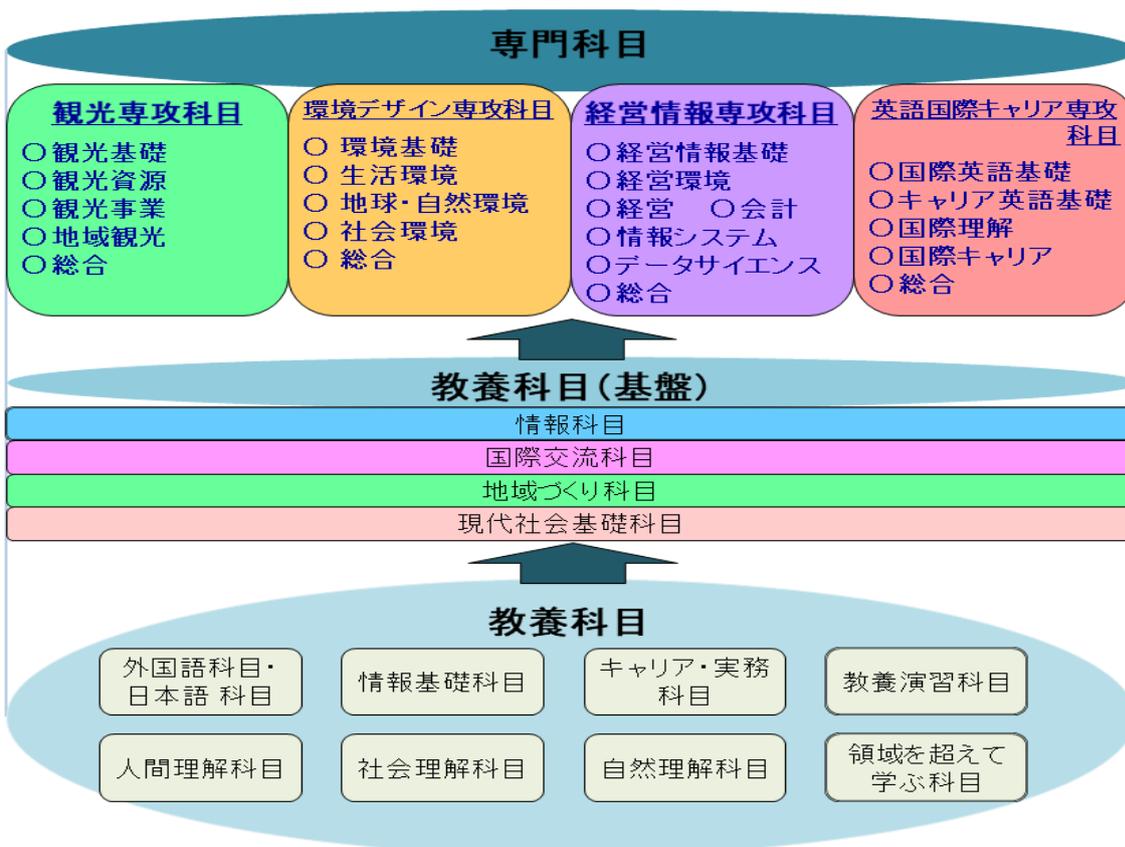
専門科目は、4 専攻（観光専攻、環境デザイン専攻、経営情報専攻、英語国際キャリア専攻）の科目で構成され、学生は2年次でいずれかの専攻を選択する。

現代社会学部の教育課程の特色は、三つの点に集約される。

- ・多様な価値観を学び、国際的視野を広げる。
- ・地域社会の発展に貢献できる人間力を養う。
- ・情報社会で活躍できる知識とスキルを修得する。

現代社会学部の体系を明確に示すため、カリキュラム構成概念図を図 3-2-1 に示す。また、カリキュラムツリーは本学ウェブサイトに掲載し、学生にも周知している。

図 3-2-1 現代社会学部のカリキュラム概念図



<子ども育成学部の教育課程の体系的編成>

教育課程編成・実施の方針に基づき、子ども育成学部の教育課程は、「教養科目」「専門科目」に大別される。その科目の中から、さらにどの学生も修得すべき内容や技能が含まれる科目を「教養科目（基盤）」「専門科目（基盤）」として位置付けている。

教養科目は、「人間理解」「社会理解」「自然理解」「国際化・情報化対応」「キャリア教育」「演習」の科目で構成される。

専門科目は、「子ども育成の理論」「子ども育成の実習」「子どもの発達と環境」「子ども育成の相談・援助」「子どもと家庭・地域の自立支援」「富山の子ども育成」「子ども育成の研究」の科目で構成される。

特に国際化・情報化に関する「教養科目（基盤）」と教育・保育・福祉の総合的な理解を図るための子ども育成の理論・内容・方法・技術に関する「専門科目（基盤）」を設置し、それらを関連的・横断的に学ぶことによって、専門的な内容をさらに理解・修得できるようにしている。

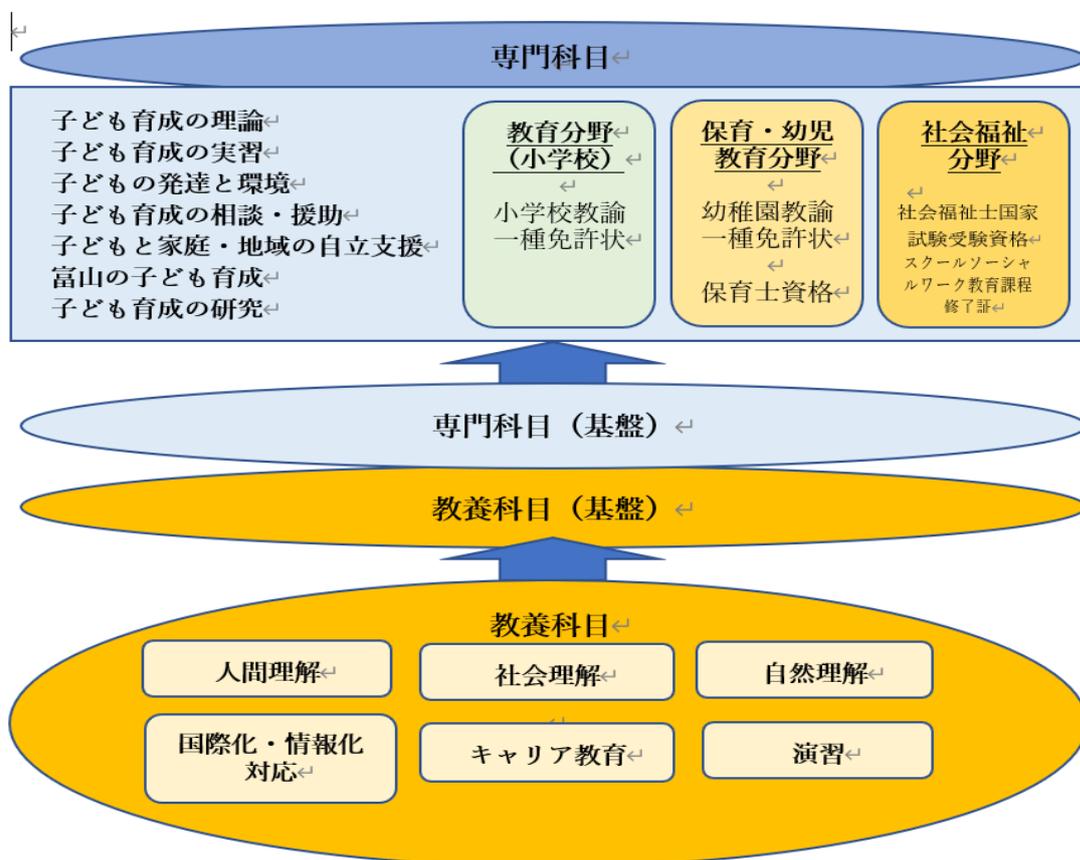
子ども育成学部の教育課程の特色は、三つの点に集約される。

- ・子どもの育ちとその環境を一体的に捉える。（教育と福祉の協働・融合）
- ・少人数できめの細かい実践的専門教育を推進する。
- ・「地域で学ぶ」「地域に学ぶ」「地域で育つ」ことを重視する。

教育課程には、「教職課程（小学校教諭(一種免許状)、幼稚園教諭(一種免許状)）に必要な科目」、「保育士の養成課程に必要な科目」、「社会福祉士国家試験受験資格取得の指定科目」、「スクールソーシャルワーク教育課程の科目」、「社会福祉主事任用資格の科目」が組み込まれている。

子ども育成学部教育課程の体系を明確に示すため、カリキュラム構成概念図を図 3-2-2 に示す。また、カリキュラムツリーは本学ウェブサイトに掲載し、学生にも周知している。

図 3-2-2 子ども育成学部のカリキュラム概念図



<地域創生人材・グローバル人材の育成と副専攻プログラムの実施>

本学では、「共存・共生の精神」を基本理念の中核に据え、地域社会と国際社会の発展に貢献できる人材の育成に注力している。

富山県内出身者、県内就職者が多く地域密着性の高い大学として、地域課題探求心と課題解決力を育てるため、必修科目を含む「地域志向科目」（現代社会学部 32 科目、子ども育成学部 26 科目）を設定している。学生の多様な知的探求心を喚起し、広い視野と実践力を有する人材を育成することを目的に、副専攻プログラムの一つとして「地域創生人材育成プログラム」を開設し、地域創生で活躍できるリーダーとなり得る、課題解決力と実践力のある人材の育成に取り組んできた。

また、もう一つの副専攻プログラムとして、「グローバル人材育成プログラム」を開設し、地域社会のグローバル化や国際社会で活躍できる実践力のある人材育成に取り組んできた。

副専攻プログラムを修了した学生には、卒業時に学位記と併せて、プログラム修了証書を授与している。

<MDASH（「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」）の実施>

全学生を対象に、数理・データサイエンス・AI への関心を高め、適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、MDASH（「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」）を実施しており、令和 4(2022)年度には、文部科学省から「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」（両学部）と「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）」（現代社会学部）に認定された。

3-2-④教養教育の実施

本学は、幅広い教養の修得を通じて、時代の潮流である「国際化」「情報化」「少子高齢化」「環境との共生」の全般に対応できる人材の育成を教育目標に掲げており、人間形成のための教養教育を実施している。

総合学務センター長を委員長とした総合学務センター委員会で全学的な教養教育について検討・調整を行い、教授会・運営会議での審議を経て決定することにより、教養教育に係る運営上の責任体制を整えている。学部段階では、教養教育に関する検討・調整は学部学務センター委員会で行っている。

教養科目の内容としては、「人間・社会・自然に関する科目」や「国際化や情報化の急速な進展に対応する科目」、あるいは、「専門職としての目的意識を明確にさせ、主体的な探究活動や自己研鑽に努める能力の基礎を身につけさせる科目」などを設置している。

教養教育の一部である「初年次教育」では、「大学生活のためのツールブック」（現代社会学部）や「教養演習ガイドブック」（子ども育成学部）を作成して 1 年次生全員に配布している。ツールブックやガイドブックには、大学生として知っておくべき基本的なアカデミック・スキル（ノートの作り方、引用の仕方、文献検索方法、研究倫理等）を記載している。

また、両学部共通の科目の一部では、オンライン授業を実施し、他学部の教養科目も受講できるようにしている。

3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、授業方法の工夫・改善・開発のために様々な活動を行っている。「授業アンケート」は、非常勤講師が担当するものを含む全科目で実施している。その結果は学内限定で公開し、各教員は授業の工夫、改善に役立てている。また、FD研修を開催し、授業方法の工夫、改善を図っている。

授業の工夫、改善に際しては、下記の「確実な理解を図る学び」と「社会に繋げる学び」を特に重視している。

a) 確実な理解を図る学び

各学部の教育目標に基づき、教養科目や専門科目を通して必要な知識・技能や学識を確実に身につけるため、各分野の基礎となる科目は原則必修科目として、確実な理解を図っている。

各授業科目において、確実な理解と学修成果を上げるために、アクティブラーニングを推進する視点から、「大学の教育課程編成・実施の方針」で示した5つの教育方法「対話型授業」「演習・反復型授業」「グループ学習」「地域フィールドワーク」「授業外学習指導や自主学習」（基準項目 3-2-①参照）を推奨している。各授業科目のシラバスには、これらの授業方法のどれを採用するか明示するようにしている。

b) 社会に繋げる学び

<実学・実務及び実践重視型教育による学び>

「演習・実習科目」、「学外や外国での研修やインターンシップ」、「資格取得のための実務的科目」などを取り入れ、体験や経験を積み重ねることによる学習効果の向上や実践的能力の養成を図っている。例えば、現代社会学部では「地域づくり実習」「国際交流実習」「観光実習」「環境デザイン実習」「経営情報実習」、子ども育成学部では「生活文化演習」「地域社会参加活動」「幼稚園教育実習」「保育所実習」「小学校教育実習」「相談援助実習」など、多彩な実習・演習科目を開講している。

<産業県・教育県富山の強みを生かした学び>

本学は、富山県内高校出身者が約9割を占め、また県内就職者も約8割を占める地域密着型の大学である。「地域で学ぶ」「地域に学ぶ」「地域で育つ」を合い言葉に、日本海側で有数の産業県、また教育県である富山県の優れた学習環境を生かした教育の実践を行っている。「とやま地域学」（両学部）、「地域づくり実習」「富山県の文化・自然と観光」（現代社会学部）、「地域社会参加活動」「富山の教育（保育、福祉、生活）特別講義」、「富山に学ぶインターンシップⅠ・Ⅱ」（子ども育成学部）等を開講している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーに沿った教育を実施しており、これまでも教育方法の改善に向けてのFD研修を行ってきたが、今後は、さらに多くの各種データも活用した改善に取り組んでいく。また、アクションプランでも言及しているように、授業形態の多様化にも対応すべくオンデマンド教材の作成など、新たな取組みに着手するほか、本学が所属してい

る大学等連携推進法人（一般社団法人学修評価・教育開発協議会）が提供する連携開設科目を有効に活用して本学カリキュラムの充実を図っていく。

●エビデンス集（資料編）

- 【資料 3-2-1】 令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p2、20~21、42~43（カリキュラム・ポリシー）
- 【資料 3-2-2】 令和 6(2024)年度 Web シラバス（【資料 F-12】と同じ）
- 【資料 3-2-3】 シラバス作成要領
- 【資料 3-2-4】 ピアチェックシート
- 【資料 3-2-5】 富山国際大学現代社会学部授業科目の履修に関する規程（【資料 3-1-3】と同じ）
- 【資料 3-2-6】 富山国際大学子ども育成学部授業科目の履修に関する規程（【資料 3-1-4】と同じ）
- 【資料 3-2-7】 令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p19（GPA による履修できる上限単位数の変動）
- 【資料 3-2-8】 大学ウェブサイト（カリキュラムツリー）
- 【資料 3-2-9】 令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p29~34（現代社会学部教育課程表）
- 【資料 3-2-10】 令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p52~54（子ども育成学部教育課程表）
- 【資料 3-2-11】 富山国際大学副専攻プログラムに関する規程
- 【資料 3-2-12】 大学ウェブサイト（数理・データサイエンス・AI 教育プログラム）
- 【資料 3-2-13】 現代社会学部「大学生活のためのツールブック」
- 【資料 3-2-14】 子ども育成学部「教養演習ガイドブック」
- 【資料 3-2-15】 総合学務センター委員会議事録

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、令和 3(2021)年度に「アセスメント・ポリシー」を定め、令和 5(2023)年度に評価項目の改訂を行った。「アセスメント・ポリシー」は、①全学レベル、②教育課程レベル（学部レベル）、③科目レベル、④個人レベルの評価を定期的に行い、教育改善に繋げている。多様な尺度や測定方法により多面的な点検・評価を行うこととしており、主にアンケート調査等に基づくものと各種データ等に基づくものに分けられる。

アンケート調査等の実施や各種データの収集は、主に学務課が行い、IRセンターを中心に分析を行い、その内容を教授会や運営会議で報告し評価に繋げている（基準項目 6-2-②参照）。

また、教育内容や学生の学修成果を点検するために学外者の協力を得ている。大学の外部評価委員会を毎年開催し、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検、学部教育の内容や各種資格試験の結果、就職状況などについて意見を聴いている。

a) アンケート調査等に基づく点検・評価

<入学者アンケート>

入学者を対象とし、アドミッション・ポリシーに合致した学生が入学しているかを把握することを目的としている。

<自己評価シート>

全学生を対象とし、半期ごとに学生に自身の成績や活動内容を確認させ、自分の成長度合いを自己評価させることを目的としている。

<授業アンケート>

全学生・全科目を対象とし、学生の理解度や到達度・満足度、教員の熱意、シラバスの内容の適切さなどを確認することを目的としている。

<卒業時アンケート>

4年次生を対象とし、4年間の教育活動の満足度やディプロマ・ポリシーの達成度を把握することを目的としている。

<卒業生アンケート>

卒業生を対象とし、大学で学んだことが社会で役立っているかを検証することを目的としている。

<企業アンケート>

卒業生が就職した企業等を対象とし、ディプロマ・ポリシーに謳っている「人間性」「専門性」「社会性」が本学卒業生に備わっているかどうかを測ることを目的としている。

b) 各種データ等に基づく点検・評価

<成績分布状況（GPA）>

全学生を対象とし、成績評価の公平性・適切性を測ることを目的としている。

<修得単位状況>

全学生を対象とし、学部ごとに単位数の観点から学生の学修状況を把握することを目的としている。

<退学率・休学率>

全学生を対象とし、学籍異動状況を把握して、個別の理由のみならず全体的な傾向や課題を明らかにすることを目的としている。

<就職率>

就職を希望する学生を対象とし、進路決定状況と学部の特性に応じた就職が行われているかを把握することを目的としている。

＜資格・免許取得状況＞

全学生を対象とし、学生の資格・免許取得状況を把握することを目的としている。

＜卒業研究ルーブリック＞

卒業研究を対象とし、卒業研究の質の向上を図るために、研究内容を客観的に評価することを目的としている。

＜授業科目と関連したディプロマ・ポリシー達成度＞

全学生・全科目を対象とし、学生に、各授業科目の履修を通じてディプロマ・ポリシーがどの程度達成されたかを確認させることを目的としている。

＜能力特性評価テスト＞

全学生を対象とし、学生に、様々な能力特性をどの程度獲得したかを確認させることを目的としている。

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

アンケート調査等や各種データの集計結果は、総合学務センター委員会をはじめとする各種委員会・教授会等で報告し、学生や教員にフィードバックして、以下に述べる各種改善に繋げている。

a) アンケート調査等に基づく改善

＜入学者アンケート＞

アドミッション・ポリシーや学生募集広報のあり方の改善に繋げる。

＜自己評価シート＞

評価結果を踏まえ、学生が自分の修学状況を確認しながら、次の学修を目標を持って意欲的に進められるようにしている。

＜授業アンケート＞

科目別の集計結果は学生にフィードバックしている。各教員は科目別の「授業アンケートコメント（改善レポート）」を提出し、教育内容や授業方法の改善に役立てている。

＜卒業時アンケート＞

ディプロマ・ポリシーや教育内容の改善に繋げる。

＜卒業生アンケート＞

教育課程が社会ニーズに対応しているかを検証し、改善に繋げる。

＜企業アンケート＞

教育内容が企業等のニーズに合致しているかを検証し、改善に繋げる。

b) 各種データ等に基づく改善

＜成績分布状況（GPA）＞

分布状況を教員にフィードバックし、成績の公平性・適切性の確保を図っている。

＜修得単位状況＞

修得単位数の多寡を把握し、学部ごとに時間割・教育課程の改善に繋げる。

＜退学率・休学率＞

退学・休学の背後に大学側の課題がある場合に改善に繋げる。

＜就職率＞

就職状況を踏まえ、キャリア支援の改善・充実に繋げる。

＜資格・免許取得状況＞

取得状況を踏まえ、教育内容やキャリア支援の改善・充実に繋げる。

＜卒業研究ループリック＞

評価結果を学生や指導教員にフィードバックし、研究の質の向上を図る。

＜授業科目と関連したディプロマ・ポリシー達成度＞

学生が自分のディプロマ・ポリシー達成状況を確認しながら、次の学修を意欲的に進められるようにしている。

＜能力特性評価テスト＞

学生が自分の能力特性の獲得状況を確認しながら、次の学修を意欲的に進められるようにしている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

従来行ってきた一つひとつの評価項目による点検・評価に加え、IRセンターが複数項目のデータを複合的に評価・分析した結果を、教育内容・方法及び学習指導等の改善に繋げていく。

また、従来は学生個人が各自の学修成果を印刷物で確認していたが、修学カルテや教職カルテ（成績連動型）などの新しい教学システムを令和 6(2024)年度から導入し、学修成果のさらなる可視化に取り組む。

●エビデンス集（データ編）

【表 3-3】 修得単位状況（前年度実績）

【表 2-3】 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）

【表 2-5】 就職の状況（過去 3 年間）

【表 2-6】 卒業後の進路先の状況（前年度実績）

●エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-1】 令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p3～4（アセスメント・ポリシー）

【資料 3-3-2】 入学者アンケート（令和 4(2022)～令和 6(2024)年度）

【資料 3-3-3】 自己評価シート

【資料 3-3-4】 授業アンケート（令和 3(2021)～令和 5(2023)年度）（【資料 2-6-1】と同じ）

【資料 3-3-5】 学生生活アンケート（令和 3(2021)～令和 5(2023)年度）

（【資料 2-6-2】と同じ）

【資料 3-3-6】 卒業時アンケート（令和 3(2021)～令和 5(2023)年度）

【資料 3-3-7】 卒業生アンケート（令和 6(2024)年度）

【資料 3-3-8】 企業アンケート（令和 5(2023)年度）

【資料 3-3-9】 大学ウェブサイト（GPA 分布）（【資料 3-1-8】と同じ）

【資料 3-3-10】 資格・免許取得状況（令和 3(2021)～5(2023)年度）（【資料 2-3-5】と同じ）

【資料 3-3-11】 卒業論文ループリック（【資料 3-1-5】と同じ）

【資料 3-3-12】 授業科目と関連した DP 達成度

【資料 3-3-13】 能力特性評価テスト

【基準3の自己評価】

ディプロマ・ポリシーは、教育目的をもとに策定し、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫性を持たせた上で、学生便覧やシラバスに掲載し学生に周知している。単位認定、卒業・進級判定は基準を明確化して公表するとともに、厳正に運用している。各授業のシラバスには成績評価基準を明記し、各授業のガイダンス時に学生へ説明し周知している。また、卒業論文作成においては、ルーブリックを導入し学生への指導に役立てている。

教育課程は、学部ごとにカリキュラム・ポリシーに基づいてカリキュラムを体系的に編成し、全ての科目についてシラバスを作成して、ディプロマ・ポリシーとの関連性、到達目標や授業方法等の詳細情報を記載している。

学修成果の点検・評価については、アセスメント・ポリシーに従い各種データを分析し、学生や教員にフィードバックしている。

以上のことから、「基準3. 教育課程」はその基準を満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は、「学校法人富山国際学園職員組織規程」及び「富山国際大学学長選考規則」に基づき理事会での選考を経て理事長から任命される。学長の責務は、学則第 4 条第 2 項に「校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定めており、大学運営の最終的な決定権を有してその責任を負う。

また、学則に基づき各学部で学部長を置き、学部長は「学校法人富山国際学園職員組織規程」に定めのあるとおり、「学長を助け、学部内の所掌事務を掌理」し、教学マネジメント面で学長の補佐役を担っている。

令和 2(2020)年 10 月には、学長のリーダーシップをさらに発揮し、より機動力のある教職協働体制を確立するため、学長が大幅な大学組織再編案を示し、令和 3(2021)年度に学内検討を進め、理事会承認と学園内周知、関連規程及び体制等の整備を行い、令和 4(2022)年 4 月 1 日から新体制（具体的には基準項目 4-1-②に記載）へ移行した。

学長の意思決定を補助する役割については、教授会に加え、学長の諮問機関として運営会議を設置している。教授会や運営会議で審議し学長に対し意見を述べる事項については各規程に明記し、全教職員と共有している。

また、各学部・部門等の様々な課題等に関する連絡調整や方針決定に係る協議を行う学長補佐体制として、「学長補佐会議」（旧連絡調整会議）を設置している。新規の課題提案等については、同会議において学長が担当部署を提示し、調整を行っている。

学長は、入学者選抜や入試関連の重要事項等を決定する入試対策拡大会議や新規教員採用時の拡大採用審査委員会等の重要な会議・委員会の議長になるとともに、各部会議にもオブザーバー参加して意見を述べるなど、本学の運営全般において強いリーダーシップを発揮している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

各部署の所管業務、事務分掌、職務の権限等については、「学校法人富山国際学園職員組織規程」「学校法人富山国際学園事務組織規程」「学校法人富山国際学園事務決裁規程」で明確に定め、事務分掌は全教職員に周知している。

権限の適切な分散と責任の明確化を図るため、令和 4(2022)年度の組織改編において、管理部門に相当する「運営管理部」、学務全般を扱う「総合学務センター」を擁した教育

研究部門に相当する「教育研究部」、総合戦略部門に相当する「戦略企画部」の3部局を設けるとともに、事務部門を統括する「事務部」を設け、各部局に事務職員を配置することで部局横断的な事務組織を整えた。

教育研究部に含まれる教授会は、従来の各学部教授会に加え、新たに両学部合同教授会を開催することで、各学部固有の議題と両学部にまたがる議題とを整理し、効率的且つ丁寧な審議が行える体制に改編した。「富山国際大学教授会規程」第3条では審議事項として、学校教育法第93条に定める学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与に関する事項のほか、学生の試験、成績や教育課程の編成に関する事項などの教育研究に関する重要事項を定め、学長に意見を述べることとしている。令和4(2022)年度の組織改編に先立ち、令和3(2021)年10月には、教授会で審議すべき事項を学長が改めて確認し、教職員に周知した。

また、「富山国際大学学則」第5条及び「富山国際大学運営会議規程」に基づき、全学の教育及び研究の基本に関する事項、教学組織及び教員の人事の基本に関する事項、学則その他教学に関する学内諸規程の制定及び改廃に関する事項など大学運営に係る重要事項について審議し、学長に対して意見を述べる運営会議を設置している。同会議に前述の各部局の長（総合学務センター長含む）が参加することで、議長を担う学長のリーダーシップの下に、教職協働による教学マネジメントを構築している。

総合学務センター委員会は、全学の学務に関する事項について審議・決定を行うため、毎月1回開催している。総合学務センター委員会では、委員会規程第2条の規定により、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに関連する内容ははじめ、学修成果の評価、教育改善や学生支援など、教学全般にわたる事項に関して審議している。また、総合学務センター委員会には専門委員会として教職課程委員会を置き、教職課程全般にわたる事項を審議している。

令和5(2023)年度には教学マネジメントをさらに包括的に推進するため、「富山国際大学教学マネジメント指針」を定め、運営会議の専門委員会として規程を整備し、学長をトップとする「教学マネジメント委員会」を設置した。同委員会では、教育の質保証に向けた体制整備、運用、検証及び改善方針の立案やIRセンター委員会との連携による教学IR体制の推進などを行うこととしている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織においても、令和4(2022)年度からの全学的組織改編に伴い、職員の配置と各課の役割分担の見直しを行った。従来、教務課、学生課、入試広報課に分かれていた3課は1課3担当に改編し、学務課の教務担当、学生支援担当、入試担当として相互に連携協力して業務を遂行する体制とした。また、大学の将来構想や学長裁量経費の審議、本学の各種情報発信、SDGs(Sustainable Development Goals)の推進、外部資金の獲得などを戦略的に企画・推進する戦略企画部の事務組織として新たに「戦略企画室」を設置した。事務部長ほか各課長は、月に2回開催する「部課長会議」において、部局横断的な内容について協議するとともに、運営会議や合同教授会、学長補佐会議にもオブザーバー参加し部課長会議の結果報告や意見を述べることで、学長のリーダーシップの下で教職協働による教学マネジメントの強化推進に寄与している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

従来も、学長は、大学運営の責任者として運営会議を主催するなど、大学の使命・目的達成に向けたリーダーシップを発揮できる体制を整備し、適切に機能していた。令和4(2022)年度には、さらに機能的・効率的に大学の意思決定を行い、組織の適切な権限配分と責任の明確化を図るための組織改編を行った。

今後は、各会議体を含む組織全体で運営方法や内容に関して協議・見直しを行いながら、大学をめぐる環境の変化により迅速に対応できる体制を構築していく。

●エビデンス集（資料編）

【資料 4-1-1】 学校法人富山国際学園職員組織規程

【資料 4-1-2】 富山国際大学学長選考規則

【資料 4-1-3】 富山国際大学学則（【資料 F-3】と同じ）

【資料 4-1-4】 富山国際大学運営会議規程

【資料 4-1-5】 富山国際大学教授会規程

【資料 4-1-6】 富山国際大学学長補佐会議（旧連絡調整会議）規程

【資料 4-1-7】 組織図（【資料 1-2-12】と同じ）

【資料 4-1-8】 学校法人富山国際学園事務組織規程（【資料 2-2-1】と同じ）

【資料 4-1-9】 学校法人富山国際学園事務決裁規程

【資料 4-1-10】 富山国際大学教学マネジメント指針

【資料 4-1-11】 富山国際大学教学マネジメント委員会規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

<教員の配置>

本学は2学部2学科で構成されており、令和6(2024)年5月1日現在の専任教員数は、学長1人、現代社会学部22人、子ども育成学部20人、計43人の専任教員を配置しており、大学設置基準や教職課程認定基準などにより定められている専任教員数の基準を満たしている。

教員構成に関しては表4-2-1の通りである。

表 4-2-1 専任教員数と非常勤教員数（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

教員数	学長		教授		准教授		講師		助教		計		非常勤	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
学長	1										1			
現代社会学部			8	2	8	2	1	1			17	5	5	9
子ども育成学部			5	4	1	4	4	2			10	10	9	9
その他														

現代社会学部では 4 専攻（観光、環境デザイン、経営情報、英語国際キャリア）、子ども育成学部では 3 分野（教育、保育、福祉）の専門教育及び教養教育を円滑に実施できるように必要な専任教員を配置している。

令和 6(2024)年度の兼任講師（非常勤講師）は、現代社会学部 14 人、子ども育成学部 18 人である。現代社会学部全開講科目 191 科目（両学部共通 5 科目含む）のうち兼任講師担当科目は 26.18 科目（担当率 13.71%）、子ども育成学部全開講科目 165 科目（両学部共通 5 科目含む）のうち兼任講師担当科目は 28.81 科目（担当率 17.46%）である。両学部共通 5 科目のうち、兼任講師担当科目は 0 科目であり、両学部全授業科目のうち兼任講師が担当する比率は 15.45%である。

専任教員の年齢構成については、現代社会学部は 50 歳代と 60 歳代が、子ども育成学部は 50 歳代がやや多い。

<教員の採用・昇任等>

「富山国際大学教員選考規程」第 2 条において、「本学の教員は、人格及び見識が卓越し、学術に秀で、富山国際大学就業規則第 3 条第 2 項に規定する教職員の職務を遂行する能力及び業績を有する者であることを基本とする」と定めている。また、富山国際大学就業規則第 3 条第 2 項では、「教育職員は、教育活動、学内業務、研究活動、社会貢献等の職務を行うものとし、教育活動及び学内業務の職務は研究活動等より優先するものとする」と定めている。

教員の採用・昇任については、「富山国際大学教員選考規程」に基づき選考が行われる。教員選考規程においては、研究業績、教育業績、実務経験、学会活動及び社会的活動の経歴等を総合的に考慮して選考するとした上で、教授、准教授、講師、助教それぞれについて要件を定めて運用している。

<教員の個人評価>

本学の教育研究活動を活性化する教員評価制度は、平成 16(2004)年に導入され、平成 26(2014)年度より、教員の活動についても PDCA サイクルを機能させるために、年度当初に年間活動計画（P）を提出して、計画に基づく活動を実行（D）し、年度末に活動計画の達成度を自己評価（C）して、次年度の活動改善（A）に繋げる方針としている。

「富山国際大学就業規則」に従って、評価対象は「教育」「組織運営（学内業務）」「学術・研究」及び「社会貢献」の 4 領域の活動となっている。各教員から提出された自己評価に基づき学部長が評価し、学長が定めるその他の報告・記録も参考に、学長が最終的に評価

する。具体的な評価方法については「教員個人評価実施基準」で定めている。

評価結果は各教員に文書で通知し、評価結果を踏まえて教員の給与、教育研究費の配分、昇任等に反映させるとともに、3年任期からの無期転換可否を判断する材料としても活用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教職員のFD・SD(Staff Development)研修については、総合学務センター委員会を中心に各部局がそれぞれのテーマを設定して組織的に実施している。また、本学が所属している一般社団法人学習評価・教育開発協議会主催のFD・SD研修会にも参加し、教育内容・方法等の改善に繋げている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

少子化がさらに進行する状況を踏まえ、また社会や地域のニーズの変化に対応して、学部・学科のあり方や必要な専門分野を不断に検証し、教育の質的向上を図るとともに、教員の年齢バランスに配慮した教員配置計画を学長主導で作成し、教員採用を実施していく。

現代社会学部では、地域のグローバル化・DX(Digital Transformation)化に対応できる人材育成の促進を図れるように、職能開発を進める。子ども育成学部では、今後の小学校教諭、保育士・幼稚園教諭、社会福祉士の専門性の高まりと採用等の需要の動向等も考慮しながら、職能開発を進める。

●エビデンス集（資料編）

【資料 4-2-1】 富山国際大学教員選考規程

【資料 4-2-2】 富山国際大学就業規則

【資料 4-2-3】 教員個人評価実施基準

【資料 4-2-4】 令和 5(2023)年度 FD・SD 研修実績

【資料 4-2-5】 令和 6(2024)年度 FD・SD 研修計画

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

富山国際大学スタッフ・デベロップメント(SD)推進委員会(以下、「SD推進委員会」という。)規程に基づき、SD推進委員会で毎年度当初に職員研修計画を立案して実施して

いる。また、年度途中であっても業務遂行上必要と考えられる研修内容は、当初計画にはなくとも学内周知後に追加している。

学園全教職員を対象とした学園主催のもの、外部団体が主催のもの、及び本学独自で企画立案した研修等に加えて、主に教員対象のFD研修にも事務職員が参加し、年間を通じて多くのSD研修の機会が提供されている。このほか、令和5(2023)年度には、アクションプランにも掲げる業務内容の見直しと時間外労働時間の削減を主目的とした働き方改革も推進実施した。

なお、平成26(2014)年度より新規採用教職員を対象とする研修会を実施し、学長より学園の建学の理念・歴史、本学の教育目的や教育改革等についての説明を、また学部長からは各学部の現状や課題等を、さらには事務部長より学則や主要規程の主な内容及び各種事務手続等について説明を行っている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

令和5(2023)年度は対面とオンラインによる外部組織の各種研修が多数再開され、多くの職員が参加した。今後は、従来の対面型研修を中心にグループワークや討議等を通じた闊達な意見交換の場を創出する。また、令和5(2023)年度の働き方改革をさらに進め、アクションプランにも設定している実質的な業務改善と一体化した時間外労働時間の削減、及び「楽しく働ける労働環境」の構築に繋がられる研修を、SD推進委員会等で企画・実施していく。

●エビデンス集（資料編）

【資料4-3-1】富山国際大学スタッフ・デベロップメント（SD）推進委員会規程

【資料4-3-2】令和5(2023)年度FD・SD研修実績（「資料4-2-4」と同じ）

【資料4-3-3】令和6(2024)年度FD・SD研修計画（「資料4-2-5」と同じ）

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は専任教員にインターネット設備を備えた個人研究室を割り当てている。また、一定のセキュリティ要件の下、学外からのVPN(Virtual Private Network)接続を可能としており、テレワークや出張等においてもその利便性を確保している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

学園は、関係法令や国のガイドラインにおける基準等を遵守し、研究倫理の確立と厳正な運用を図るため、学園規程を整備してきた。

本学としても、「富山国際大学倫理綱領」に、大学教職員及び研究者として遵守すべき倫理規範及び倫理保持を図るための規範を定めるとともに、年1回、全教職員を対象として「研究倫理・コンプライアンス研修」を実施し、倫理観の醸成や啓発を行っている。

また、「富山国際大学倫理委員会規程」を定め、教員が行う人を直接対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれがある試験、実験又はその他の研究が、「ヘルシンキ宣言」や国の倫理指針の趣旨に沿い適正に行われるよう倫理委員会を設置・開催し、倫理的、法的及び医学的見地等からの審査を行うこととしている。令和5(2023)年度には、倫理委員会を4回開催し計5件の審査を行った。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

毎年度、各教員が執行できる研究費予算を職階に応じた額で確保し、「研究研修費」「研究旅費」「図書費」「機器備品費」の各科目に分け、各々の支出予定（要望）内訳に沿い、配分している。また、これに加え、学長による教員個人評価に基づく再配分（特別配分）を行っている。

平成26(2014)年度からは、大学の改革推進や教育研究の活性化のため、①融合研究プロジェクト、②教育改善プロジェクト、③外部資金挑戦プロジェクト、④改革推進プロジェクトの4領域に分け教育研究課題を募り、学内審査を経て学長が経費を配分する「学長裁量経費制度」を設けており、令和5(2023)年度には15件を採択した。

科学研究費助成事業等の獲得推進・支援として、学長裁量経費制度の③外部資金挑戦プロジェクト領域は、前年度に科学研究費に挑戦したものの不採択となった案件に絞って募集している。学長裁量経費を用いて研究基盤を補強し、科学研究費に再挑戦することを条件に配分して、資金獲得の可能性拡大と研究意欲の増進を図っている。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

研究倫理の一層の徹底を図るとともに、教員が教育研究活動に今以上に専念できる環境整備と学長裁量経費の効果的配分を行い、個人やチームによる研究活動の活性化を推進していく。また、外部資金による研究費獲得をさらに促進するために、県内外で募集されている研究助成金制度、イベントやコンテスト等の企画情報などを教員が細かくフォローできる仕組みの構築を計画している。

●エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-1】学校法人富山国際学園科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金等事務取扱規程

【資料 4-4-2】学校法人富山国際学園の研究活動における不正行為の防止等に関する規程

【資料 4-4-3】富山国際大学倫理綱領

【基準4の自己評価】

学長は、学内組織や事務組織、各種委員会等を統率して、大学の意思決定と教学マネジメントにリーダーシップを発揮している。

大学設置基準に定められた専任教員数の基準を満たしており、教員の採用・昇任は「富山国際大学教員選考規程」に基づき適切に行われている。教員の個人評価を実施し、評価結果をフィードバックして教育改善や研究意欲の増進に役立てている。

教育の質的向上・維持を図るべく総合学務センター委員会において教育改善のためのFD研修会の計画を行うと同時に、事務職員で構成されるSD推進委員会とも相互協力し、教職員の資質の向上と能力開発及び働き方に対する意識改革に努め、安定した教職協働体制の構築を図っている。

教員研究費を各教員に配分した上で、さらに学長裁量経費を設置し、教育研究の活性化や大学の改革推進に役立てている。「富山国際大学倫理綱領」や「学校法人富山国際学園の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」を整備し、毎年研究倫理に関する教職員研修も開催して、研究倫理の確立と厳正な運用に教職一体で進めている。

以上のことから、「基準4. 教員・職員」はその基準を満たしていると自己評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学を経営する富山国際学園は、「学校法人富山国際学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第 3 条において、法人の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」と定めている。寄附行為をはじめとする諸規程に基づき組織運営を行い、高等教育機関として社会的責務を果たせる経営を行っている。

令和 6(2024)年 1 月には、新たに「富山国際大学・富山短期大学ガバナンス・コード」を策定・公表したところであり、同コードに掲げる行動規範や運営方針に基づき、経営の規律と誠実性の維持に一層努めることとしている。

また、本学では、教職員の遵守すべき倫理及び倫理保持を図る上で必要な事項を「富山国際大学倫理綱領」で明確に定めている。

私立学校法第 47 条の指定事項、第 63 条の 2 の指定事項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されている教育情報、及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定されている教員の養成の状況等は全て作成し、学園又は本学のウェブサイトにおいて漏れなく公表している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

毎年度定期的に理事会・評議員会を開催して、学園及び各機関の中期事業計画に基づき安定的な経営や教育研究の質的向上を図り、大学の使命・目的を実現するために継続的な努力を続けている。なお、学園の中期事業計画は、予め評議員会の意見を聴き、理事会で審議し、決定・公表している。

本学は、全学的な重要事項を審議する運営会議、教学に関する重要事項を審議する合同教授会、学部教授会及び各種委員会等を設置し、特に重要な事項については学園の理事会等でも審議・報告して、これらの会議体における議論・審議結果に基づき、事業・業務を遂行している。

また、学園の中期事業計画に紐づく形で大学の中期的な計画及び行動指針を示したアクションプランを策定し、理事会に報告するとともに、年度別の実施状況を評価・検証し、PDCA サイクルの機能強化を図りながら大学の使命・目的の実現のために継続的に努力している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

快適な環境を提供するため、樹木の剪定や芝生除草管理を定期的に行うとともに、キャ

ンパス全体の緑化対策（植樹等）等を実施している。特に東黒牧キャンパスでは、自然との調和を図るために、企業・団体の協力を得て学生参加の下、森づくり活動を継続的に実施している（詳細は「V. 特記事項」で記述）。令和 5(2023)年度には、SDGs の実現に向け、教育、研究、地域・国際連携を通じて社会に貢献すべく、学長による「富山国際大学 SDGs 宣言」を策定・公表した。

人権への配慮については、「富山国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、ハラスメントの防止に係る啓発を行うとともに、ハラスメント対策委員会(委員長は学長)を設置し関連事案に対応している。

本学が有する個人情報についても、「富山国際大学個人情報の保護に関する規程」等に基づき、その適正な取扱いを確保している。

男女共同参画をはじめとするダイバーシティの推進に関しては、令和 5(2023)年度に策定した本学のアクションプランに盛り込んでいる。

安全への配慮については、「富山国際大学危機管理規程」を策定し、全学的に危機管理・対策を行っている。また、「富山国際大学防火管理規程」を整備し、自衛消防隊を組織している。消防計画を策定し、年 1 回、地元消防署の協力の下、学生と教職員を対象に総合防災訓練を行っている。

令和 6(2024)年 1 月に発生した能登半島地震の際には、本学と富山短期大学の合同危機対策会議を緊急的に組織し、学生・教職員の安否確認や施設・設備の被害状況の把握、遠隔授業対応の判断等を迅速に行った。

情報セキュリティ対策については、ネットワークに強力なファイヤウォールを設けており、全パソコンに常に最新のウイルス対策ソフトをインストールしている。FD・SD の一環として、毎年全教職員を対象にオンデマンドによる情報セキュリティ研修の受講を義務付けている。

キャンパスごとに衛生委員会規則を定め、委員会を設置している。委員会は月 1 回定期的に開催し、教職員の健康保持増進、ストレスチェックや施設設備の環境保持等について検討・協議し、委員会結果は教授会で報告している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律、使命・目的実現への継続的努力、法令の遵守、環境保全・人権・安全への配慮等は適切に対応しているが、令和 6(2024)年度においては、さらに、法令上努力義務とされている内部公益通報対応体制の整備（規程の策定や窓口の設置）に取り組む。

また、本学・富山短期大学共通の災害時対応マニュアルも策定して、学生・教職員に配布・周知する。

●エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-1】 学校法人富山国際学園寄附行為（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-1-2】 富山国際大学・富山短期大学ガバナンス・コード

【資料 5-1-3】 富山国際大学倫理綱領（【資料 4-4-3】と同じ）

【資料 5-1-4】 富山国際大学第 3 期アクションプラン（2023～2025 年度）

（【資料 2-2-11】と同じ）

【資料 5-1-5】 富山国際大学 SDGs 宣言

【資料 5-1-6】 富山国際大学ハラスメントの防止等に関する規程（【資料 2-4-7】と同じ）

【資料 5-1-7】 富山国際大学個人情報保護に関する規程

【資料 5-1-8】 富山国際大学危機管理規程（【資料 2-5-3】と同じ）

【資料 5-1-9】 富山国際大学防火管理規程（【資料 2-5-2】と同じ）

【資料 5-1-10】 富山国際学園呉羽キャンパス衛生委員会規則

【資料 5-1-11】 富山国際学園東黒牧キャンパス衛生委員会規則

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為第 11 条に基づき開催し、理事・評議員の選任、寄附行為や学則等の重要な規程の改廃、法人全体の予算・決算、財産の管理・運営、設置する各学校の学部・学科等の改組などの事項について、審議・決定している。また、学園全体の中期事業計画や各学校の将来計画、各学校が直面する課題などを協議するとともに、学生動向や教学に関する取り組みなどの状況報告と意見交換も行っている。

寄附行為第 5 条において、役員は、理事 5 人以上 12 人以内、監事 2 人と定めており、第 6 条において、理事は、各学校の学長、校長及び園長のうち理事会において選任された者 1 人以上 3 人以内、事務局長（以下、「学園内理事」という。）、評議員のうち評議員会から選任された者 1 人以上 5 人以内及び学識経験者のうちから理事会において選任された者 2 人以上 3 人以内（以下、「学園外理事」という。）で構成すると規定している。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、理事は学園内理事が 3 人、学園外理事が 5 人で計 8 人、監事は 2 人となっている。令和 5(2023)年度の理事会は 3 回開催し、理事本人の出席率の平均は 91.7%であった。欠席時の意思表示・委任等については、事前に付議事項に係る資料を示した上で、各議案に対する賛成・反対や議決権の委任の有無を明示する形式を取っており、適切に対応している。

迅速な判断を要する課題等については、法人を代表して業務を総理する理事長において、各学校の現状及び課題等を把握しながら判断している。また、理事会機能の補佐体制としては、寄附行為第 5 条第 3 項に基づき常務理事を置いているほか、「学校法人富山国際学園学内理事評議員会議規程」に基づき、理事長、常務理事ほか学園内理事及び評議員等で構成される「学園学内理事評議員会議」を設置している。同会議は理事長が議長となり月 1 回開催し、機動的な意思決定や理事会における円滑な審議に向け、法人全体及び各学校の教学・経営に関する状況報告や検討を要する事項の審議、理事会へ提出する議題の整理・確認などを行っている。

なお、平成 29(2017)年に受審した前回認証評価において、「就業規則等の重要な規則の

改正については、『学園学内理事評議員会議』だけでなく理事会での議決をもって実施するように改善を要する。」との指摘を受けたことから、平成 30(2018)年 3 月 19 日（月）開催の「学園学内理事評議員会議」において、重要な規則の制定、改正等は、今後理事会の議決をもって実施することを確認し、平成 30(2018)年 3 月以降開催の理事会から改善適用しており、令和 3(2021)年 7 月 13 日付けで改善報告書を提出し受理された。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

前回の認証評価で指摘があった事項に関しては現在も確実に履行しており、学園ならびに大学の使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制は整備している。改正私立学校法（令和 7(2025)年 4 月 1 日施行）に対応した寄附行為の見直しを、学園本部事務局が中心となって鋭意進めており、「富山国際大学・富山短期大学ガバナンス・コード」に掲げる方針にも基づいて、引き続き理事会の適切な運営を進めていく。

●エビデンス集（資料編）

【資料 5-2-1】 学校法人富山国際学園寄附行為（【資料 F-1】と同じ）

【資料 5-2-2】 学校法人富山国際学園学内理事評議員会議規程

【資料 5-2-3】 令和 6(2024)年度学内理事評議員会議構成員

【資料 5-2-4】 富山国際大学・富山短期大学ガバナンス・コード（【資料 5-1-2】と同じ）

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の意思決定機関である理事会には、学長が理事として出席しており、本学からの議事提案や報告を行い、質問等に対応している。

また、基準項目 5-2 で述べたとおり、学園学内理事評議員会議を月 1 回開催しており、本学からは学長をはじめ運営会議の構成員が出席し、理事長、常務理事ほか各学校の幹部職員と重要案件や理事会提出議案等の確認と情報交換、意見交換を活発に行っている。

このように、教職員の提案などを汲み上げながら、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図り、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は、寄附行為第 7 条第 1 項に基づき、理事、職員（学長等、教員その他の職員を含む）、評議員又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が 2 人選任している。

監事は、学園本部事務局長及び監査法人公認会計士と意見交換を行い、学園の会計業務、財産の状況について監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

また、毎会計年度終了後2カ月以内に、前述の状況に関する監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出・報告するとともに、監事より学園の課題や検討事項等の指摘・要望が出されている。

評議員会の諮問事項について、寄付行為第19条で、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項を定めている。これらには予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画など、私立学校法第42条に定める事項が含まれる。また、私立学校法第46条の定めにより、決算及び事業の実績については、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を求め、評議員会で報告し意見を聴き理事会で審議されている。

評議員は、寄附行為第17条で11人以上30人以内と定め、その選任については第21条で明確に規定している。令和6(2024)年5月1日現在、学園内評議員が5人、学園外評議員が14人の計19人である。評議員会は、令和5(2023)年度に3回開催し、本人出席率の平均は82.5%であった。理事会と同様に、欠席時の意思表示・委任等については、事前に付議事項に係る資料を示した上で、各議案に対する賛成・反対や議決権の委任の有無を明示する形式を取っており、適切に対応している。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

令和6(2024)年度より、学園学内理事評議員会議の構成員を見直し、特に本学からは、各部門の長（運営会議の構成員と同一メンバー）が参画することとなった。今後は、理事長及び学長のリーダーシップの下、同会議で取り上げる討議テーマも広げながら、法人及び大学の各管理運営機関の緊密な連携と円滑な意思決定に繋げていく。

●エビデンス集（資料編）

【資料5-3-1】学校法人富山国際学園寄附行為（【資料F-1】と同じ）

【資料5-3-2】学校法人富山国際学園学内理事評議員会議規程（【資料5-2-2】と同じ）

【資料5-3-3】令和6(2024)年度学内理事評議員会議構成員（【資料5-2-3】と同じ）

【資料5-3-4】令和5(2023)年度監事監査報告書（【資料F-11】と同じ）

【資料5-3-5】令和5(2023)年度理事会議事録、評議員会議事録（【資料F-10】と同じ）

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学園の中期事業計画において、5年間の事業活動収支見込みを立てるとともに、毎年度、

学生数と入学者数の実数に応じ収支見込みの見直しを行い、予算案と事業計画案を立案している。学園の収支状況は、収入では学納金と補助金、支出では人件費に大きく左右される。経常的経費の圧縮に取り組んでいるものの限界があることから、安定的な学生の確保と補助金等収入の獲得に努めている。

予算編成にあたっては、前年度秋に、理事長が学園の財務状況を踏まえた予算編成方針を決定して各学校に通知し、これに基づき、学長が大学としての予算編成基本方針を掲げ学内に通知している。本学においては、各部署が事業計画案及び予算案を作成したのち、学長と会計担当が各部署の長や担当教職員から直接ヒアリングを行い、一次査定を施した上で、大学としての予算要求内容を整え学園本部へ提出している。

学園本部は、毎年12月から1月に各学校から提出される事業計画案及び予算案を取りまとめ、ヒアリング、査定を経て最終案を編成し、年度末に開かれる理事会・評議員会に諮っている。理事会・評議員会において決定された事業計画及び予算は、学園本部から速やかに各学校に通知され、本学は事業計画及び予算に基づき、事業を適正に行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学園では、安定的な財務基盤の確立のために、毎年度、前述の理事長による予算編成方針において、財政の健全化・安定化の必要性を確認するとともに、経常経費や人件費の削減、外部資金を含む収入確保の努力、事業効果の分析・検証とスクラップ&ビルドなどを掲げ、収支均衡を原則とする予算編成を行っている。

本学においては、十数年続いた赤字状態から脱却するために経営改善努力を続けた結果、平成25(2013)年度決算で黒字化を達成した。以後、スクラップ&ビルドをはじめ支出総額を抑える努力を続けているほか、教育研究の活性化と経営基盤の強化を図るため、文部科学省の補助金獲得に努めている。前回の認証評価以降に選定された国補事業は、次のとおりである。

- ・地(知)の拠点大学認定事業「地域課題探求型学習を核としたとやま地域創生人材育成プログラム」(平成27(2015)年度～平成31(2019)年度) ※参加校として認定
- ・私立大学等改革総合支援事業タイプ1「特色ある教育の展開」(令和元(2019)年度)

基準項目4-4で言及した学長裁量経費制度でも「外部資金挑戦プロジェクト」領域を設けているように、科学研究費助成事業をはじめとする外部資金獲得にも積極的に取り組んでおり、過去5年間の主な事業の採択件数及び採択額は表5-4-1のとおりである。

表5-4-1 外部資金獲得状況(文部科学省補助事業を除く)

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
科学研究費助成事業	13件 5,990千円	17件 6,652千円	19件 8,025千円	17件 7,430千円	20件 5,250千円
富山県ひとつづくり財団	6件 2,790千円	6件 2,288千円	4件 1,649千円	7件 3,260千円	6件 3,091千円
富山第一銀行奨学財団	4件 2,200千円	5件 2,300千円	4件 2,000千円	4件 1,900千円	5件 2,000千円
その他	3件 6,986千円	6件 15,743千円	6件 19,135千円	6件 23,942千円	4件 6,905千円

こうした取組みの結果、本学は10年以上黒字状態を維持している。令和5(2023)年度決算においては、本学単独の当年度収支差額は77,371千円の黒字となっており、経常収入に対する人件費比率52.36%、教育研究経費比率33.88%と適切な水準にある。しかしながら、法人全体の当年度収支差額としては79,382千円の赤字となっており、本学の令和6(2024)年度入学生は定員充足率が88.57%になるなど厳しい状況となった。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

安定した財務基盤を確立するためには、支出抑制を継続しつつも、教育研究活動の充実を図り、学生・学納金収入を安定的に確保する必要がある。令和6(2024)年度以降は、施設設備の有効活用や省エネ対策により支出を抑制するとともに、学生確保に向けた広報や外部資金獲得に向けた戦略の検討、さらに他大学の状況も踏まえた学費改定の検討など収入の拡大を図り、財政基盤の確立に取り組む。

●エビデンス集（資料編）

【資料5-4-1】学校法人富山国際学園中期事業計画（令和6(2024)年度～10(2028)年度）

（【資料1-2-11】と同じ）

【資料5-4-2】令和5(2023)年度事業報告書・財務状況（【資料F-7,11】と同じ）

【資料5-4-3】学校法人富山国際学園資産運用規程

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学園では、「学校法人会計基準」に基づき、「学校法人富山国際学園経理規程」及び「学校法人富山国際学園資産運用規程」を定めている。

本学では会計処理にあたり、事務部総務課において、予算、上記の基準及び規程に基づき複数段階の執行前チェックを行っており、特に外部資金（助成金等）の対象経費の確認が必要となる場合には、都度主催団体に連絡を取り可否等を判断するなど、適切かつ速やかに処理している。

また、執行状況を常時管理し、年度終盤の決算見込みにおいて当初予算から乖離の生じる案件については、学園本部事務局との協議を経て補正予算を編成し、理事会・評議員会の承認を得て対応している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

学園の経理処理は、①学校法人会計基準に準拠しているか、②私立学校振興助成法に準拠しているか、③「学校法人富山国際学園経理規程」等に則っているか、など公認会計士及び監事により多岐にわたり監査され、その都度助言等を受けている。

決算報告は、監事監査及び公認会計士の監査を経て、毎会計年度終了後 2 カ月以内（5 月下旬まで）に理事会・評議員会に提出し、議決されている。この決算報告に合わせ、監事からは監査報告書の提出を行い、意見を述べている。令和 5(2023)年度分についても、関係諸帳簿や証拠書類の照合を行った結果として、適正に処理されていることが確認された旨の報告が行われた。財務状況や監査報告書については、学園ウェブサイトにも掲載し、学外に公表している。

また、「学校法人富山国際学園内部監査規則」の規定に基づき、業務の管理運営、適応性及び有効性並びに制度、組織、規則等の妥当性に関する業務監査、予算執行手続、会計処理、財産管理及び事務の効率性、適応性に関する内部監査を実施している。令和 5(2023)年度には、「富山県ひとつづくり財団助成事業」について内部監査を実施し、適正に執行されていることが確認されている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

公認会計士及び監事による厳正な監査の下、引き続き、学校法人会計基準、「学校法人富山国際学園経理規程」等に基づき、適正に会計処理を行っていく。

●エビデンス集（資料編）

【資料 5-5-1】 学校法人富山国際学園経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人富山国際学園内部監査規則

【資料 5-5-3】 令和 5(2023)年度理事会議事録、評議員会議事録（【資料 F-10】と同じ）

【資料 5-5-4】 令和 5(2023)年度監事監査報告書（【資料 F-11】と同じ）

[基準 5 の自己評価]

本学における経営の規律と誠実性については、関連法令、寄附行為、学園諸規程及び本学諸規程に基づき、理事長及び学長のリーダーシップの下、適正に維持・運営できている。

理事会を適切に機能させるとともに、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスを確保し、リーダーシップとボトムアップのバランスが取れた運営を行っている。

平成 25(2013)年度以降十年間にわたり財政の収支均衡を確保してきたところであり、令和 5(2023)年度決算においては法人全体の当年度収支差額が赤字となったものの、安定した財政基盤の確立に向け、学生の定員確保や外部資金の獲得に向け戦略を練るなど改善に取り組むこととしている。また、厳正な会計監査の下、会計処理を適正に行っている。

以上のことから、「基準 5. 経営・管理と財務」はその基準を満たしていると自己評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

学則（第 1 条の 3）及び「富山国際大学自己点検評価に関する規程」に基づき、毎年度、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。

令和 4(2022)年度から令和 5(2023)年度にかけては、基準項目 4-1 に記載した全学的な組織改編を行うとともに、新たに「富山国際大学内部質保証に関する規程」を策定し、自己点検・評価を含む内部質保証の全学的な方針を明示して、組織・責任体制の整備を行った。

具体的な会議体としては、内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として、また教学マネジメントを支える基盤として、それぞれ学長を委員長とする「内部質保証委員会」と「教学マネジメント委員会」を、運営会議の専門委員会の位置付けで令和 5(2023)年度に新設した。

教学マネジメント委員会は、IR センター及び同センター委員会（活動内容は基準項目 6-2 で記述）と協働して教学 IR 体制を構築し、各種検証結果に基づく教育の質保証を担う。

内部質保証委員会は、自己点検評価委員会や教学マネジメント委員会からの報告のほか、学外有識者からなる外部評価委員会からの意見等に基づき、改善方針の検討・立案を行い、運営会議に報告するとともに、実質の改善推進組織である自己点検評価委員会に改善指示を出し、改善状況を確認するという一連の PDCA サイクルを回し、大学全体の質保証を機能させている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4(2022)年度から令和 5(2023)年度にかけて、大幅な組織改編を行うとともに、内部質保証関連の規程と会議体を整備し、大学全体の内部質保証と教育の質保証に責任を負う体制の明確化を図ることができた。特に令和 5(2023)年度には、内部質保証委員会を中心に、使命・目的等の見直しやカリキュラムの改定等の重要テーマについても議論を開始した。令和 6(2024)年度以降もこの体制を継続し、カリキュラムの改定については令和 7(2025)年度への反映を目指すこととする。

●エビデンス集（資料編）

【資料 6-1-1】 富山国際大学自己点検評価に関する規程

【資料 6-1-2】 富山国際大学内部質保証に関する規程

【資料 6-1-3】 富山国際大学内部質保証の方針

【資料 6-1-4】 富山国際大学教学マネジメント委員会規程（【資料 4-1-11】と同じ）

【資料 6-1-5】 教学マネジメント・内部質保証体制図

【資料 6-1-6】 令和 5(2023)年度第 1 回内部質保証委員会議事録

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「富山国際大学自己点検評価に関する規程」に基づき、学長を委員長とする自己点検評価委員会が中心となり、実施・取りまとめを行っている。

評価項目としては、①本学及び学部等の理念及び目標、②教育研究組織、③学生、④教育課程、⑤研究、⑥教員、⑦事務、⑧国際交流、⑨地域交流、⑩施設設備、⑪図書及び図書館、⑫管理運営及び財務、⑬自己点検評価の組織体制、⑭その他学長の特命事項に関することの14項目を掲げている（自己点検評価に関する規程第3条）。各年度の初めに、学部・部門ごとに前年度の活動状況を踏まえて自己点検・評価を行い、自己点検評価委員会がその結果を評価書にまとめている。

平成29(2017)年度からは、アクションプラン（基準項目6-3で記述）の実施状況の評価を組み込む形で対応してきた。評価書については、教授会への報告と運営会議の議を経て学内で共有するとともに、本学ウェブサイトに掲載し社会へ公表している。

また、本学が自主的・自律的に行う自己点検・評価の客観性及び妥当性等について検証・評価を得るための外部組織として、学外有識者からなる外部評価委員会を設置（年1回開催）しており、同委員会にも評価書を提出している。外部評価委員会で受けた本学の教育研究活動の質的向上及び管理運営等の改善に向けた意見等については、教授会で報告して学内で共有するとともに、議事録の形で本学ウェブサイトでも公開している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

a) IR センターの活動と体制

IR活動をより組織的に推進するため、令和4(2022)年度の組織改編において、本学の組織戦略を企画検討する戦略企画部配下の組織としてIRセンターを設立した。兼任教員2人と委員会メンバーの教員5人による体制で、IR活動に取り組んでいる。

一般社団法人学修評価・教育開発協議会のIR研修会に参加し、他大学のIR担当者と情報収集及び議論を行っている。本学からも毎年1回の事例発表を実施している。

b) データに基づく改善

本学では従来から、教学に関する各種のデータ収集と分析が行われ、分析結果のうち公開可能なものは本学ウェブサイトで開催してきた。その状況を表6-2-1に示す。

表 6-2-1 収集データと本学ウェブサイトでの公開状況

No.	データ	収集と分析部署	ホームページでの公開状況
1	GPA分布データ	学務課（教務担当）	分布状況を公開
2	授業アンケートデータ	学務課（教務担当）	集計結果を公開
3	MDASH リテラシーレベル・応用基礎レベル 認定者数	学務課（教務担当）	修了者数を公開
4	学生生活アンケートデータ	学務課（学生担当）	集計結果を公開
5	卒業時アンケートデータ	学務課（学生担当）	集計結果を公開
6	資格取得状況データ	学務課（学生担当）	取得状況を公開
7	進路状況データ	学務課（学生担当）	集計結果を公開
8	入試関係データ	入試センター	自己点検報告書中に集計結果を公開
9	新入生アンケート	学務課（入試担当）	非公開
10	企業アンケート	キャリア支援センター	非公開

このうち特に注目すべきことは、授業アンケートにおいて「総合評価」を問う設問と「教員の熱意」を問う設問に対する得点の高さである。図 6-2-1 と図 6-2-2 に示す通り、「総合評価」については令和 2(2020)年以降、現代社会学部において一貫して 5 点満点で 4 点以上、子ども育成学部において 4 点満点で 3.4 以上の値を得ている。「教員の熱意」については令和 2(2020)年以降、現代社会学部において 5 点満点で 4.2 点以上、子ども育成学部において 4 点満点で 3.4 点以上の値を得ている。

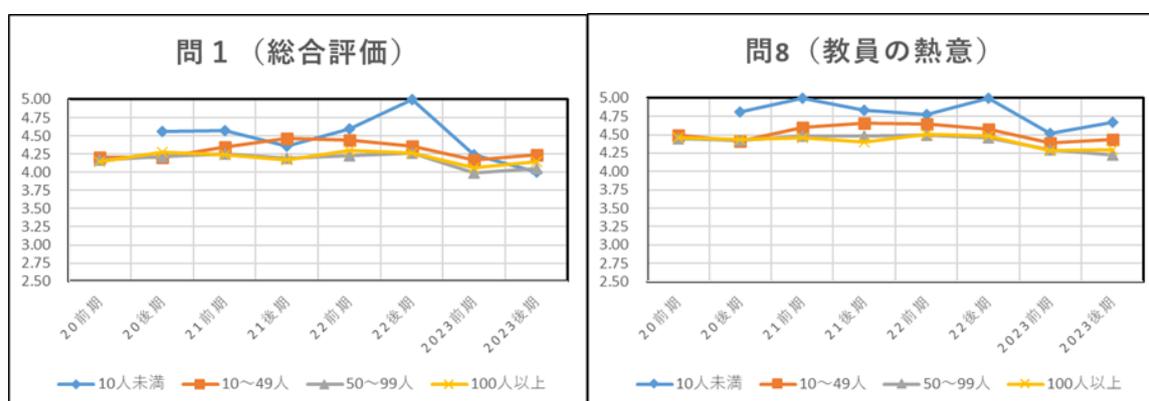


図 6-2-1 授業アンケート（現代社会学部）の各学期推移グラフ

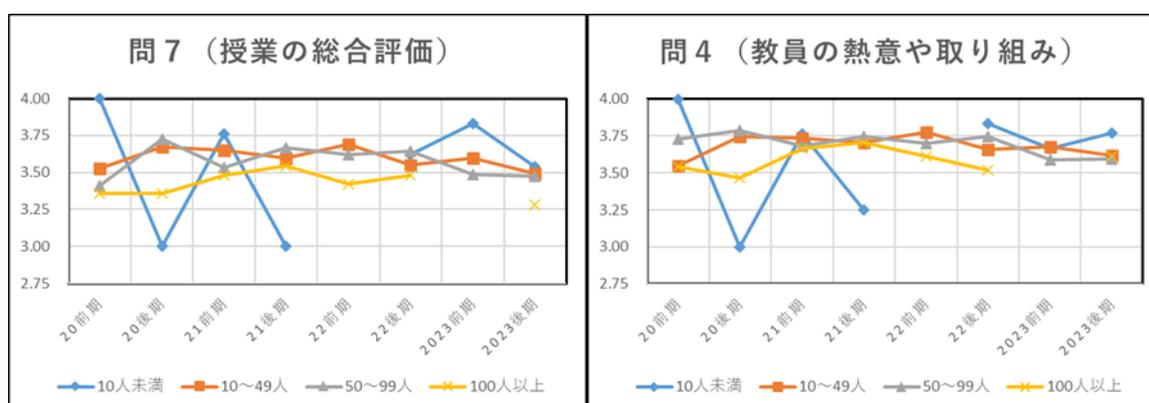


図 6-2-2 授業アンケート（子ども育成学部）の各学期推移グラフ

収集したデータの分析に基づいて改善を行ってきた例としては、学内ネットワークの整備と情報教育の充実が挙げられる。これに関連する学生生活アンケートの令和 2(2020)年以降の数値を表 6-2-2 に示す。「パソコン利用環境の満足度」は、令和 2(2020)年度には 5 点満点で 3.8 点であったところ、令和 5(2023)年度には 4.2 点に上昇した。これは、令和 3(2021)年度から 3 か年計画で「ネットワーク刷新事業」(外部接続ネットワークの高速化、Wi-Fi 環境の強化等)の推進、情報系教員の 1 人増員、パソコン教育のための外部講師招聘など、設備と教育の充実を図ったことによるものである。

表 6-2-2 コンピュータ利用と環境に関するアンケート結果と情報環境・情報教育の整備

		2020年	2021年	2022年	2023年
学生生活アンケート (5点満点での平均値)					
学問・勉強	コンピュータ利用の満足度	3.9	4.0	4.0	4.1
	現代社会学部	4.0	4.0	4.0	4.1
	子ども育成学部	3.8	4.0	4.0	4.1
施設	パソコン利用環境の満足度	3.8	3.7	3.9	4.2
	現代社会学部	3.9	3.9	3.9	4.1
	子ども育成学部	3.7	3.4	3.9	4.3
情報環境の整備			ネットワーク刷新事業----->		
外部から招聘した専門講師によるパソコン教育			専門講師によるパソコン講習---->		
情報系教員の数		3	3	4	4

c) 成績データ・進路データ・アンケートデータの可視化

IR センターの令和 5(2023)年度の活動として、BI (Business Intelligence) ツールとして定評のある「Tableau」を用い、分析活動を実施した。以下にその一例を示す。

<成績データの分析>

1 年次生終了時の GPA と 4 年次生終了時の GPA を比較して、成績が伸びた学生にどのような傾向があったのかを明らかにした。

<進路データの分析>

進路データに基づき、学生がどのような産業分類の会社に就職したのか、またはどのような職業に就いたのかを把握し、その経年変化の傾向を明らかにした。

<学生生活アンケートデータの分析>

令和元(2019)年以降の時系列での可視化を行い、コロナ禍にあっても「授業の充実度合い」「学力が向上した実感度合い」に変化はないと分かった。

<退学率の分析>

平成 27(2015)年度入学生から令和 2(2020)年度入学生までについて、「卒業までの退学率」は 6%以下であり、全国の私立大学の平均値 8.2%と比べると低いものとなっている。さらに、近年その数値が大きく下がっている。

<企業アンケートデータの分析>

企業の本学卒業生に対する評価は、「専門性」の修得状況に対してよりも、「人間性」と「社会性」の修得状況に対して高いことが分かった。

本学の企業研究会に参加する企業は採用選考時に、「人間性」と「コミュニケーション力」を重要視していることが明らかになった。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価については今後も着実に実施し、学内共有と外部への公表を行っていく。

IR活動については、収集データのうち卒業時アンケートデータを令和4(2022)年度まで無記名でデータ収集しているため、成績データ・進路データとの統合分析は不可能であった。このため、令和5(2023)年度の卒業時アンケートは学籍番号を取得できる形で実施することとし、今後は、成績データ・進路データとを組み合わせ合わせた統合分析を実施することとしている。

●エビデンス集（資料編）

【資料6-2-1】富山国際大学自己点検評価に関する規程（【資料6-1-1】と同じ）

【資料6-2-2】大学ウェブサイト（情報公開－自己点検・自己評価）

【資料6-2-3】富山国際大学IRセンター委員会の運営に関する規程

【資料6-2-4】令和5(2023)年度IRセンター委員会 議事録

【資料6-2-5】学修評価・教育開発協議会 IR研修会での事例発表

【資料6-2-6】IRセンターによる各種データの可視化・分析に関する資料

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、PDCAサイクルの推進に全学的に取り組んできた。平成30(2018)年度からは第2期アクションプラン（2018～2022年度）に掲げる各行動指針の下、毎年度各担当部局（各学部含む）が前年度の実績を自己点検・評価した上で当年度に実施する具体的な予定項目を検討し改善活動を行うPDCAサイクルを機能させてきた。

さらに、令和5(2023)年度には、第3期アクションプラン（2023～2025年度）を策定した。同プランは、同時進行で検討中であった「学校法人富山国際学園中期事業計画（令和6(2024)年度～10(2028)年度）」の内容（案）を反映するとともに、公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価の各基準も参考に、8項目（学修支援、学生生活支援、キャリア支援、国際交流・地域交流、学生募集・入学者受入、スマートキャンパス、法令遵守・法改正対応、就労環境・職能開発）と23の行動計画で構成している。変化の激しい時代において様々なニーズに柔軟かつ速やかに対応できるよう計画期間を3年間として、年度ご

とにその進捗を確認して以降の計画修正を可能とした。行動計画は、各部署で整理する課題管理表に落とし込み、随時進捗管理を行うとともに、第2期プランと同様に、各年度の自己点検・評価とその結果を踏まえた改善活動に生かすこととしている。

基準項目 3-3 で述べたとおり、令和 3(2021)年度には、三つのポリシーを起点として、機関（大学）・教育課程（学部）・科目・個人のそれぞれのレベルで学修成果を検証できるようにアセスメント・ポリシーを定め、翌年度にはデータ収集とテスト運用を、令和 5(2023)年度には評価項目を追加して本格運用を開始し、学修成果の達成状況に関する評価を行った。

アセスメント・ポリシーに掲げる評価項目のうち一部は従来から実施しており、基準項目 2-6 や基準項目 6-2 等でも言及したように教育の改善・向上に反映してきたところであり、今後は教学 IR 体制の下、学修成果の可視化とさらなる改善に取り組んでいく。

なお、基準項目 5-2-①でも述べたように平成 29(2017)年に受審した前回認証評価において、「就業規則等の重要な規則の改正については、『学園学内理事評議員会議』だけでなく理事会での議決をもって実施するように改善を要する。」との指摘を受け、平成 30(2018)年 3 月 19 日（月）開催の「学園学内理事評議員会議」において、重要な規則の制定、改正等は、今後理事会の議決をもって実施することを確認し、平成 30(2018)年 3 月以降開催の理事会から改善適用するとともに、改善報告書も提出済みである。

近年では、令和 4(2022)年度における「富山国際大学教員の任期に関する規則」や「富山国際大学職員服務規程」の改正、令和 5(2023)年度における「富山国際大学・富山短期大学ガバナンス・コード」の策定等の際にも、大学教授会、運営会議での審議を経たのち、理事会の議決をもって改正・施行している。

このほか文部科学省による設置計画履行状況調査については、調査を受けた平成 30(2018)～令和 3(2021)年度の間、いずれも指摘事項は付されなかった。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学独自の第3期アクションプラン（2023～2025 年度）等に基づき、年度ごとの具体的な行動計画の着実な実行と検証・改善により、引き続き PDCA サイクルを機能させる。特に、基準項目 6-1 及び基準項目 6-2 で述べた全学的な内部質保証の仕組みや教学 IR 体制の下で、学修成果の把握・可視化と分析、それらのエビデンスに基づく教育の改善・向上に取り組む。

●エビデンス集（資料編）

【資料 6-3-1】 富山国際大学第2期アクションプラン（2018～2022 年度）の総括について

【資料 6-3-2】 富山国際大学第3期アクションプラン（2023～2025 年度）

（【資料 2-2-11】 と同じ）

【資料 6-3-3】 学校法人富山国際学園中期事業計画（令和 6(2024)年度～10(2028)年度）

（【資料 1-2-11】 と同じ）

【資料 6-3-4】 令和 5(2023)年度理事会議事録、評議員会議事録（【資料 F-10】 と同じ）

【資料 6-3-5】 設置計画履行状況等調査の結果について

（平成 30(2018)～令和 3(2021)年度）

【基準 6 の自己評価】

大学全体の内部質保証と教育の質保証に責任を負う体制を明確にしており、自己点検・評価についても毎年実施し、評価書を作成・公表している。また、IR センターを設置し、内部質保証のためのデータ収集・分析を行いその結果を外部公開している。内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みについては、従来から大学独自のアクションプランに基づき機能させており、今後は全学的な内部質保証体制や教学 IR 体制の下でさらなる改善・向上に取り組むこととしている。

以上のことから、「基準 6. 内部質保証」はその基準を満たしていると自己評価する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会への貢献

A-1 地域連携の体制の整備と地域貢献活動の実施

A-1-① 地域連携計画の策定と推進体制の整備

A-1-② 大学主催の地域貢献事業の実施

A-1-③ 地域社会からの要請に応える地域貢献活動の実施

A-1-④ 教員と学生の専門性を生かした地域貢献活動の推進

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 地域連携計画の策定と推進体制の整備

a) 地域連携計画の策定

本学は、その目的として「国際社会及び地域社会の発展に貢献できる人材を養成する」ことを定めている。

本学の学生は富山県内高校の出身者が約 9 割を占め、また富山県内の企業・事業所・学校・施設等への就職者も約 8 割で、地域密着性の高い大学となっている。そのため、「地域で学ぶ、地域に学ぶ、地域で育つ」を合い言葉に、以下のような具体的行動計画を定め、自治体をはじめ県内の企業・団体等との連携を強化してきた。

- ・ 県内自治体等との連携協定の締結・協議を促進し、連携事業を促進強化する。
- ・ 地域課題解決型テーマによる卒業研究を積極的に実施する。
- ・ 県民に役立つ、魅力ある講座を提供する。
- ・ 「地域社会出講プログラム」を実施する。
- ・ 学生参加による地域貢献事業を促進する。
- ・ 地域課題解決への共同研究、事業連携を推進する。

b) 地域連携の推進体制

<学内の推進体制>

地域社会との交流・連携を推進するため、「地域交流センター」を設置している。同センターは、「富山国際大学地域連携推進委員会規程」に基づいて業務を行っている。

<自治体等との連携>

本学キャンパスが富山市内に位置することもあり富山市とは早期から連携しており、平成 19(2007)年度に包括連携協定を、また平成 26(2014)年度に富山市教育委員会と「連携協力に関する覚書」(子ども育成学部)を締結した。

平成 27(2015)年度に富山県の南西に位置する南砺市と包括連携協定、平成 27(2015)年度に射水市教育委員会と「教育に関する連携協定」(子ども育成学部)、平成 28(2016)年度に高岡市との包括連携協定、さらには、平成 30(2018)年度に黒部市・黒部商工会議所との包括連携協定を締結した。

富山県との連携としては、県民にも開放する寄附講義開催のための資金や富山県ひとつくり財団を通じた教育研究助成を受けている。

<企業及び諸団体との連携>

本学は、以下の団体の会員となり活動している。

富山県経営者協会、富山商工会議所、北陸経済連合会、富山しんきんビジネスクラブ、一般社団法人全国保育士養成協議会、全国保育士養成協議会中部ブロック協議会、全国私立大学教職課程研究連絡協議会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

また、個別企業との連携としては、株式会社インテック、株式会社富山第一銀行と包括連携協定を締結している。

<他大学との連携>

大学コンソーシアム富山に加盟し、富山県内の7高等教育機関で、教育研究等の連携を図りながら、以下のような連携事業を行っている。

単位互換科目の開設、県内企業訪問、グローバルチャレンジ入門講座、学生による地域フィールドワーク研究助成、学生地域リーダー塾、高大連携セミナー、地域課題解決事業、大学連携講演、進学パンフレット作成

A-1-② 大学主催の地域貢献事業の実施

a) 「エクステンション・カレッジ」(市民講座、特別講演等)の開催

平成24(2012)年度から地域における知の拠点として、本学の持つ知的資源を社会に還元するためにエクステンション・カレッジを開設している。

令和5(2023)年度は、語学講座として英語(前期5人・後期5人)と中国語(前期8人、後期7人)を開講し、延べ25人の受講があった。また、特別講演会を開催し、77人の参加があった。

b) 自治体との協力による公開講座等の開催

富山県ひとつくり財団の助成を受けた公開講座・シンポジウムとして、平成28(2016)年度から令和5(2023)年度までの8年間に、11件開催している。

表 A-1 富山県ひとつくり財団の助成を受けた公開講座・シンポジウムの実績

年度	事業名
平成28年度 (2016年度)	平成28年度上市町ふるさと町民学園・富山国際大学連携公開講座 「地域資源を活用した地域づくり～自然と共生したまちづくりへの提案～」
平成29年度 (2017年度)	平成29年度 富山国際大学 現代社会学部経営情報専攻 地域連携講座 「地域産業資源の活用と経済発展 ～ 地域産業資源の有効活用と地域課題解決 ～」
平成30年度 (2018年度)	富山国際大学現代社会学部一大邱大学校経商大学 学術交流国際シンポジウム

平成 30 年度 (2018 年度)	富山国際大学 現代社会学部 現代社会学科 英語国際キャリア専攻 公開講座 「英語国際キャリア専攻開設記念シンポジウム ～グローバルに活躍し地域に貢献する～」
令和元年 (2019 年度)	富山国際大学現代社会学部現代社会学科（観光専攻）によるシンポジウム 「北陸新幹線開業後の富山県の観光・魅力創造」
令和元年 (2019 年度)	「富山国際大学 30 周年記念プレイベント・海外渡航における危機管理セミナー」
令和 2 年 (2020 年度)	富山国際大学開学 30 周年記講演会 「富山から世界へ 一万葉集の魅力 世界に発信」
令和 2 年 (2020 年度)	富山国際大学開学 30 周年記念シンポジウム 「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代における人材育成」
令和 3 年 (2021 年度)	富山国際大学 情報シンポジウム 「地域におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展に向けて」
令和 4 年 (2022 年度)	富山国際大学現代社会学部 公開シンポジウム 「カーボンニュートラル社会に向けた市民目線の SDGs」
令和 5 年 (2023 年度)	北陸新幹線敦賀開業記念フォーラム

A-1-③ 地域社会からの要請に応える地域貢献活動の実施

a) 地域社会・教育関連施設への出講

平成 13(2001)年度から、地域社会や高校への出講プログラムを実施している。本学ウェブサイトの各教員紹介ページに教員の専門性に基づく出講テーマを掲載している。令和 5(2023)年度に自治体や教育関連施設等からの依頼により本学の教員が講演会等の講師として参画した延べ件数は、現代社会学部 40 件、子ども育成学部 43 件であった。

b) 行政に関わる組織、委員会、審議会等の理事・委員の派遣

自治体や教育関連施設等からの依頼により、各種委員会、審議会等の理事・委員に教員が就任している。令和 5(2023)年度の延べ件数は、現代社会学部 70 件、子ども育成学部 59 件であった。

A-1-④ 教員と学生の専門性を生かした地域連携活動の推進

a) 現代社会学部の地域連携活動

<北陸新幹線の敦賀延線に伴う地域協議会の設立>

北陸新幹線沿線地域のまちづくりに関わる産官学の実務家や研究者らが集い、各地の現状や取組み、課題などに関する情報や知見を共有し、各地のまちづくりに生かすために、「北陸新幹線沿線連絡会議」を令和 4(2022)年 3 月に立ち上げた。Facebook 上での情報交換を基本に活動しているが、令和 4(2022)年 3 月と令和 6(2024)年 2 月には富山市、上越市、敦賀市、その他の都市をオンラインで結んでフォーラムを開催した。

<空き家を活用した実践的リノベーションプロジェクト>

本学の学生が地域の人々と協働して、空き家を有効活用するプロジェクトを実施している。学生たちは事業企画から住民や管轄行政へのヒアリング、敷地・建物の調査、設計提案、事業主体の開拓、具体的な建築物に対するリノベーション設計、地域住民とのワークショップ、近隣説明会、リノベーション工事、展示物の制作、事業運営、運営プロモーションまでを実践している。

<観光資源維持を目的とする学生ボランティア活動>

本学の学生が県内有数の観光資源である「海王丸」の総帆展帆ボランティアに参加し、観光資源の保全に貢献している。同施設では、ボランティア参加者の高齢化や登録者数の減少が課題となっている。そこで、学生が主体的にボランティア参加し、地域の観光資源の保全と PR イベントのサポートに取り組んでいる。この活動が学生自身の多様な学びにもつながっている。

<富山市の過疎山村地区における地域活性化活動>

常願寺川最上流に位置する富山市小見地区は観光資源に乏しい上に高齢化が進行し、地域活性化となりうる要素の発見が困難な状況である。そこで、そのような地域における日常の画像及び動画を様々な言語（日本語、英語、ベトナム語）で各種 SNS やウェブサイトから発信し、そのアクセスログを解析することで、地域活性化の要素発見に結びつける取組みを地域住民と本学の学生が力を合わせて行っている。

<過疎山村の田んぼを利用した酒米栽培からの日本酒造りプロジェクト>

耕作放棄の増えた過疎山村の田んぼを利用した日本酒造りプロジェクトを推進している。本学の教員と学生が、地元農業法人と酒蔵の協力を得て、富山県産酒米の栽培から醸造、商品化まで一連の日本酒製造プロセスを実施する。この活動を通じて学生はプロジェクト管理能力を含む多岐にわたるスキルを磨きながら、地元の文化と経済に貢献する高品質な日本酒を大学ブランドで出品している。

<小水力発電の開発推進>

小水力発電による地域振興とカーボンニュートラルを目指して、小水力発電適地の探索を地域住民と連携して推進している。合掌造りで有名な南砺市五箇山地区において発電所（160kW）が稼働し、その売電利益を茅葺屋根の維持管理費用や地域活性化 NPO の資金源に充てて成果を上げている。また、福井県においても同様の取組みをしている。

b) 子ども育成学部の地域連携活動

<学生によるこども食堂の運営>

原則毎月第4土曜日に「ちょっこ おいでま こども食堂キャンパス」を5年間開催してきた。コロナ禍でも活動を止めず、食事提供にとどまらない「プラス α」の活動にも取り組んできた。学内サークルとの共同企画により、工作キットやクイズなどのレクリエーションをはじめ、体育館を開放しての運動の提供、午前中に学習強化時間をつくる等、幼児から小学生まで多くのこどもたちの地域の居場所を創出している。

<県内唯一の学域 BBS（非行少年等の立ち直り活動）>

毎年7月、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」が、富山地方裁判所はじめ富山保護観察所、富山少年鑑別

支所等、法務省の各関係機関参加の下で開催されている。本学の「SSW(School Social Worker)・BBS(Big Brothers and Sisters)研究会」は、平成 29(2017)年度から継続して、研究会会員の学生らで関連イベントの運営補助等を行い、非行の防止や非行少年等の立ち直り活動の一翼を担っている。

<富山市の生活保護受給世帯等への学習支援事業>

平成 24(2012)年度から富山市は、生活保護受給世帯並びに市内児童養護施設（愛育園・ルンビニ園）に入所している小中学生を対象に、「生活保護受給世帯等学習支援事業」を展開している。上述の「SSW・BBS 研究会」も学習支援員として同事業に参画している。

<小学校体育授業サポート>

体育授業や運動支援に高い関心をもつ学生が集まり、小学校から依頼のあった授業単元の立案、効果的な運動指導法の研修などに取り組んでいる。これまで、陸上運動の「ハードル走」、水泳運動の「水遊び」、器械運動の「跳び箱遊び」、表現運動などの授業支援を実施してきた。子どもの体力・運動能力低下がさげられる現在、担任教諭 1 人では児童全員に目が行き届かないジレンマを抱える中で、この支援事業は教育現場から高評価を得ている。

<中学校における生徒のキャリア形成支援>

富山市内の中学校では、「15 歳からのステップ」と題して 3 年次生全員を対象に、大学生自身がこれまでの人生を語る会を開催しており、ここに 20 人を超える本学の学生が参加した。教員よりも年齢が近く、自身も将来に向けて勉学に励んでいる大学生の話聞くことで、中学生が自分の進路について考える意欲を引き出す貴重な機会になっていると高い評価を受けている。

<「学外活動の日」を活用した地域ボランティアの推進>

令和 4(2022)年度から 1 年次生に対して、木曜日（前期は終日、後期は午後）に授業を組まず学外の活動に参加できるようにしている。例えば、令和 5(2023)年度には、富山市立呉羽小学校のクラブ活動に地域ボランティアとして 36 人の学生が登録し、13 のクラブ活動を支援した。その他、富山県教育委員会の観察実験アシスタント等の事業に参加している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

上で述べたように、これまでも地域密着型の大学として、学生が主体となり、地域社会の様々な問題に取り組んできた。今後は地域社会との連携を一層強化し、地域における本学の存在感をさらに高めていく。また、地域社会の課題を解決できる思考力と実践力を具えた人材を輩出するため、2 年後を見据えて新しいカリキュラムを開発する予定である。

●エビデンス集（資料編）

【資料 A-1-1】富山国際大学地域連携推進委員会規程

【資料 A-1-2】富山国際大学エクステンション・カレッジの運営に関する規程

[基準 A の自己評価]

本学の基本理念である「共存・共生の精神」に基づき、本学の学術活動や教育活動を資源としながら、地域連携の体制を整備し、地域社会の発展に貢献している。

以上のことから、「基準 A. 地域社会への貢献」はその基準を満たしていると自己評価する。

V. 特記事項

＜東黒牧キャンパスの森づくりと自然環境を生かした教育・保育の展開＞

緑豊かな東黒牧キャンパスに、平成 18(2006)年度に学生と教職員の協働による「環境サークル」が発足し、「とやまの森づくりサポートセンター」「NPO 法人きんたろう倶楽部」の協力を得て里山整備活動を開始した。また、大和ハウス工業株式会社とも森づくりに関する協定を結んでいる。現在、森林整備は毎年春～秋に 3 回程度実施している。

令和 3(2021)年度からは、「持続可能な社会」を採求する教育の推進等を目的に、富山国際学園福祉会（にながわ保育園・西田地方保育園）と連携して「森づくり」プロジェクトを開始した。子どもたちが安心して自然と触れ合える場の提供、保育園児やその保護者、福祉会職員と学生・教職員の協働による森づくり活動を行っている。令和 5(2023)年度は、にながわ保育園が 7 回、西田地方保育園が 6 回活動した。活動内容としては、干し柿づくりや昆虫採集などが挙げられる。様々な動植物や自然とのふれあいの中で、近年幼児教育において重要視されてきている非認知能力を育むよい機会となっている。

一方、大学内の空き地に繁茂する雑草を、手間をかけず二酸化炭素も出さずに除草する方法として、令和 4(2022)年度からヤギによるキャンパス内除草を試みている。学生にも人気で、95%以上の学生が好意的に受けとめている。令和 5(2023)年度には、学生の「SDGs 推進サークル」が主体となり、ヤギの頭数を増やし飼育期間も延長して活動を活発化させている。この活動は、学生の卒業研究にも役立っている。

豊かな自然に囲まれた東黒牧キャンパスならではのこれらの取組みは、本学の基本理念にある「共存・共生の精神」を当に具現化した活動ともなっており、今後も継続して積極的な活動を実施していく。



保育園児が干し柿づくりに挑戦



森で遊ぶ園児たち



ヤギと触れ合う学生たち



草を食み除草に貢献

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法にのっとり深く専門の学術を研究し、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成すること」を目的として明記している。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条に学部・学科・専攻・入学定員・編入学定員・収容定員を、第 3 条に事務組織等を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 10 条に修業年限を、第 11 条に在学年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 17 条に編入学、転入学、再入学を定めて明記している。	3-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業制度は設けていない）	3-1
第 90 条	○	学則第 13 条に入学資格を定め明記している。なお、入学予定者には卒業証明書等の提出を求め、入学資格の確認を行っている。	2-1
第 92 条	○	学則第 3 条に事務組織等について、第 4 条に教職員についての定めを、第 4 条第 2 項に学長の統督に関して明記している。また、学校法人富山国際学園職員組織規程、同事務組織規程、及び富山国際大学教員選考規程に職務・資格等を定め、適切に配置している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 6 条及び富山国際大学教授会規程に、教授会の設置及び学長の意思決定にあたり意見等を述べる事項を明確に定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 36 条及び第 37 条、富山国際大学学位規程に学位の授与について定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし（特別の課程は編成していない）	3-1
第 108 条	—	該当なし（本学は短期大学ではない）	2-1
第 109 条	○	学則第 1 条の 3、富山国際大学自己点検評価に関する規程及び同外部評価委員会規程に明記し点検・評価を行い、本学ウェブサイトで公開している。	6-2
第 113 条	○	本学ウェブサイトに教育研究活動等の概要を公開している。	3-2
第 114 条	○	学則第 3 条及び第 4 条に規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 17 条で規定・明記している。	2-1
第 132 条	○	学則第 17 条で規定・明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	本学学則で以下のように規定している。 第 1 章第 2 節組織で学部、事務組織等を、第 3 節第 4 条で教職員組織を、第 5 節で学年、学期、休業日を、第 2 章第 1 節で修業年	3-1 3-2

富山国際大学

		限と在学年限を、第 2 節で入学、第 3 節教育課程及び履修方法等で、授業科目と教育課程、授業期間、単位を、第 4 節では休学、転学部、留学及び退学を、第 5 節で卒業、単位等を、第 6 節では賞罰、第 8 節では入学検定料及び学費について明記している。 なお、寄宿舎等の該当施設がないため規定はない。	
第 24 条	○	学籍簿により管理し、富山国際大学個人情報保護に関する規程に基づき、適切に管理・運用している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 39 条、富山国際大学学生の懲戒に関する規程、同学生の不正行為にかかる取扱規程で定めている。	4-1
第 28 条	○	担当部署に備えている。	3-2
第 143 条	—	該当なし（本学では代議員会を置いていない）	4-1
第 146 条	○	学則第 26 条及び第 40 条、及び富山国際大学科目等履修生規程に規定している。	3-1
第 147 条	—	該当なし（早期卒業制度は設けていない）	3-1
第 148 条	—	該当なし（該当する学部等を設置していない）	3-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業制度は設けていない）	3-1
第 150 条	○	学則第 13 条に明記している。	2-1
第 151 条	—	該当なし（飛び入学制度は設けていない）	2-1
第 152 条	—	該当なし（飛び入学制度は設けていない）	2-1
第 153 条	—	該当なし（飛び入学制度は設けていない）	2-1
第 154 条	—	該当なし（飛び入学制度は設けていない）	2-1
第 161 条	○	学則第 17 条に定めている。	2-1
第 162 条	○	学則第 17 条に定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 7 条及び第 8 条に明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 40 条及び富山国際大学科目等履修生規程に規定している。	3-1
第 164 条	○	学則第 20 条の 2 及び富山国際大学副専攻プログラムに関する規程に明記している。	3-1
第 165 条の 2	○	学則第 1 条に各方針を定める旨を明記するとともに、アセスメント・ポリシーも定め、本学ウェブサイトや学生便覧等で公表、周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 1 条の 3 及び富山国際大学自己点検評価に関する規程に明記している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学ウェブサイトにて教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1

富山国際大学

第 173 条	○	学則第 37 条及び富山国際大学学位規程に明記している。	3-1
第 178 条	○	学則第 17 条及び第 26 条で規定している。	2-1
第 186 条	○	学則第 17 条及び第 26 条で規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準、その他法令等を最低基準とし、基準以上で運営しその向上に勤めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条の 2 に学部目的として明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 13 条、富山国際大学入試対策会議に関する規程、同アドミッション・オフィス設置要綱、及びアドミッション・ポリシーに基づき毎年度作成・更新する富山国際大学学生募集・入学者選抜実施大綱に基づき、適切に運営している。	2-1
第 3 条	○	学則第 2 条から第 4 条で規定し、教育研究上、適切な規模や内容、教員組織を有し、大学設置基準も満たしている。	1-2
第 4 条	○	学則第 2 条に定め、明記している。	1-2
第 5 条	○	教育職員免許状取得のための教職課程を設置している。このほか、保育士養成課程、社会福祉士受験資格等取得のための課程も設置している。	1-2
第 6 条	—	該当なし（学部以外の基本組織は設置していない）。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 3 条に事務組織等について、第 4 条に教職員についての定めを明記している。また、学校法人富山国際学園職員組織規程、同事務組織規程、及び富山国際大学教員選考規程に職務・資格等を定め、必要教員数を配置するとともに組織的な連携を確保している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	教育上主要と認める授業科目は原則として専任の教授、准教授が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員数及び教授数は大学設置基準が定める必要数を満たしている。	3-2 4-2

富山国際大学

第 11 条	○	学則第 1 条の 4 に規定し、研修の機会を設けている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	富山国際大学学長選考規則に基づき、適切に選考している。	4-1
第 13 条	○	富山国際大学教員選考規程第 4 条に明記し、遵守している。	3-2 4-2
第 14 条	○	富山国際大学教員選考規程第 5 条に明記し、遵守している。	3-2 4-2
第 15 条	○	富山国際大学教員選考規程第 6 条に明記し、遵守している。	3-2 4-2
第 16 条	○	富山国際大学教員選考規程第 7 条に明記し、遵守している。	3-2 4-2
第 17 条	—	該当なし（助手に関する規定は設けていない）	3-2 4-2
第 18 条	○	本学学則第 2 条に、編入学については第 17 条で定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 1 条の目的を達成するために、3つのポリシーを制定・公表し遵守するとともに、必要な教育課程等を学則第 2 章第 3 節で定め、別表により明記している。	3-2
第 19 条の 2	○	学則第 19 条の 2、第 24 条の 2 及び富山国際大学連携開設科目規程により規定している。	3-2
第 20 条	○	学則第 2 章第 3 節で定め、別表により明記している。	3-2
第 21 条	○	学則第 2 章第 3 節で定め、別表により明記している。	3-1
第 22 条	○	学則第 23 条に定め、遵守している。	3-2
第 23 条	○	学則第 7 条及び第 8 条に規定し、学年暦で適切な期間を単位として授業を実施している。	3-2
第 24 条	○	各授業において十分な教育効果が上げられるように、適正な人数となるよう、クラス数や教室を設定している。	2-5
第 25 条	○	学則第 19 条で定め、遵守している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業計画と目的、方法や内容、評価の基準等をシラバスに明記し、単位や成績等についても各学部の授業科目の履修に関する規程等で定めている。	3-1
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制は設けていない）	3-2
第 27 条	○	学則第 22 条、第 24 条で規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 28 条及び各学部の授業科目の履修に関する規程等で定めている。	3-2
第 27 条の 3	○	学則第 19 条の 2、第 24 条の 2 及び富山国際大学連携開設科目規程により規定している。	3-1

富山国際大学

第 28 条	○	学則第 25 条で規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 25 条の 2 に規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 26 条に規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし（長期履修制度は設定していない）	3-2
第 31 条	○	学則第 40 条の 2 に規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 28 条及び第 36 条に規定している。	3-1
第 33 条	—	該当なし（医学又は歯学に関する学科は設置していない）	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境を整備し、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	敷地内に運動場や体育館を設置している。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準の校舎等施設の要件を満たしている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館を設置しており、教育研究上必要な資料（図書、学術雑誌等）の収集・整理を行っている。	2-5
第 39 条	—	該当なし（該当する学部又は学科を設置していない）	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし（薬学に関する学科を設置していない）	2-5
第 40 条	○	学部・学科に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、毎年度、必要な予算を確保し、教育研究環境も整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	該当なし（学部等連係課程を設置していない）	3-2
第 42 条	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-1

富山国際大学

第 42 条の 10	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	2-5
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程は編成していない）	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程は編成していない）	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同教育課程は編成していない）	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同教育課程は編成していない）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同教育課程は編成していない）	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同教育課程は編成していない）	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同教育課程は編成していない）	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	4-2
第 58 条	—	該当なし（外国に学部、学科その他の組織を設けていない）	1-2
第 59 条	—	該当なし（大学院は設置していない）	2-5
第 61 条	—	該当なし（新たな大学等を設置していない）	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 37 条、及び富山国際大学学位規程で定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 37 条、及び富山国際大学学位規程で定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程に係る学位授与はない）	3-1
第 13 条	○	学位に関し必要な事項を学則第 36 条及び第 37 条各号に定め、学則を変更した場合は文部科学省に届け出を行っている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	富山国際学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）に基づき、意思決定機関として理事会を、諮問機関として評議員会を設置し、運営基盤の強化、並びに教育の質的向上とその運営の透明性を確保するため、適切に運営している。	5-1
第 26 条の 2	○	当該法令を遵守し、法人及び大学関係者に対して、特別の利益供与が行われないよう厳正に対応している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 32 条に基づき、常時事務所に備え、請求があった場合には、閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に基づき、理事 8 人、監事 2 人を選任している。	5-2

富山国際大学

			5-3
第 35 条の 2	○	役員には就任を依頼し、受任者からは就任承諾書と誓約書の提出を求め委任している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 11 条に定め、遵守している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務は、寄附行為第 7 条、第 13 条から第 15 条に規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任は、寄附行為第 6 条から第 10 条に定め、遵守している。	5-2
第 39 条	○	監事の兼職禁止は、寄附行為第 7 条に基づき遵守している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充は、寄附行為第 9 条に基づき適正に運営している。	5-2
第 41 条	○	評議員会は、寄附行為第 17 条に規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 19 条に定め、適正に運営している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 20 条に定め、適正に運営している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 21 条に定め、適正に運営している。	5-3
第 44 条の 2	○	事案が発生した場合は、私立学校法第 44 条の 2 を遵守し対処する。(賠償責任保険加入準備中)	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	事案が発生した場合は、私立学校法第 44 条の 3 を遵守し対処する。(賠償責任保険加入準備中)	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	事案が発生した場合は、私立学校法第 44 条の 4 を遵守し対処する。(賠償責任保険加入準備中)	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	事案が発生した場合は、私立学校法第 44 条の 5 を遵守し対処する。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 38 条に定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 29 条に定め、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 31 条に定め、遵守している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 32 条に定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 32 条の 3 及び学校法人富山国際学園役員等の報酬及び費用弁償に関する規程に定め、これに基づき運営している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 34 条に定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 32 条の 2 に定め、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3

富山国際大学

第 9 条			3-2 4-2
第 9 条の 3			3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5

富山国際大学

第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2

富山国際大学

第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1

第4条			3-1
第5条			3-1
第12条			3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人富山国際学園 寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	令和 7(2025)年度大学案内		
【資料 F-3】	大学学則（紙媒体）		
	富山国際大学学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	・ 令和 6(2024)年度学生募集要項 ・ 令和 6(2024)年度学生募集・入学者選抜実施大綱（学外秘データを除く）		
【資料 F-5】	学生便覧		
	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧		

富山国際大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6(2024)年度富山国際学園事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5(2023)年度富山国際学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料 F-5】 にも掲載
	・大学ウェブサイト（アクセス） ・令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p120～133	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	・学校法人富山国際学園諸規程 ・富山国際大学諸規程	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、 評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・学校法人富山国際学園役員等名簿 ・令和 5(2023)年度学校法人富山国際学園理事会、評議員会議事録	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	・計算書類（令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度） ・監事監査報告書（令和元(2019)年度～令和 5(2023)年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	・令和 6(2024)年度 Web シラバス ・令和 6(2024)年度オリエンテーション関連資料	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・アドミッション・ポリシー ・カリキュラム・ポリシー ・ディプロマ・ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	・該当なし（指摘なし）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	・平成 29 年度認証評価結果に対する改善報告書（令和 2 年 7 月 13 日付け） ・改善報告等に対する審査の結果について(通知) （令和 2 年 12 月 22 日付け 2 公財高評第 97 号）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	富山国際大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	富山国際大学開学 30 周年記念誌 (p11~12)	
【資料 1-1-4】	20240226「使命・目的等見直しワーキングチーム協議記録」	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	平成 21(2009)年度運営会議議事録	
【資料 1-2-2】	令和 5(2023)年度第 3 回内部質保証委員会議事録	
【資料 1-2-3】	令和 5(2023)年度第 11 回教授会及び第 13 回運営会議議事録	
【資料 1-2-4】	新規採用教職員研修会資料	
【資料 1-2-5】	非常勤講師への配布資料 (大学の使命関連)	
【資料 1-2-6】	令和 7(2025)年度大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-7】	大学ウェブサイト (大学の使命・目的及び教育目的)	
【資料 1-2-8】	シラバス (「現代社会概論」、「教養演習 I a」)	
【資料 1-2-9】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-10】	令和 6(2024)年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-11】	学校法人富山国際学園中期事業計画 (令和 6(2024)~10(2028)年度)	
【資料 1-2-12】	組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	令和 6(2024)年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	令和 6(2024)年度学生募集・入学者選抜実施大綱 (学外秘データを除く)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	総合型選抜及び入学後の状況 (現代社会学部)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学校法人富山国際学園事務組織規程	
【資料 2-2-2】	富山国際大学総合学務センター委員会規程	
【資料 2-2-3】	富山国際大学国際化推進・交流センター委員会規程	
【資料 2-2-4】	富山国際大学図書館委員会規程	
【資料 2-2-5】	総合学務センター委員会、国際化推進・交流センター委員会、 図書館委員会議事録	
【資料 2-2-6】	令和 6(2024)年度オリエンテーション資料	
【資料 2-2-7】	令和 6(2024)年度 Web シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-8】	学生用特設サイト (メニュー)	
【資料 2-2-9】	父母等懇談会関連資料	
【資料 2-2-10】	TUINS e ラーニング(ベーシックコース、ステップアップコース)	
【資料 2-2-11】	富山国際大学第 3 期アクションプラン (2023~2025 年度)	
【資料 2-2-12】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p83 (「チューターによる学生支援」)	
【資料 2-2-13】	大学ウェブサイト (教員紹介 (オフィスアワー))	
【資料 2-2-14】	富山国際大学障がい学生支援規程	
【資料 2-2-15】	大学ウェブサイト (障がい学生支援)	

富山国際大学

2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	富山国際大学キャリア支援センター委員会規程	
【資料 2-3-2】	学内企業研究会開催概要	
【資料 2-3-3】	企業・事業所・大学講演会開催概要	
【資料 2-3-4】	進路状況冊子	
【資料 2-3-5】	資格・免許取得状況（令和 3(2021)～5(2023)年度）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	富山国際大学クラブ規程	
【資料 2-4-2】	富山国際大学強化指定クラブ内規	
【資料 2-4-3】	大学祭パンフレット（両キャンパス）	
【資料 2-4-4】	夢への架け橋助成事業実施要領及び実績	
【資料 2-4-5】	富山国際大学健康管理センター委員会規程	
【資料 2-4-6】	健康管理センター、カウンセリング室利用実績(令和 5(2023)年度)	
【資料 2-4-7】	富山国際大学ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-4-8】	令和 7(2025)年度大学案内（保護者向けガイド）	
【資料 2-4-9】	奨学金・奨励者制度の概要と選考基準	
【資料 2-4-10】	留学生奨学金受給状況、留学生生活指導、宿舎別入居状況	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	各キャンパス校舎概要	
【資料 2-5-2】	富山国際大学防火管理規程	
【資料 2-5-3】	富山国際大学危機管理規程	
【資料 2-5-4】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p39～40、75～76 （図書館利用案内）	
【資料 2-5-5】	スマートキャンパス構想	
【資料 2-5-6】	子ども育成学部実習施設一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業アンケート（令和 3(2021)～令和 5(2023)年度）	
【資料 2-6-2】	学生生活アンケート（令和 3(2021)～令和 5(2023)年度）	
【資料 2-6-3】	学友会と学長との懇談会議事録	
【資料 2-6-4】	学生用特設サイト （学長との懇談会での意見・回答・対応について）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p2(ディプロマ・ポリシー)、p20 裏面「Ⅱ.現代社会学部」、p42 裏面「Ⅲ.子ども育成学部」	
【資料 3-1-2】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p21～23、p46 （進級要件・卒業要件）	
【資料 3-1-3】	富山国際大学現代社会学部授業科目の履修に関する規程	
【資料 3-1-4】	富山国際大学子ども育成学部授業科目の履修に関する規程	
【資料 3-1-5】	卒業論文ループブック、レポートループブック、 プレゼンテーションループブック	
【資料 3-1-6】	令和 5(2023)年度卒業判定教授会議事録	
【資料 3-1-7】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p17～19（GPA）	
【資料 3-1-8】	大学ウェブサイト（GPA 分布）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p2、20～21、42～43 （カリキュラム・ポリシー）	
【資料 3-2-2】	令和 6(2024)年度 Web シラバス	【資料 F-12】と同じ

富山国際大学

【資料 3-2-3】	シラバス作成要領	
【資料 3-2-4】	ピアチェックシート	
【資料 3-2-5】	富山国際大学現代社会学部授業科目の履修に関する規程	【資料 3-1-3】 と同じ
【資料 3-2-6】	富山国際大学子ども育成学部授業科目の履修に関する規程	【資料 3-1-4】 と同じ
【資料 3-2-7】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p19 (GPA による履修できる上限単位数の変動)	
【資料 3-2-8】	大学ウェブサイト (カリキュラムツリー)	
【資料 3-2-9】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p29～34 (現代社会学部教育課程表)	
【資料 3-2-10】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p52～54 (子ども育成学部教育課程表)	
【資料 3-2-11】	富山国際大学副専攻プログラムに関する規程	
【資料 3-2-12】	大学ウェブサイト (数理・データサイエンス・AI 教育プログラム)	
【資料 3-2-13】	現代社会学部「大学生活のためのツールブック」	
【資料 3-2-14】	子ども育成学部「教養演習ガイドブック」	
【資料 3-2-15】	総合学務センター委員会議事録	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 6(2024)年度入学生用学生便覧 p3～4 (アセスメント・ポリシー)	
【資料 3-3-2】	入学者アンケート (令和 4(2022)～令和 6(2024)年度)	
【資料 3-3-3】	自己評価シート	
【資料 3-3-4】	授業アンケート (令和 3(2021)～令和 5(2023)年度)	【資料 2-6-1】 と同じ
【資料 3-3-5】	学生生活アンケート (令和 3(2021)～令和 5(2023)年度)	【資料 2-6-2】 と同じ
【資料 3-3-6】	卒業時アンケート (令和 3(2021)～令和 5(2023)年度)	
【資料 3-3-7】	卒業生アンケート (令和 6(2024)年度)	
【資料 3-3-8】	企業アンケート (令和 5(2023)年度)	
【資料 3-3-9】	大学ウェブサイト (GPA 分布)	【資料 3-1-8】 と同じ
【資料 3-3-10】	資格・免許取得状況 (令和 3(2021)～5(2023)年度)	【資料 2-3-5】 と同じ
【資料 3-3-11】	卒業論文ループリック	【資料 3-1-5】 と同じ
【資料 3-3-12】	授業科目と関連した DP 達成度	
【資料 3-3-13】	能力特性評価テスト	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人富山国際学園職員組織規程	
【資料 4-1-2】	富山国際大学学長選考規則	
【資料 4-1-3】	富山国際大学学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 4-1-4】	富山国際大学運営会議規程	
【資料 4-1-5】	富山国際大学教授会規程	
【資料 4-1-6】	富山国際大学学長補佐会議 (旧連絡調整会議) 規程	
【資料 4-1-7】	組織図	【資料 1-2-12】 と同じ
【資料 4-1-8】	学校法人富山国際学園事務組織規程	【資料 2-2-1】 と同じ
【資料 4-1-9】	学校法人富山国際学園事務決裁規程	
【資料 4-1-10】	富山国際大学教学マネジメント指針	
【資料 4-1-11】	富山国際大学教学マネジメント委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	富山国際大学教員選考規程	
【資料 4-2-2】	富山国際大学就業規則	
【資料 4-2-3】	教員個人評価実施基準	
【資料 4-2-4】	令和 5(2023)年度 FD・SD 研修実績	

富山国際大学

【資料 4-2-5】	令和 6(2024)年度 FD・SD 研修計画	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	富山国際大学スタッフ・デベロップメント(SD)推進委員会規程	
【資料 4-3-2】	令和 5(2023)年度 FD・SD 研修実績	【資料 4-2-4】と同じ
【資料 4-3-3】	令和 6(2024)年度 FD・SD 研修計画	【資料 4-2-5】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学校法人富山国際学園科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金等事務取扱規程	
【資料 4-4-2】	学校法人富山国際学園の研究活動における不正行為の防止等に関する規程	
【資料 4-4-3】	富山国際大学倫理綱領	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人富山国際学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	富山国際大学・富山短期大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-3】	富山国際大学倫理綱領	【資料 4-4-3】と同じ
【資料 5-1-4】	富山国際大学第 3 期アクションプラン（2023～2025 年度）	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 5-1-5】	富山国際大学 SDGs 宣言	
【資料 5-1-6】	富山国際大学ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 5-1-7】	富山国際大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-8】	富山国際大学危機管理規程	【資料 2-5-3】と同じ
【資料 5-1-9】	富山国際大学防火管理規程	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 5-1-10】	富山国際学園呉羽キャンパス衛生委員会規則	
【資料 5-1-11】	富山国際学園東黒牧キャンパス衛生委員会規則	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人富山国際学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人富山国際学園学内理事評議員会議規程	
【資料 5-2-3】	令和 6(2024)年度学内理事評議員会議構成員	
【資料 5-2-4】	富山国際大学・富山短期大学ガバナンス・コード	【資料 5-1-2】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人富山国際学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人富山国際学園学内理事評議員会議規程	【資料 5-2-2】と同じ
【資料 5-3-3】	令和 6(2024)年度学内理事評議員会議構成員	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-4】	令和 5(2023)年度監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-5】	令和 5(2023)年度理事会議事録、評議員会議事録	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人富山国際学園中期事業計画 (令和 6(2024)年度～10(2028)年度)	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-4-2】	令和 5(2023)年度事業報告書・財務状況	【資料 F-7,11】と同じ
【資料 5-4-3】	学校法人富山国際学園資産運用規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人富山国際学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人富山国際学園内部監査規則	
【資料 5-5-3】	令和 5(2023)年度理事会議事録、評議員会議事録	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-5-4】	令和 5(2023)年度監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	富山国際大学自己点検評価に関する規程	
【資料 6-1-2】	富山国際大学内部質保証に関する規程	
【資料 6-1-3】	富山国際大学内部質保証の方針	
【資料 6-1-4】	富山国際大学教学マネジメント委員会規程	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 6-1-5】	教学マネジメント・内部質保証体制図	
【資料 6-1-6】	令和 5(2023)年度第 1 回内部質保証委員会議事録	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	富山国際大学自己点検評価に関する規程	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-2-2】	大学ウェブサイト（情報公開－自己点検・自己評価）	
【資料 6-2-3】	富山国際大学 IR センター委員会の運営に関する規程	
【資料 6-2-4】	令和 5(2023)年度 IR センター委員会 議事録	
【資料 6-2-5】	学修評価・教育開発協議会 IR 研修会での事例発表	
【資料 6-2-6】	IR センターによる各種データの可視化・分析に関する資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	富山国際大学第 2 期アクションプラン（2018～2022 年度）の総括について	
【資料 6-3-2】	富山国際大学第 3 期アクションプラン（2023～2025 年度）	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 6-3-3】	学校法人富山国際学園中期事業計画（令和 6(2024)年度～10(2028)年度）	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 6-3-4】	令和 5(2023)年度理事会議事録、評議員会議事録	【資料 F-10】と同じ
【資料 6-3-5】	設置計画履行状況等調査の結果について 平成 30(2018)～令和 3(2021)年度	

基準 A. 地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携の体制の整備と地域貢献活動の実施		
【資料 A-1-1】	富山国際大学地域連携推進委員会規程	
【資料 A-1-2】	富山国際大学エクステンション・カレッジの運営に関する規程	